

村山市都市計画マスタープラン

平成 20 年 3 月

目 次

序章	はじめに	1
序-1	村山市都市計画マスタープラン策定の背景と目的	1
序-2	都市計画マスタープランの役割	1
序-3	村山市都市計画マスタープランの目標年次	1
序-4	村山市都市計画マスタープランの位置づけ	2
序-5	村山市都市計画マスタープランの構成	2
第1章	村山市の現況	3
1-1	村山市の現況	3
1-2	人口動向	5
1-3	産業構造	7
1-4	観光・レクリエーション	8
1-5	土地利用	9
1-6	交通体系	9
1-7	都市基盤整備状況	10
第2章	住民意向調査	13
2-1	調査の概要	13
2-2	調査結果	14
第3章	都市づくりの課題	25
3-1	人口動向等に関する課題	25
3-2	産業構造等に関する課題	25
3-3	観光・交流等に関する課題	25
3-4	土地利用・交通体系等に関する課題	26
3-5	住宅・住環境等に関する課題	26
3-6	自然・景観等に関する課題	26
第4章	都市づくりの目標	27
4-1	都市の将来像	27
4-2	将来都市構造	29

第5章	部門別構想	35
5-1	部門別構想について	35
5-2	土地利用方針	36
5-3	交通体系の整備方針	40
5-4	公園・レクリエーション施設の整備方針	44
5-5	自然環境の保全方針	47
5-6	市街地整備の方針	50
5-7	都市景観の形成方針	52
5-8	交流まちづくりの方針	54
5-9	防災まちづくりの方針	56
5-10	その他の施設の整備方針	60
第6章	地域別構想	63
6-1	地域区分の考え方	63
6-2	地域区分	63
6-3	楯岡地域	64
6-4	西郷地域	73
6-5	大倉地域	81
6-6	大久保地域	88
6-7	富本地域	95
6-8	戸沢地域	102
6-9	袖崎地域	110
6-10	大高根地域	118
第7章	まちづくりの展開	125
7-1	実現化方策について	125
7-2	都市計画の役割	125
7-3	都市計画によるまちづくりの推進	126
7-4	住民・行政が協働するまちづくり	128
7-5	都市計画マスタープランの進行・管理	129

序章 はじめに

序－１ 村山市都市計画マスタープラン策定の背景と目的

都市計画法は、昭和 43 年 6 月に健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動の確保ならびに適正な制限による合理的な土地利用を図ることを基本理念とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として制定されました。

都市計画法制定後、地区計画制度の創設をはじめ、時々の政策課題に対応して制度を追加拡充されてきましたが、平成 4 年 6 月の都市計画法の改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)が創設された背景には、都市化社会における産業・社会構造の変化の急速な進展と価値観の多様化があったと考えられます。

また、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正では、法制定後、30 年以上経過する中での都市をめぐる社会経済情勢の変化に的確に対応するための見直しが行われ、都市計画が将来のまちづくりの手法としてさらに機能することを求めており、都市計画マスタープランが、都市計画への住民参加を促進する契機としても効果的に運用されることが望まれています。また、平成 18 年には、人口減少や超高齢社会への対応を見据えた「選択」と「集中」による都市計画の展開を図ることが求められています。

村山市都市計画マスタープランは、このような背景を踏まえて、村山市のまちづくりにおける将来ビジョンを定めたものです。

序－２ 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランに求められる役割は次のとおりです。

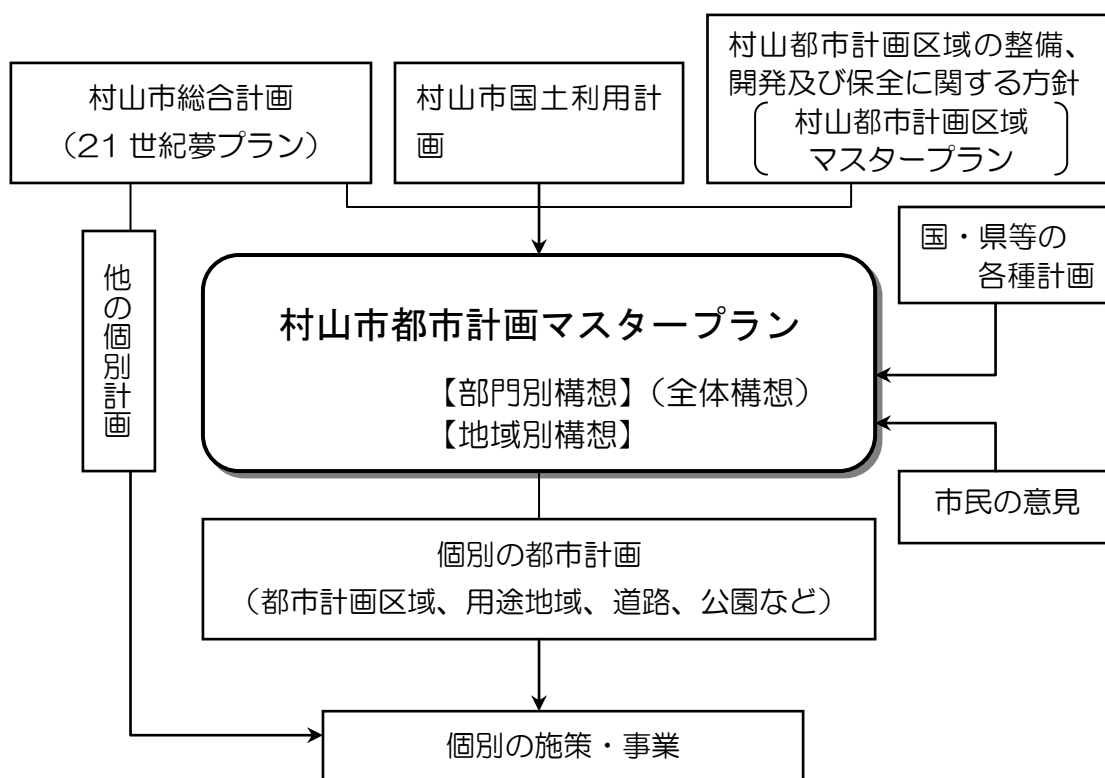
- ① 実現すべき具体的な都市の将来像を示します。
- ② 個々の土地利用規制等、都市計画の意義に対する地域住民の理解を得る根拠となります。
- ③ 個々の都市計画相互の調整を図ります。
- ④ 個々の土地利用規制や各種事業の都市計画決定・変更の指針となります。

序－３ 村山市都市計画マスタープランの目標年次

村山市都市計画マスタープランの目標年次は、20 年後の平成 39 年とします。

序ー４ 村山市都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランでは、村山市の「まちづくりの理念と目標」を掲げるほか、村山市全体の目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した部門ごとの整備方針等を示す「部門別構想」（全体構想）と、部門別構想で示された整備の方針等を受け、地域ごとのまちづくりの考え方や地域の将来像、整備の内容や方策等を示す「地域別構想」で構成します。



序ー５ 村山市都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、部門別構想と地域別構想で構成します。

<p>部門別構想 市全体のまちづくりの考え方を示し、まちづくりの目標と部門別の方針を示す</p>	<p>市内全域を視野に入れながら、都市計画区域を中心に考えます。また広域的な視野が必要なものについても配慮して、概ね20年後を目標年次として定めています。</p>
<p>地域別構想 市全体のまちづくりの考え方との整合を図りながら、地域ごとのまちづくりの目標と整備方針を示す</p>	<p>地域別構想は、部門別構想を踏まえて、旧集落や小学校区、中学校区及び行政区に配慮して地域を区分し、それぞれの地域ごとに定めています。</p>

第1章 村山市の現況

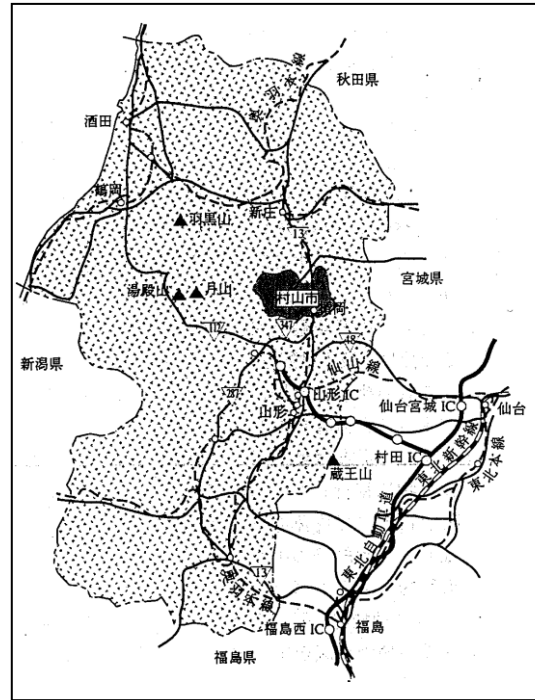
1-1 村山市の現況

(1) 位置

■北村山広域圏における中核都市

- ・ 山形盆地の北部に位置し、東側は奥羽山脈、西側は出羽丘陵に囲まれ、中央に日本3大急流の一つである最上川が流れています。
- ・ 東は尾花沢市、南は東根市、北は大石田町、西は大蔵村、寒河江市、河北町に面しています。

図1-1 位置図



(2) 交通

■国道13号が骨格

- ・ 国道13号、奥羽本線が市の東部を縦断し、市の西部には国道347号が最上川に沿って南北に走っている。
- ・ 山形空港からは車で15分(約15km)、山形市からは車で45分(約30km)、仙台市からは車で60分強(約50km)です。
- ・ 東北横断自動車道の開通(平成3年7月)、山形新幹線の東京駅直接乗り入れ(平成11年12月)により首都圏からのアクセスが向上しています。
- ・ 東北中央自動車道は、福島県、山形県、秋田県3県の主要都市を結ぶとともに、常磐自動車道、東北縦貫自動車道、山形自動車道、秋田自動車道と接続することから、山形県内陸部と北東北、南東北地域相互の高規格道路網を形成し、緊急時における代替・迂回等のネットワーク機能の強化を担う路線として、整備が進められている。

(3) 地形・地質

■丘陵に囲まれた都市

- ・ 最上川に合流する大旦川等の支流河川が市域を流れており、複合した扇状地となっています。
- ・ 平坦部は楯岡扇状地といわれ、比較的傾斜が大きくなっています。
- ・ 中心市街地である楯岡地域一帯は礫・砂・泥からなっており、軟弱な地盤で基盤層までが深くなっています。

(4) 歴史的沿革

■交通輸送上の要地として栄える

村山市の歴史は、縄文式祝部式土器の発見により、最上川流域、葉山・河島山の山麓に先祖が住んでいたといわれていますが、最上家4代満家の末弟伊予守満国が応永年間（1,394年～）に楯山に居城を築いて楯岡殿と呼ばれた頃から明らかにされています。それから、最上出羽守義光の舎弟甲斐守義久が元和2年（1,616年）この地に入って楯岡氏と称し、同8年最上家改易まで在城しましたが、その後は、城主は居住していないとされています。

江戸中期、米・紅花・麻などが栽培され活況を呈し、これら生産物の輸送は全て最上川にゆだねられました。その後、慶長7年（1,602年）羽州街道（旧国道13号）が開かれ、さらに明治34年に鉄道が敷かれることとなり、産業・文化の発展は最上川から道路・鉄道へ、生産物は紅花・麻から養蚕へと移り、さらに果実に移行しつつあります。

明治11年には廃藩置県を経て楯岡村に北村山郡役所が設置され、同25年には楯岡町となり、政治経済の中心となって発展してきました。

昭和29年11月に楯岡町を中心とした1町5か村の合併によって村山市が誕生し、同年12月に袖崎村、同30年1月に大高根村が合併、同年4月には袖崎地域のうち中五十沢・横内の両地区が尾花沢市に分かれ、10月には大石田町から新田・西山地区が編入されました。昭和38年8月には大久保の荒小屋地区が河北町に分布され現在に至っています。

(5) 文化財

■市内に点在する文化財

- ・ 霊山葉山、居合神社等の由緒ある史跡、神社や優れた文化財が数多く点在し、それぞれの文化や風習に由来する祭りや行事が催されています。

1-2 人口動向

(1) 人口及び世帯数の推移

■減少する人口、進行する核家族化

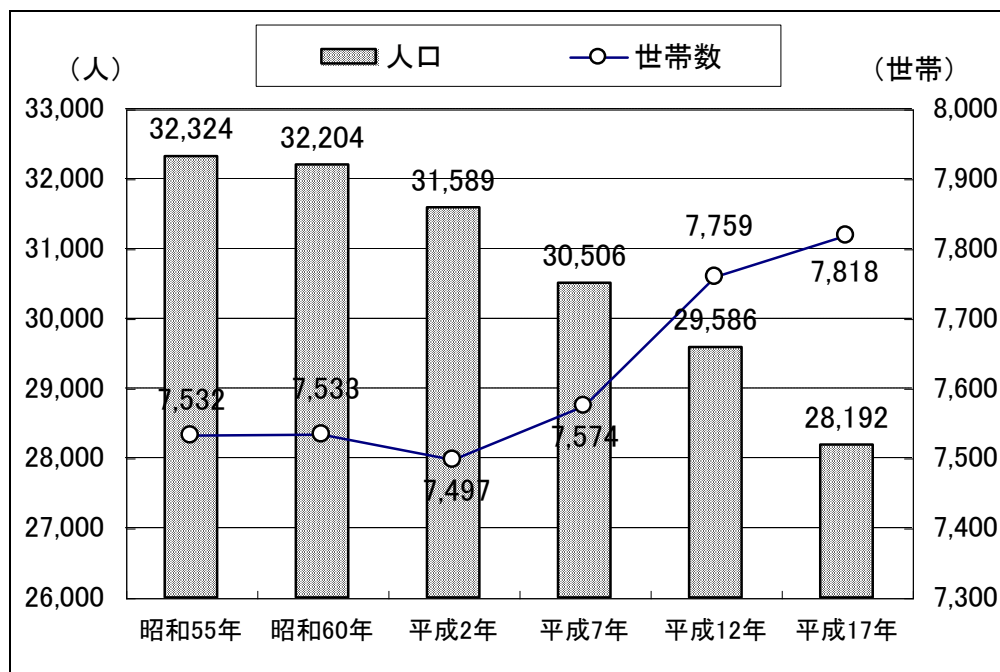
- ・ 村山市における人口は、昭和40年以降、減少の傾向にあります。
- ・ 世帯数は増加傾向にあり、平成17年では7,818世帯となっています。
- ・ 平成17年（国勢調査）の1世帯当たり人員は約3.6人/世帯と減少傾向にあり、核家族化の傾向がみられますが、県平均（約3.1人/世帯）や他市（山形市：約2.7人/世帯）に比べて世帯人員が多くなっています。

表1-1 人口及び世帯数の推移 (単位：世帯、人、人/世帯)

年次	世帯数	人口	一世帯当たりの人員
昭和55年	7,532	32,324	4.3
昭和60年	7,533	32,204	4.3
平成2年	7,497	31,589	4.2
平成7年	7,574	30,506	4.0
平成12年	7,759	29,586	3.8
平成17年	7,818	28,192	3.6

(資料：国勢調査)

図1-2 人口及び世帯数の推移



(資料：国勢調査)

(2) 年齢別人口

■進行する高齢化

- ・ 村山市の人口構成は、老年人口の割合が高く、昭和 55 年には全体の 13.8% であったのに対し、平成 17 年には 29.8% になっています。

(3) 地域別人口

■村山市の人口の 3 分の 1 を占める楯岡地域

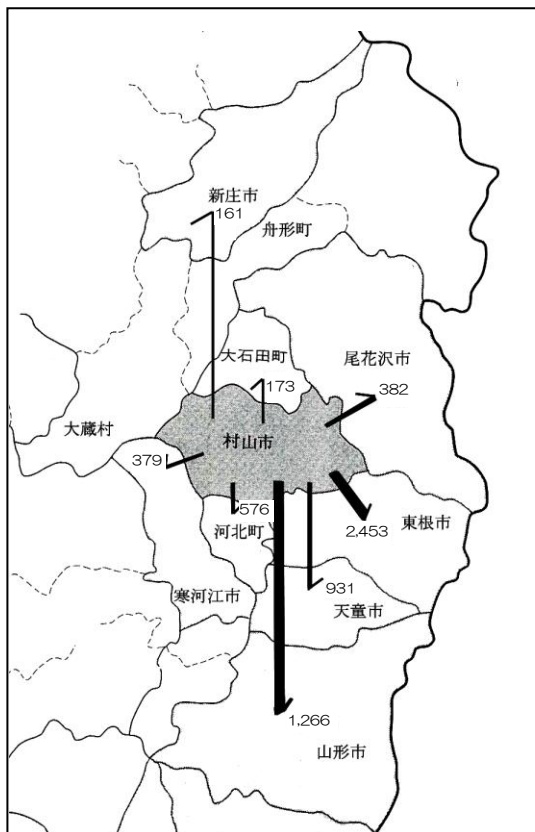
- ・ 村山市の人口の 3 分の 1 が楯岡地域に居住しており、次いで西郷地域が多くなっています。

(4) 従業・通学による人口の流入・流出

■東根市との強い結びつき

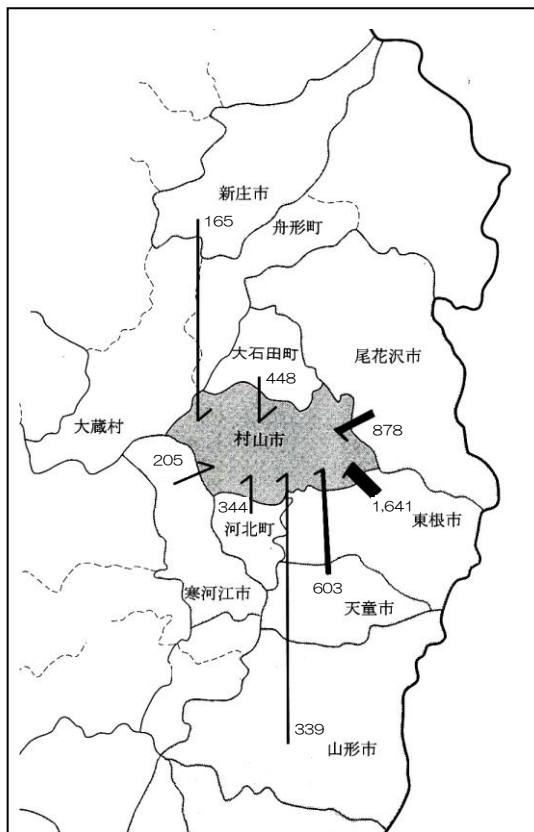
- ・ 村山市の平成 17 年における市外からの流入人口は 4,945 人、市外への流出人口は 6,508 人で、流出人口が流入人口を 1,563 人上回っています。
- ・ 流出先としては、東根市が最も多く、次いで山形市、天童市の順になっており、東根市との間の人口流動が最も大きくなっています。

図 1—3 流出人口



資料：国勢調査（単位：人）

図 1—4 流入人口



資料：国勢調査（単位：人）

1-3 産業構造

(1) 産業別就業者数及び事業所数

■第3次産業就業者の増加

- ・ 第1次産業就業者、第2次産業就業者は減少し、第3次産業就業者は増加しています。
- ・ 事業所数は、全体の約6割を第3次産業が占めています。

(2) 農業

■後継者不足による農業人口の減少

- ・ 村山市の農家数の推移をみると、全体数は減少しています。
- ・ 専業農家は増加の傾向にあり、第1種兼業農家は減少の傾向にあります。
- ・ 農家人口は年々減少しており、昭和53年の21,643人から平成17年では13,434人となっています。
- ・ 田が経営耕地の7割を占め、次いで畑、樹園地の順になっています。また、畑の面積の増加に伴い、樹園地の減少がみられます。
- ・ 米が農業粗生産額の4割近くを占めています。次いで、果実、野菜、畜産の順になっています。
- ・ 農家人口は総人口の約5割を占めています。

(3) 工業

■社会情勢により変化の大きい工業

- ・ 事業所数は昭和56年、従業者数は平成3年をピークに減少傾向に転じています。
- ・ 工業出荷額は、平成3年をピークに減少傾向にあり、平成14年には最も低くなりましたが、平成15年以降は増加に転じています。
- ・ 河島工業団地の製造品出荷額等は減少傾向にありますが、金谷工業団地は増加傾向にあります。

(4) 商業

■大規模店舗の進出

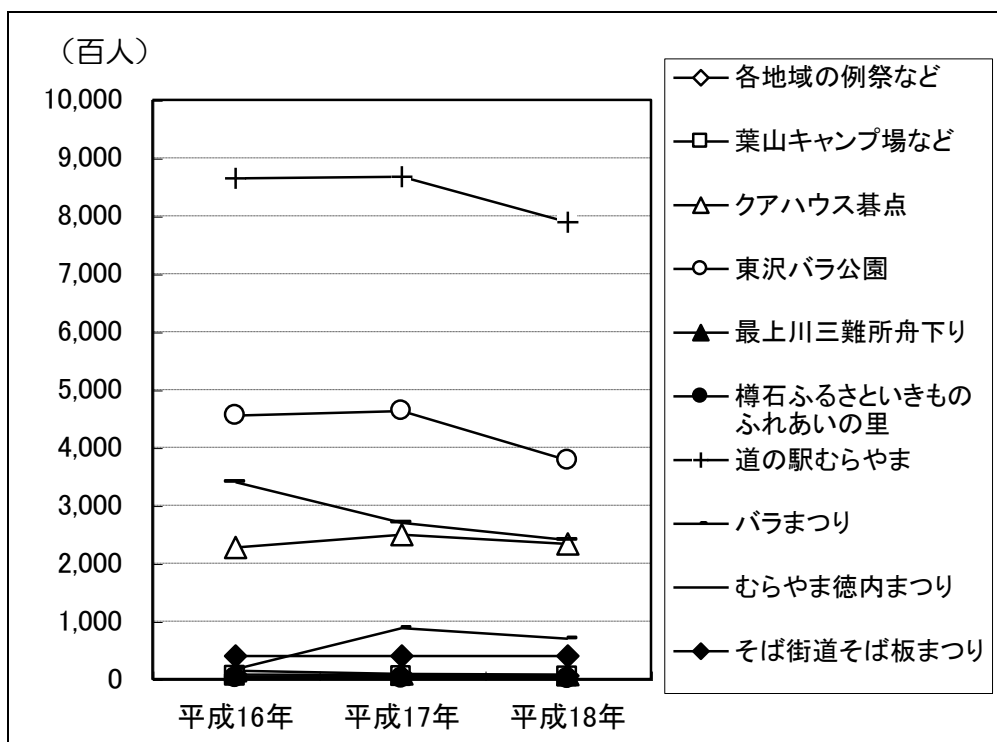
- ・ 商店数は個人商店の減少により、昭和57年をピークに減少しています。
- ・ 従業者数は、商店数の減少に伴って、減少しています。
- ・ 商品販売額は平成9年をピークに、減少に転じています。

1-4 観光・レクリエーション

■多様な観光資源

- ・ 日本一の東沢バラ公園の年間観光客は約 38 万人（平成 18 年）で、バラまつりの開催中が最も多くなっています。
- ・ むらやま徳内まつりの観光客数は約 24 万人（平成 18 年）となっています。
- ・ 多目的温泉保養館クアハウス基点が最上川三難所の一つである基点にあり、周辺にはテニスコートや遊歩道が整備されています。
- ・ 全国的に有名である元祖最上川三難所そば街道があり、街道沿いのそば畑には、季節になると白い花が咲き、板そばまつりには約 4 万人（平成 18 年）と多くなっているなど、市内には、豊富な観光資源があります。

図 1-4 年間観光客数の推移



1-5 土地利用

(1) 法規制

■都市計画区域は市域の7.8%

- ・ 市域 196.83km²のうち都市計画区域は 1530ha (市域の約 7.8%) を占め、用途地域は 419.2ha (約 2.1%) を占めています。
- ・ 農業振興地域は市域の 62.3%を占めており、そのうち平坦地は農用地区域に指定されています。
- ・ 森林区域は市域の 54.9%を占め、そのうち国有林が約 40%、地域森林計画対象民有林は 60%となっています。

(2) 土地利用

■市域の45.0%が山林・原野

- ・ 村山市の地目別面積は、山林・原野が最も多く、平成 18 年で 45.0%を占めています。次いで、田の 16.0%、畑の 10.9%、宅地の 3.9%となっています。
- ・ 人口集中地区は、平成 17 年の時点で 2.0km²で、市域面積の 1.0%を占めています。

1-6 交通体系

(1) 管理主体別道路

■村山市内の道路の舗装率は 88.8%

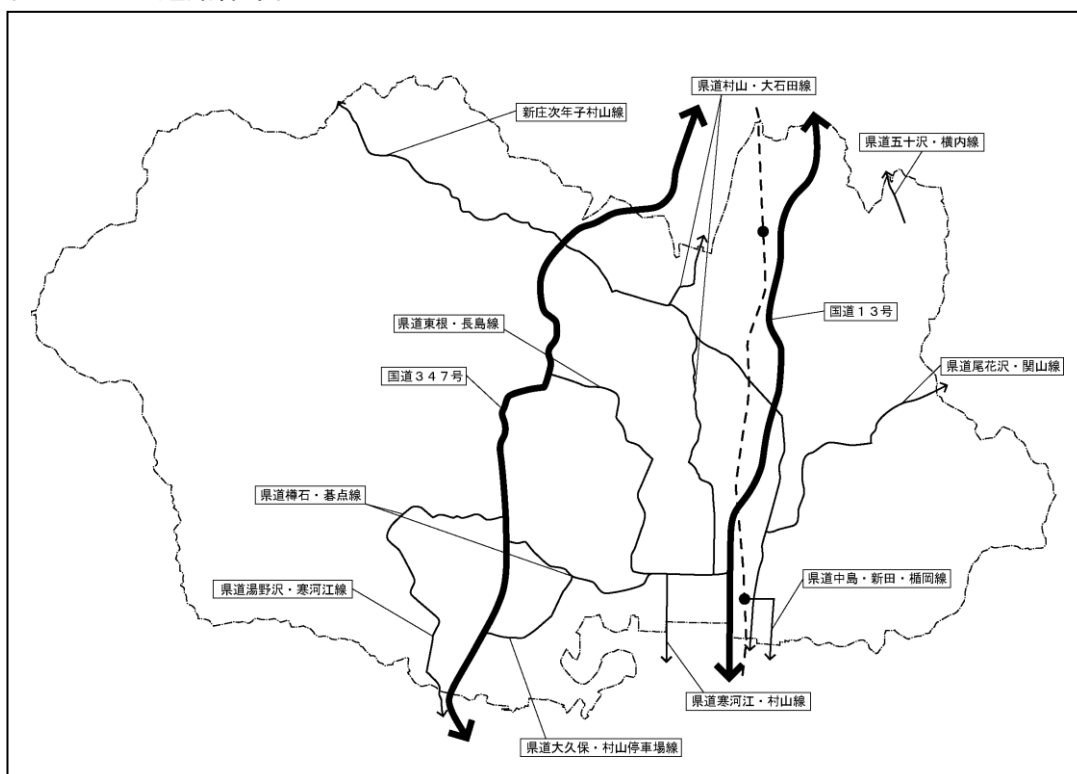
- ・ 村山市の道路は、国道 24,402m、県道 66,355m、市道 309,308mとなっています。
- ・ 村山市内の道路の舗装率は 88.8%であり、それぞれの舗装率は国道 100%、県道 95.1%、市道は 88.3%となっています。

(2) 公共交通機関

■公共交通機関の中心は村山駅

- ・ 鉄道は、JR 奥羽本線が市を南北に通っており、都市計画区域内には村山駅が、都市計画区域外には袖崎駅があります。
- ・ バスは村山駅前を発着する便を中心に市内の主要な道路を走っています。

図 1—5 道路体系図



1-7 都市基盤整備状況

(1) 市街地開発事業

■市街地整備事業が3ヶ所計画、実施されている。

- ・ 開発事業として組合施行による土地区画整理事業が2箇所、市施行による土地区画整理事業が1箇所完了しています。

表 1—2 面整備事業一覧

地区	事業名	事業年度	面積 (ha)
東新町	村山市新町土地区画整理事業	昭和 46 年度～ 昭和 50 年度	14.4
新高田	村山市中央土地区画整理事業	昭和 48 年度～ 昭和 53 年度	6.7
駅西	駅西土地区画整理事業	平成 10 年度～ 平成 15 年度	16.1

(2) 都市計画道路

■村山市の都市計画道路は4割弱が整備済み

- ・ 村山市の都市計画道路は9路線、延長29,840mが都市計画決定されており、そのうち10,560m(35.4%)が整備済みとなっています。
- ・ 東北中央自動車道は、村山市域内で都市計画道路1・3・1東根村山線、村山尾花沢線として都市計画決定され、事業着手段階に移行しています。

表1—3 都市計画道路 (単位：m)

等級番号	名称	幅員
3・2・1	河島楯岡線	32・22・18・16
3・3・1	東根村山尾花沢線	23.5・26.75
3・3・2	駅西線	22・22.8
3・4・1	江迎湯沢線	16・12
3・4・3	新町馬場線	18・16
3・4・4	楯岡東根温泉線	18・16
3・4・5	村山駅東沢線	20・18
1・3・1	村山尾花沢線	23.5
1・3・1	東根村山線	23.5

(3) 都市計画公園

■都市計画公園は6ヶ所

- ・ 村山市の都市計画公園は街区公園が5ヶ所、総合公園が1ヶ所あります。

表1—4 都市計画公園 (単位：ha)

		番号	名称	計画面積 (ha)	当初決定年月日
公園	街区公園	2・2・1	灰塚公園	0.21	昭和47.10.31
		2・2・2	江迎公園	0.21	昭和47.10.31
		2・2・3	中央公園	0.20	昭和50.7.1
		2・2・4	駅西第1公園	0.15	平成12.4.12
		2・2・5	駅西第2公園	0.34	平成12.4.12
	小計		5ヶ所	1.11	
	総合公園	5・8・1	東沢公園	145.20	昭和24.3.28
	計		6ヶ所	146.31	
都市緑地	都市緑地		村山中央緑地	0.24	平成4.10.1
	計			0.24	
	総計			146.55	

第2章 住民意向調査

2-1 調査の概要

(1) 調査の目的

本マスタープランを策定するに当たって、まちづくりに対する住民意向を把握し、その意向を村山市の将来像に反映させることを目的として、平成19年8月に、各地域まちづくり協議会を対象としてアンケート調査を実施しました。

(2) 調査内容

- ・生活環境に対する評価
- ・村山市の将来イメージ
- ・今後のまちづくりについて
- ・回答者の属性

(3) 回収状況

配布票289票に対し、189票の回収がありました。有効回答率は62.1%となっています。

(4) まとめ

アンケート調査の結果は概ね次のように整理されます。

●将来像は自然の豊かな都市

村山市は豊かな自然に恵まれた都市であり、将来像としても「自然の豊かな都市」としての発展を望む意向であることから、自然に恵まれた環境を活かした都市づくりへの要望が高くなっています。

●交通網整備への高い要望

全体として、幹線道路・生活道路への整備要望が高く、特に除雪時における交通障害の解消等、冬季における道路網の整備への要望が高くなっています。

●中心市街地の開発整備

日常生活面での商業施設の充実、また、それに伴い中心市街地の活性化を図ることを望む声が多くなっています。

●下水道、公園等の整備充実

下水道の整備及び広場、公園等の憩いの場の充実を望む声が多くなっています。

2-2 調査結果

(1) 回答者の属性について

①回答者の属性

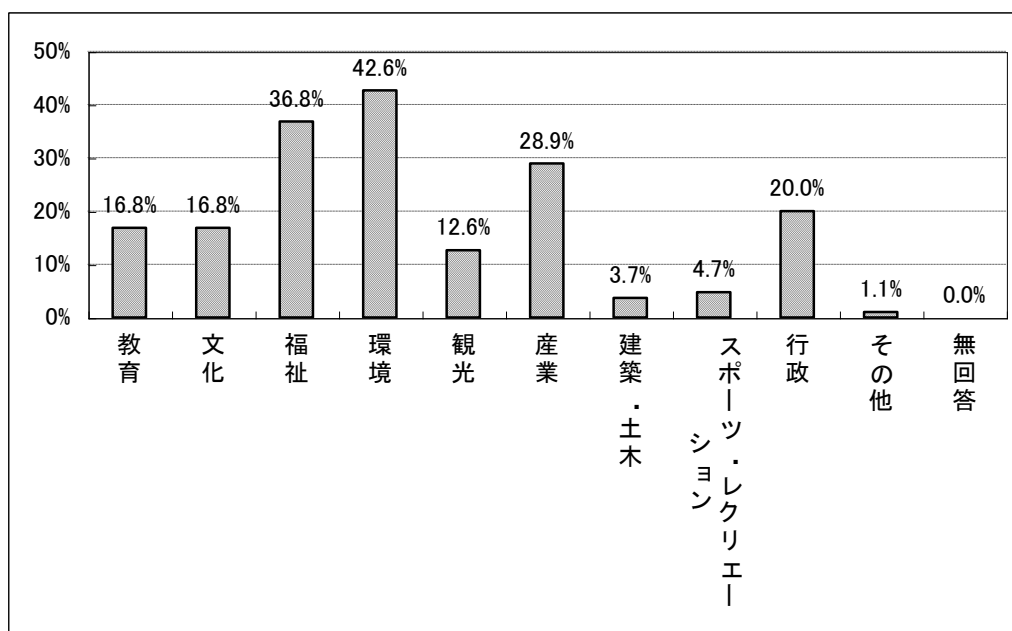
回答者は全体の8割が男性であり、年齢としては60歳以上の方が約6割を超えています。そのため、職業においては、無職が最も多い結果となっていますが、次いで、農業、会社員となっています。

②最も関心のあるまちづくりの分野

全体では、「環境」が42.6%で最も多く、次いで「福祉」が36.8%と大きな割合を占めています。地域別では、楯岡地域で「環境」、その他の地域では「福祉」に対する関心が高くなっています。

職業別では、会社員は「スポーツ・レクリエーション」、農業は「福祉」、自営業は「観光」「環境」、公務員は「環境」、学生は「教育」「文化」への関心も高くなっています。

図2-1 最も関心のあるまちづくりの分野



(2) 生活環境について

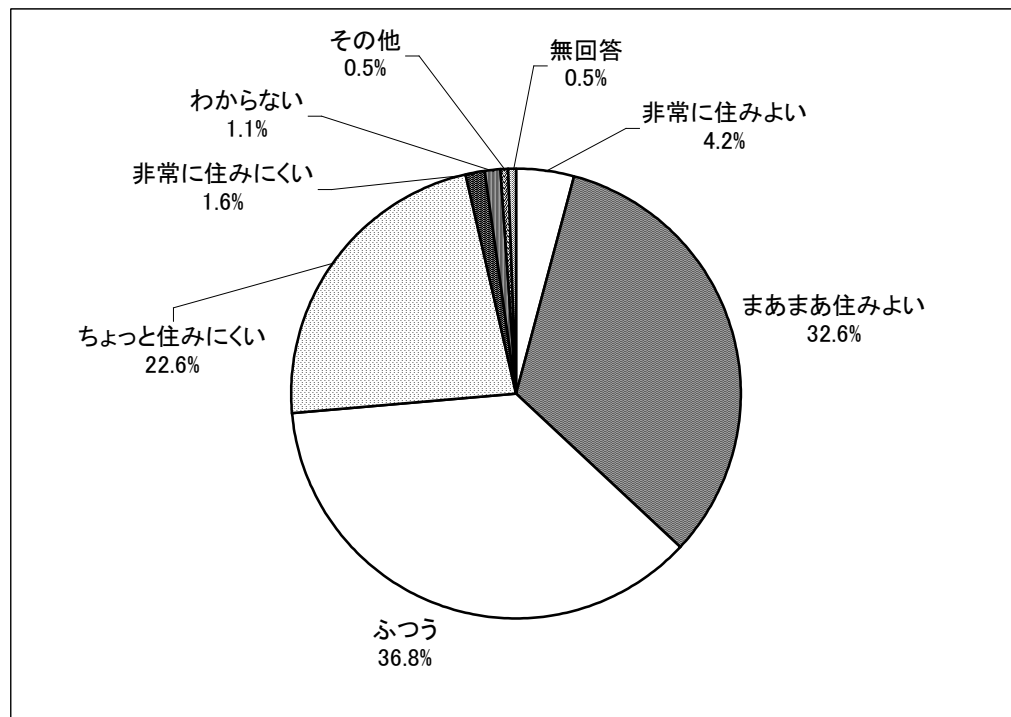
①村山市の住み心地

全体では、多い順に「ふつう」36.8%、「まあまあ住みよい」32.6%、「ちょっと住みにくい」22.6%となっています。「非常に住みよい」と「まあまあ住みよい」を合わせると36.8%となり、これは「非常に住みにくい」と「ちょっと住みにくい」を合わせた24.2%を上回る結果であることから、概ね生活環境に対しては満足している傾向にあります。

地域別では、「非常に住みよい」「まあまあ住みよい」と答えた人の合計が、楯岡、大倉で半数以上を占めており、「非常に住みにくい」「ちょっと住みにくい」の合計が「非常に住みよい」「まあまあ住みよい」の合計を上回った地域は、大久保、富本となっています。

年齢別では20代の半数近く、40代の3割近くが「ちょっと住みにくい」と答えています。

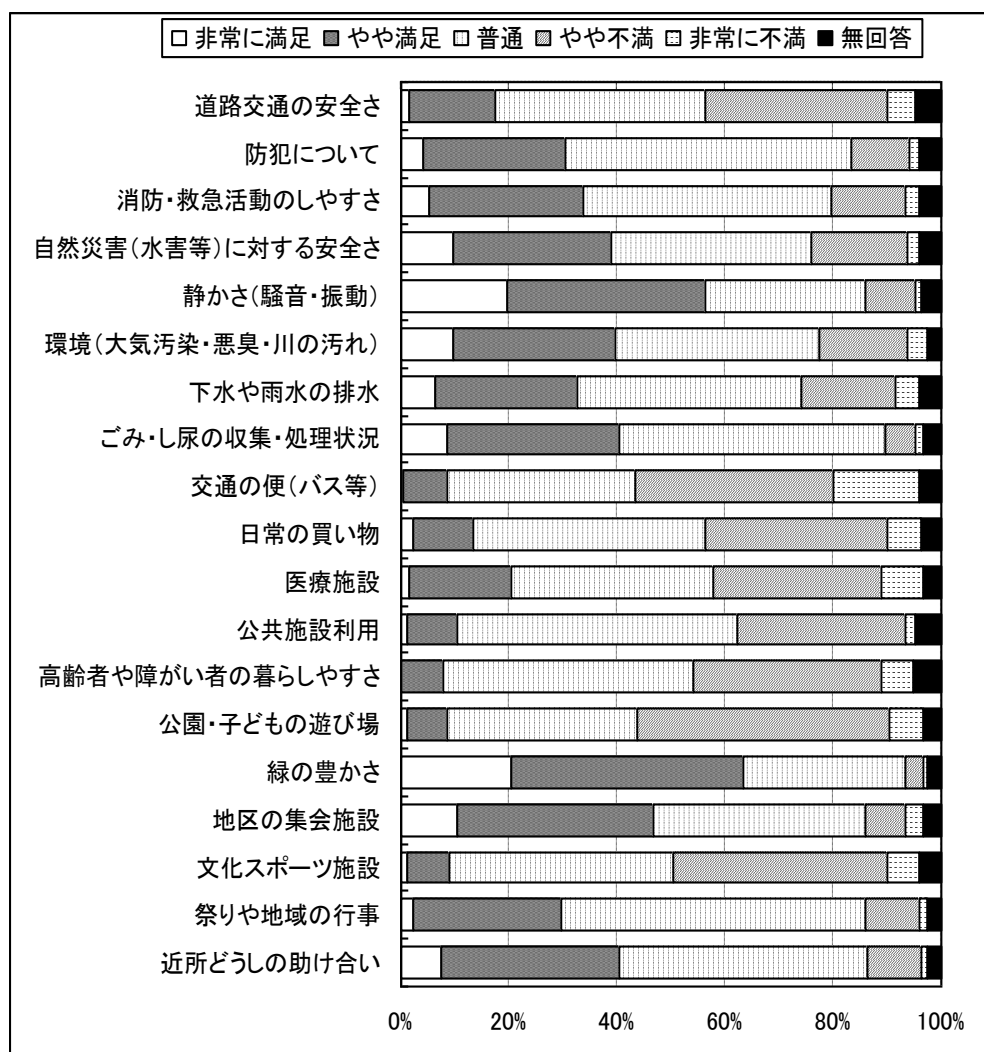
図2-2 村山市の住み心地について



②地域の暮らしやすさ

満足傾向（非常に満足及びやや満足）にあるものとしては「静かさ」「ゴミ・し尿の収集・処理状況」「緑の豊かさ」「地区の集会施設」「近所どうしの助け合い」であり、不満傾向（非常に不満及びやや不満）にあるものとしては「道路の安全さ」「交通の便」「日常の買い物」「医療施設」「高齢者や障がい者の暮らしやすさ」「公園・子どもの遊び場」「文化・スポーツ施設」となっており、都市の基盤の整備に対する不満が多くみられます。

図 2-3 地域の暮らしやすさについて



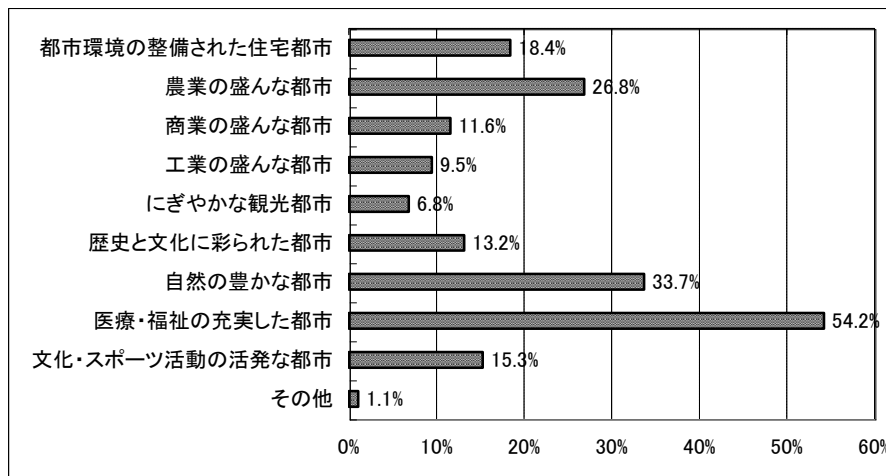
(3) 将来イメージについて

①村山市を将来どのようなまちにしたいか

全体では、多い順に「医療・福祉の充実した都市」54.2%、「自然の豊かな都市」33.7%、「農業の盛んな都市」26.8%となっています。

地域別では、楯岡地域で「都市環境の整備された住宅都市」が最も多くなっていますが、西郷地域は「農業の盛んな都市」、その他の地域に関してはいずれも「医療・福祉の充実した都市」が最も多くなっています。

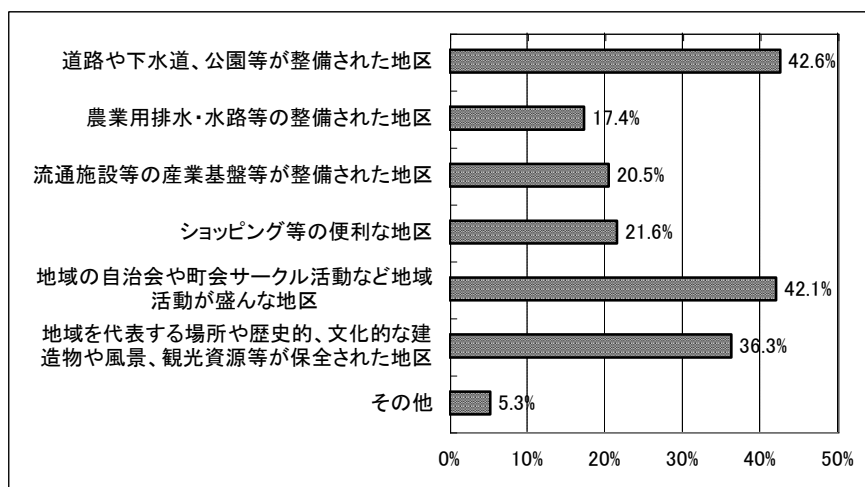
図2-4 村山市の将来イメージ



②自分の住んでいる地域を将来どのようなまちにしたいか

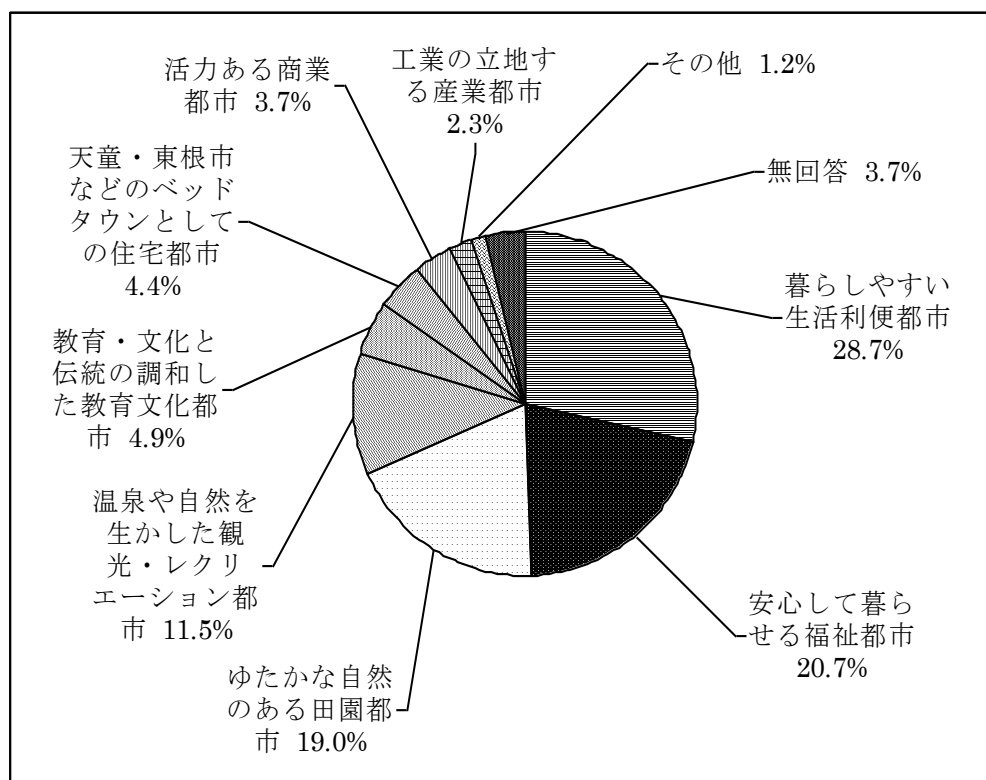
全体では、多い順に「道路や下水道、公園等が整備された地区」42.6%、「地域の自治会や町会サークル活動など地域活動が盛んな地区」42.1%、「地域を代表する場所や歴史的、文化的な建造物や風景、観光資源等が保全された地区」36.3%となっています。

図2-5 居住地域の将来イメージ



●村山市の望ましいイメージ

平成 16 年 3 月に策定された村山市国土利用計画における住民意向調査においては、多い順に「暮らしやすい生活利便都市」28.7%、「安心して暮らせる福祉都市」20.7%、「豊かな自然のある田園都市」19.0%となっており、都市生活を送る上での利便性の向上、安全安心なまちづくり、豊かな自然環境を活かしたまちづくりを望む意見が出ています。



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

都市計画マスタープランの意向調査と比べても、国土利用計画における意向調査の結果では、「豊かな自然があるまち」、「誰もが住みよい福祉のまち」「環境が整った、暮らしやすいまち」が上位を占めています。

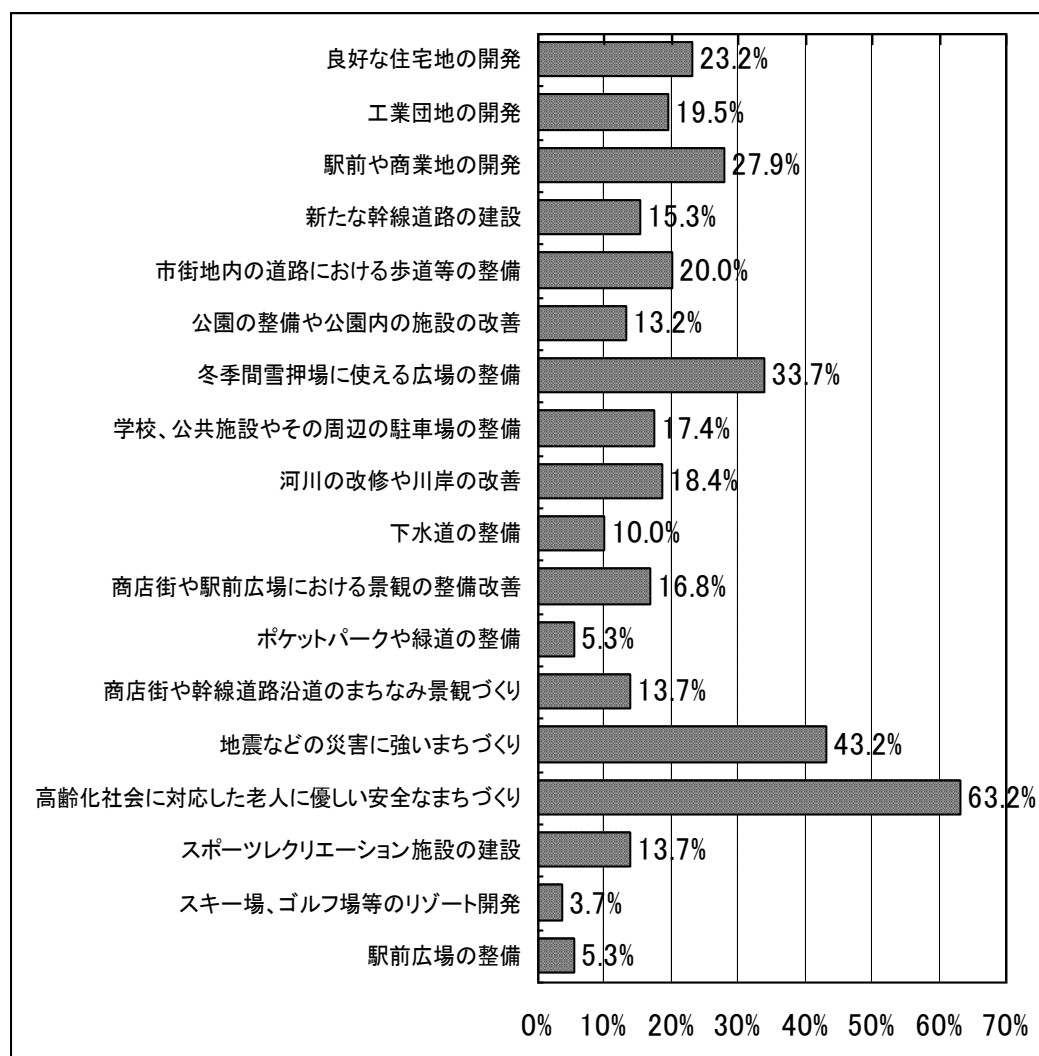
そのため、これらの考え方を踏まえた、まちづくりの展開が求められます。

(4) 村山市の今後のまちづくりについて

①重点的に進めるべきまちづくり

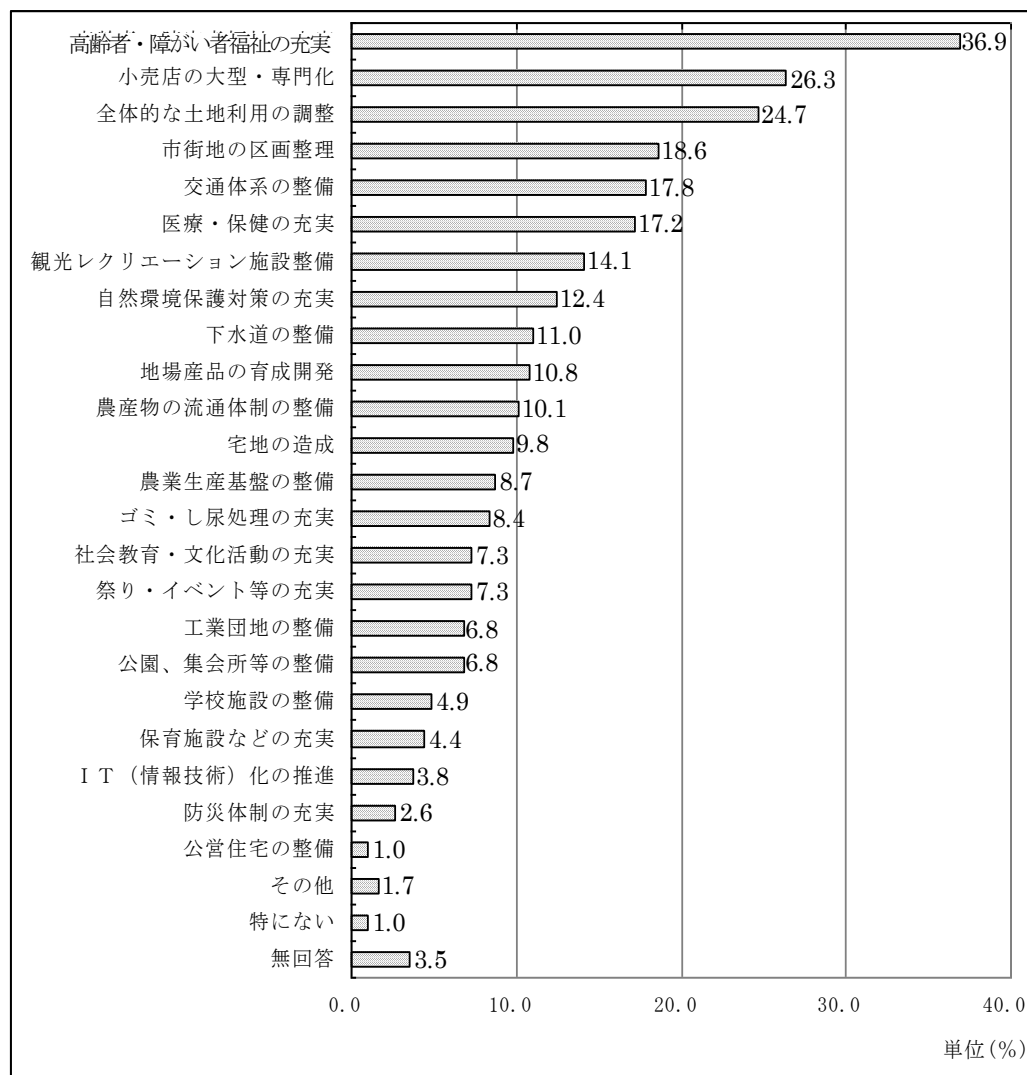
全体では、多い順に「高齢化社会に対応したまちづくり」63.2%、「地震などの災害に強いまちづくり」43.2%、「冬季間雪押場に使える広場の整備」33.7%、「駅前や商業地の開発」27.9%となっています。

図2-6 重点的に進めるべきまちづくり



●特に力を入れるべき施策や事業

平成 16 年 3 月に策定された村山市国土利用計画における住民意向調査においては、「高齢者・障がい者福祉の充実」「小売店の大型化・専門化」「全体的な土地利用の調整」「市街地の区画整理」などを望む意見が上位となっています。



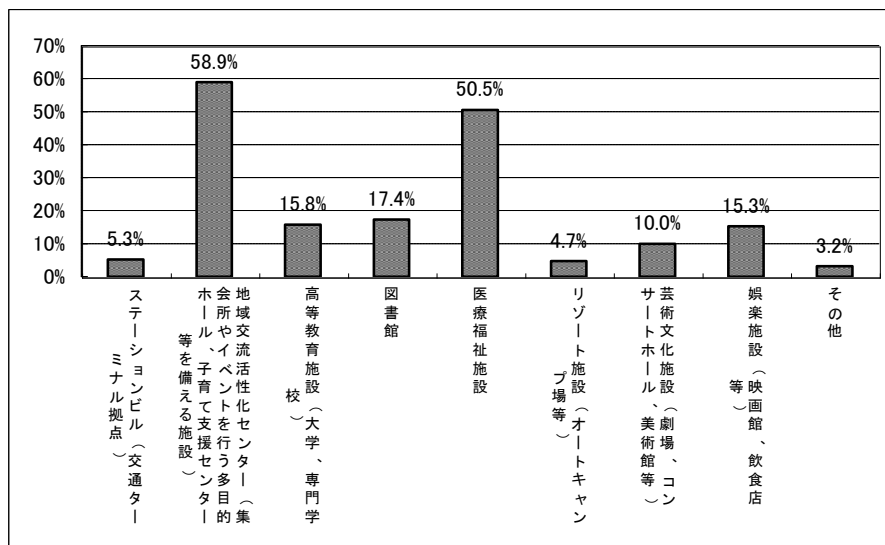
資料：村山市土地利用計画アンケート調査

国土利用計画における意向調査の結果も踏まえると、土地利用の調整などを図りながら市街地整備に取り組み、良好な住環境が形成された住宅地の形成や商業地の形成などが求められます。

②新たに導入した都市施設

新たに導入を望む都市施設としては、「地域交流活性化センター」58.9%、「医療福祉施設」50.5%となっており、少子高齢化に対応した都市機能の導入を求める意見が多くなっています。

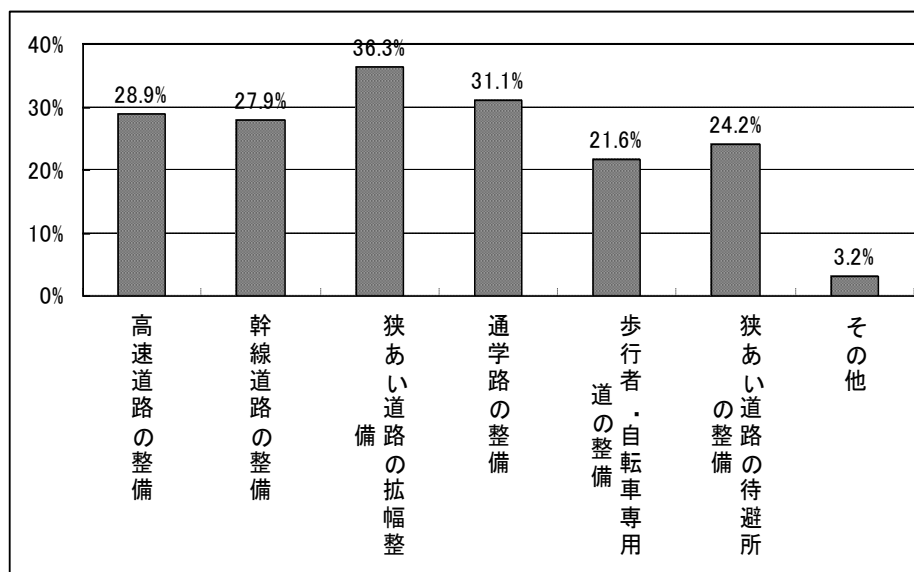
図2-7 新たに導入したい都市施設



③道路等の整備

「細街路の整備」が36.3%と最も多く、楯岡地域を中心として生活道路などの狭あい道路の整備が求められます。

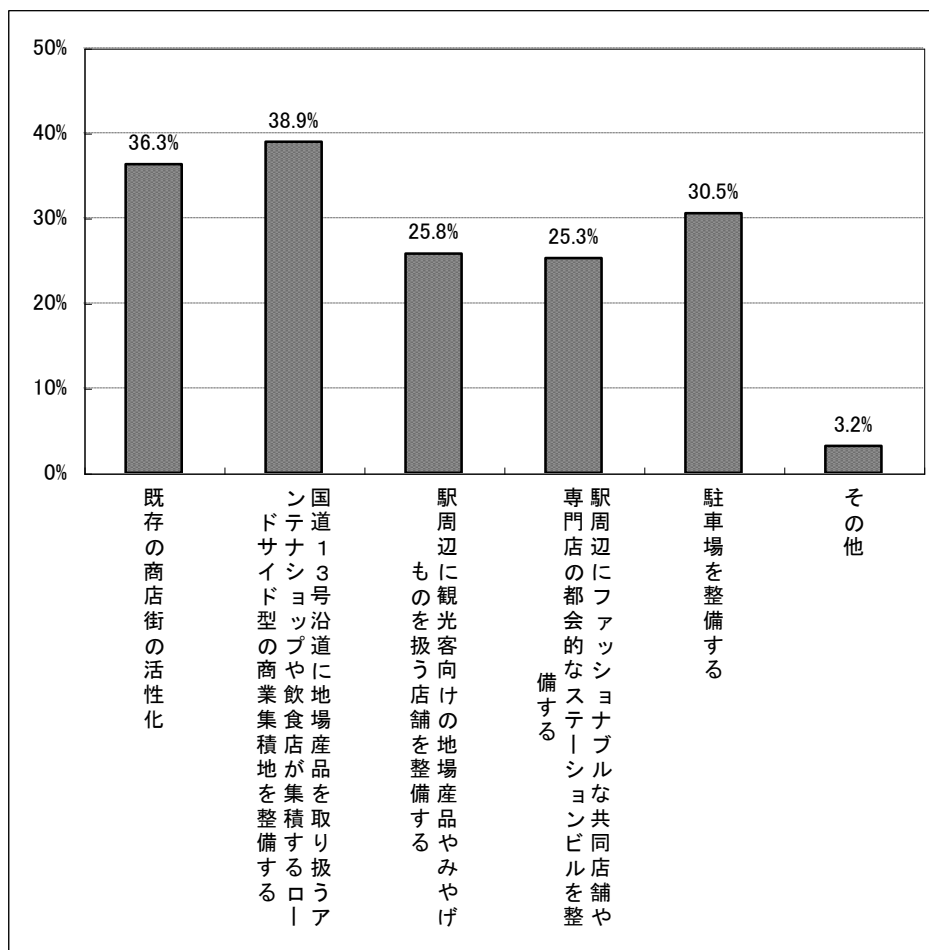
図2-8 道路等の整備



④商店街・商業地の整備

国道13号沿道の商業集積を望む意見が38.9%と最も多く、楯岡地域の中心部の再編整備が求められます。

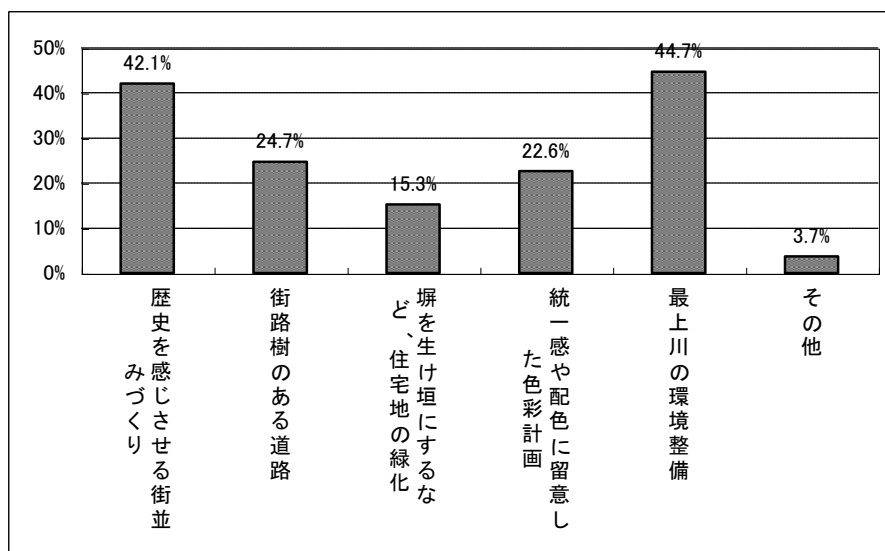
図2-9 商店街・商業地の整備



⑤良好な景観に配慮した街並みの整備

「最上川の環境整備」が44.7%と最も多く、市民になじみのある本市固有の緑を構成する景観要素を活かした整備が求められます。

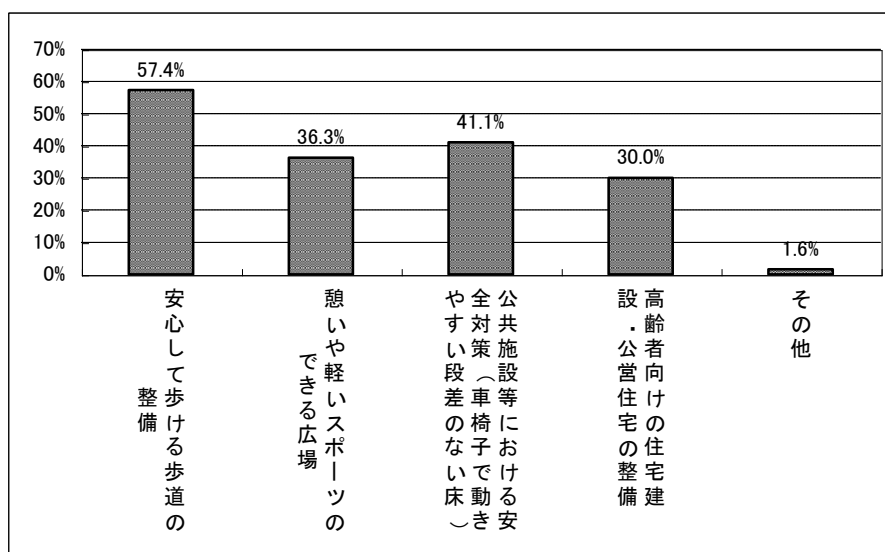
図2-10 良好な景観に配慮した街並みの整備



⑥高齢者や身体に障がいのある人に対する配慮

「安心して歩ける歩道の整備」が57.4%と過半数を占め、安全で快適に暮らせるまちづくりの展開が求められます。

図2-11 高齢者や身体に障がいのある人に対する配慮



第3章 都市づくりの課題

現況や意向調査から都市づくりにおける課題を、以下の通り整理します。

3-1 人口動向等に関する課題

■少子高齢化に対応したまちづくり

少子高齢化に伴い、誰もが安心して暮らせ、日常的な交流の増加を促進できるよう、ユニバーサルデザインの推進等の住環境改善を図る必要があります。

■魅力的な住宅地の確保と定住化の促進

人口の減少に歯止めをかけ、若年層をはじめとした定住化の促進を図るために、魅力的な住宅地の確保を図る必要があります。

3-2 産業構造等に関する課題

■多様な「農」の確立

農業の多様な機能を活用して、安全安心な農業生産物の確保や地産地消の促進、自然環境の保全等に配慮した農業の展開を図る必要があります。

■商業活性化

既存商店街の衰退などが懸念されるため、交流人口の増加に伴う賑わいの創出を支える商業環境の再構築を図る必要があります。

3-3 観光・交流等に関する課題

■観光資源の活用

本市の豊かな自然環境や“まつり”など、固有の地域資源を活用すると共に、これらの資源のネットワーク化による回遊性の向上を促進することで、更なる交流人口の増加を図る必要があります。

3-4 土地利用・交通体系等に関する課題

■にぎわいを促進する体系的な道路網の構築・土地利用の誘導

交流人口の促進、商業の活性化を支える交通環境の整備と、体系的な道路網の構築や、土地利用の誘導に伴う相乗効果の創出が求められます。

また、宅地整備と優良農地のバランスを見据えた土地利用の誘導を図る必要があります。

一方、本市の中心部である楯岡地域では、4m未滿の狭あい道路が多く存在し、良好な居住環境を確保するためにも、歩きやすい歩行空間の確保や譲りあいスポットや辻広場の整備、狭あい道路の解消が求められます。

3-5 住宅・住環境等に関する課題

■定住化を支える住宅地の確保

定住化を促進するため、産業構造の再編や都市基盤の整備に伴う良好な住宅地の確保と併せて、住みやすさや安全性等に配慮した住環境の整備を図る必要があります。

3-6 自然・景観等に関する課題

■良好な景観の保全・創出

市街地を囲む山々の稜線や、地域各所の固有の景観（田園の広がりや山岳からの眺望景観など）をまちづくり資源として捉え、これらの保全を図るとともに、良好な景観形成を図る必要があります。

第4章 都市づくりの目標

4-1 都市の将来像

(1) 都市づくりの目標

村山市都市計画区域の整備・開発及び保全の方針との整合に配慮し、総合計画で位置づけられている基本理念、基本目標を踏まえ、概ね20年後の都市の将来像を、次のように設定します。

村山の四季と元気を育む都市づくり

□中心市街地の活性化

市の人口3分の1が居住する楯岡地域の住環境や商業環境の改善、文化交流を支える都市基盤の整備を推進し、村山市の中心市街地として元気のある市街地環境づくりを目指します。

また、定住人口の確保を図るため、少子高齢化に配慮して、誰もが安心して生活できる環境づくりと、若者が住みたくなる魅力ある住宅地の形成を目指します。

□交流を広める都市づくり

楯岡地域を中心とした周辺集落や都市間との交流の促進を図り、活気ある都市づくりの推進を目指します。

東北中央自動車道などの広域幹線道路や、国道13号及び国道347号等を交流の基本軸と意識した交通体系の確立を図り、広域的な連携を強化します。

また、徳内まつりや東沢公園、クアハウス基点などの連携を強化し、これらを活かした観光・保養・レクリエーション機能を高めた交流人口の増加を目指します。

□田園風景、最上川などの自然景観の保全

田園や河川、周囲の山々は都市環境を構成する重要な要素であり、これらの景観は村山市の原風景でもあるため、自然景観の保全を図り、魅力的な都市環境づくりを目指します。

□工業の振興と働く場所の創出

県内有数のものづくり集積地として、多様な製造技術の継承や高度化に取り組み、工業の振興を目指します。

特に、技術力の高い精密機械や自動車部品の供給基地として相互連携した企業の立地促進を図り、若者の働く場所を創出し、地域全体の活性化を目指します。

(2) 将来人口

将来人口については、上位計画である村山市総合計画が平成 20 年度に見直し予定であるため、村山市都市計画マスタープランの将来人口については、今後の少子高齢化を考慮し、見直し後の総合計画に即することとする。

(3) 将来の市街地規模の考え方

上位計画で位置づけられている都市の将来人口を踏まえ、今後 20 年間の都市づくりの目標ともなる将来の市街地規模については以下のように考えます。

本市の人口は昭和 55 年以降で緩やかな減少傾向を示していましたが、近年では減少率が大きくなるとともに、世帯数の増加が続くなど、世帯当たりの人員数が減少しています。また、市の人口の 3 分の 1 は楯岡地域に居住しているものの、若年層の減少が著しく、中心部でも人口の減少がみられます。

一方、楯岡地域では、狭あい道路が多く存在するなど、住環境を改善するためには、道路の整備が必要となっています。

都市計画区域内には、低未利用地も多くみられますが、このような道路拡幅に要する用地の確保や新たな人口の受け皿の確保が求められることから、今後は、楯岡地域における市街地整備の促進を図ります。

一部の市街化農地は都市的土地利用への転換も見据えて、関係機関との協議を進めると共に、都市計画区域の外縁部における一団の宅地の適切な規制・誘導を図りながら、村山らしい魅力的な市街地を形成するよう検討を進めます。

4-2 将来都市構造

(1) 現在の都市の骨格

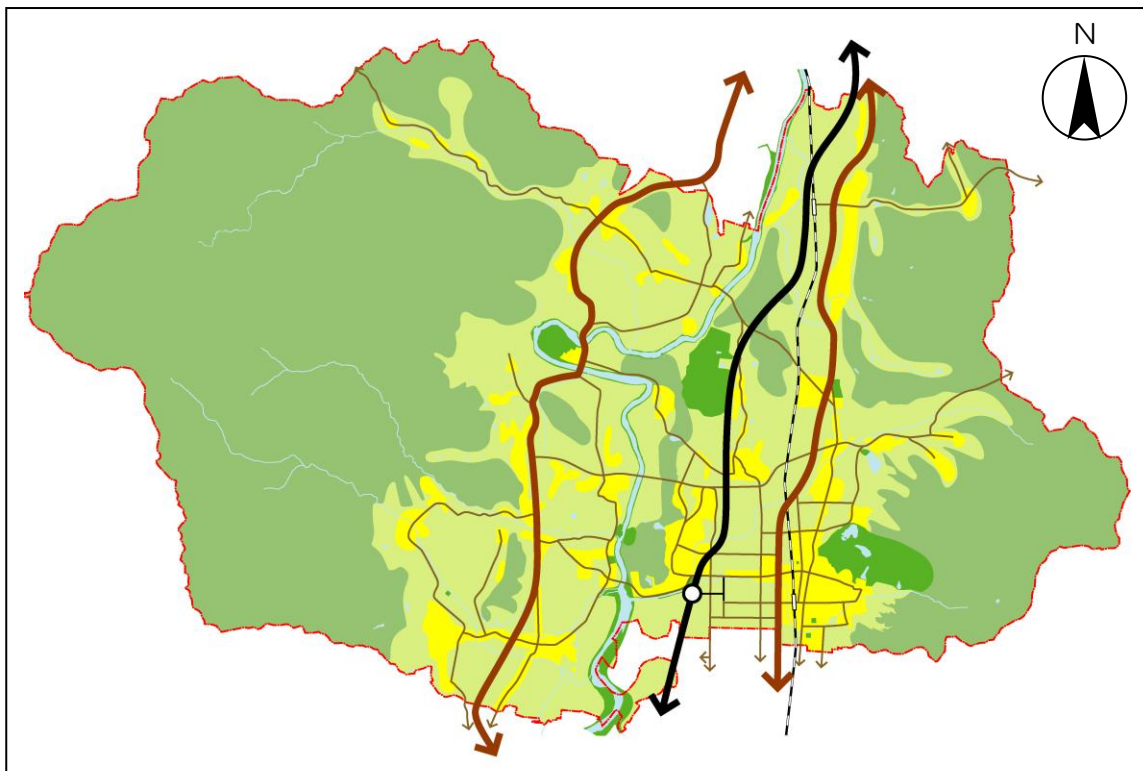
①土地利用の骨格

本市の地勢としては、最上川が市域を貫流し、東に甌岳、西に霊峰葉山を仰いだ盆地を形成しており、優良な田園地帯が広がる自然豊かな地域です。

本市の東部には既成市街地が広がっており、村山都市計画区域(1,530ha)が楯岡地域などを中心として指定されています。

都市計画区域内の東部には楯山、西部には河島山を中心とした森林等の樹林地があり、宅地は中心部の楯岡地域が多く、市人口の3分の1が楯岡地域に居住しており、商業・業務地の中心地となっています。

図4-1 土地利用現況図



②市街化の方向

国道 13 号沿道に、主要な市街地が形成されているほか、まとまった集落が各地に形成されていますが、人口の 3 分の 1 は楯岡地域に居住しています。

本市では、国道 13 号に沿って市街化が進んできましたが、近年はニュータウン等の定住団地の開発が行われており、市街地南部における民間開発による宅地化がみられます。

③緑の状況

本市の約 6 割が森林であり、景観にも優れた、貴重な緑の空間を形成しており、豊かな自然を構成する大きな要素となっています。山間部において、これら森林での大規模開発は見られないものの、保全に努めていくことが必要です。

市街地周辺でも、田園風景が広がっており、これらと身近にふれあえるような自然環境の活用については、今後より一層の取り組みが必要です。

④交通体系

将来の都市の骨格を形成する主要な道路等としては以下のものが挙げられます。

〔広域幹線道路〕

東北中央自動車道

- ・自動車専用道路の整備が計画されており、山形県内や県外各都市と結ばれます。

〔幹線道路〕

国道 13 号（南北軸）

国道 347 号（南北軸）

- ・都市間幹線道路として、近隣都市等の他都市と本市を結びます。

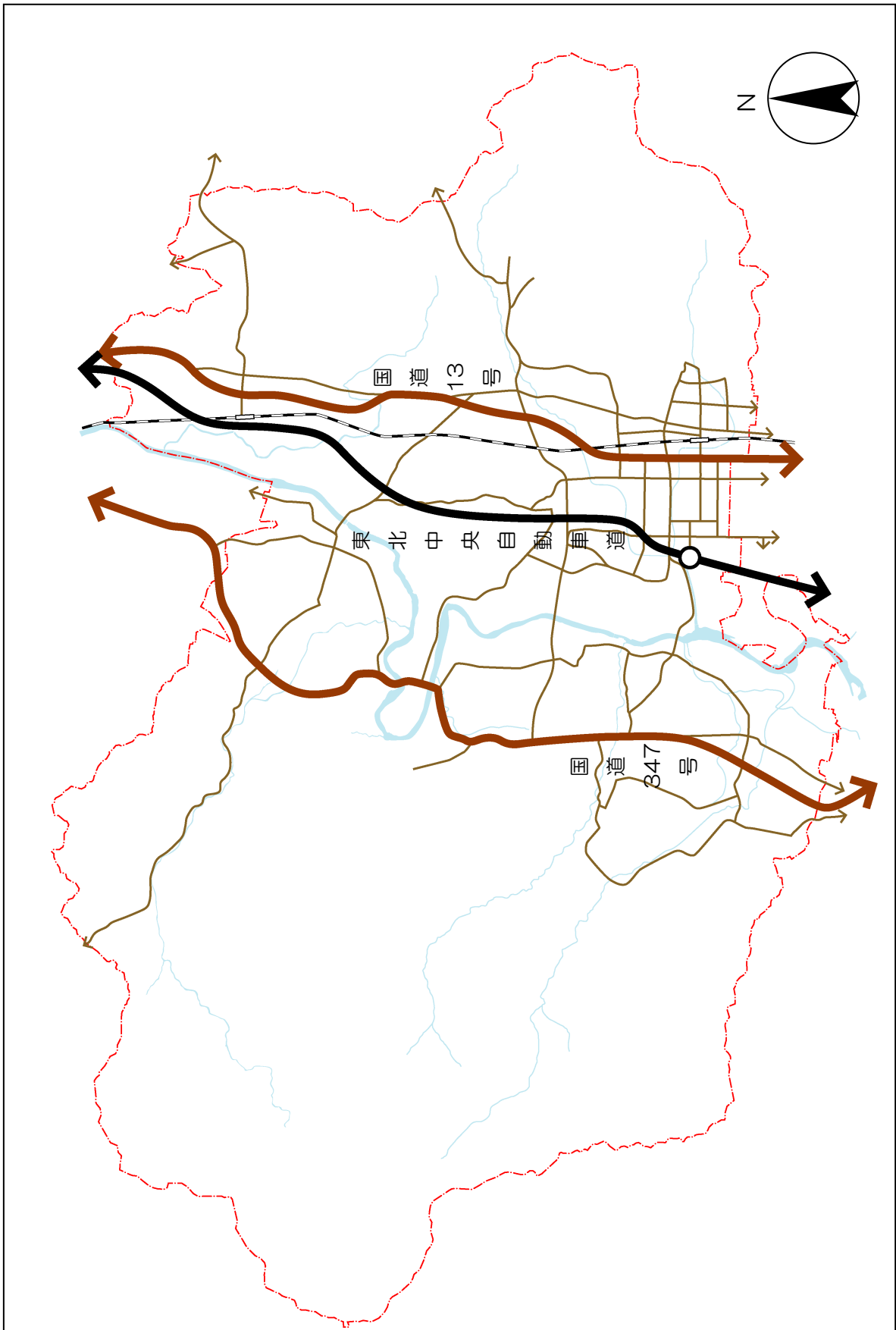
主要地方道寒河江・村山線

- ・市内幹線道路として、中心市街地と各集落とを結びます。

〔公共交通〕

JR 奥羽本線

交通体系図



(2) 将来都市構造

都市の将来像と現在の都市の骨格を踏まえ、将来の都市づくりの基本方針を将来都市構造として示します。

なお、都市構造を考える上では、都市機能の集積を図るべき拠点と、拠点間を結ぶ軸を位置づけます。

①拠点の形成

拠点は地形等の自然条件や市街地形成の状況等を踏まえて、将来の都市を形成していく中心地として位置づけます。

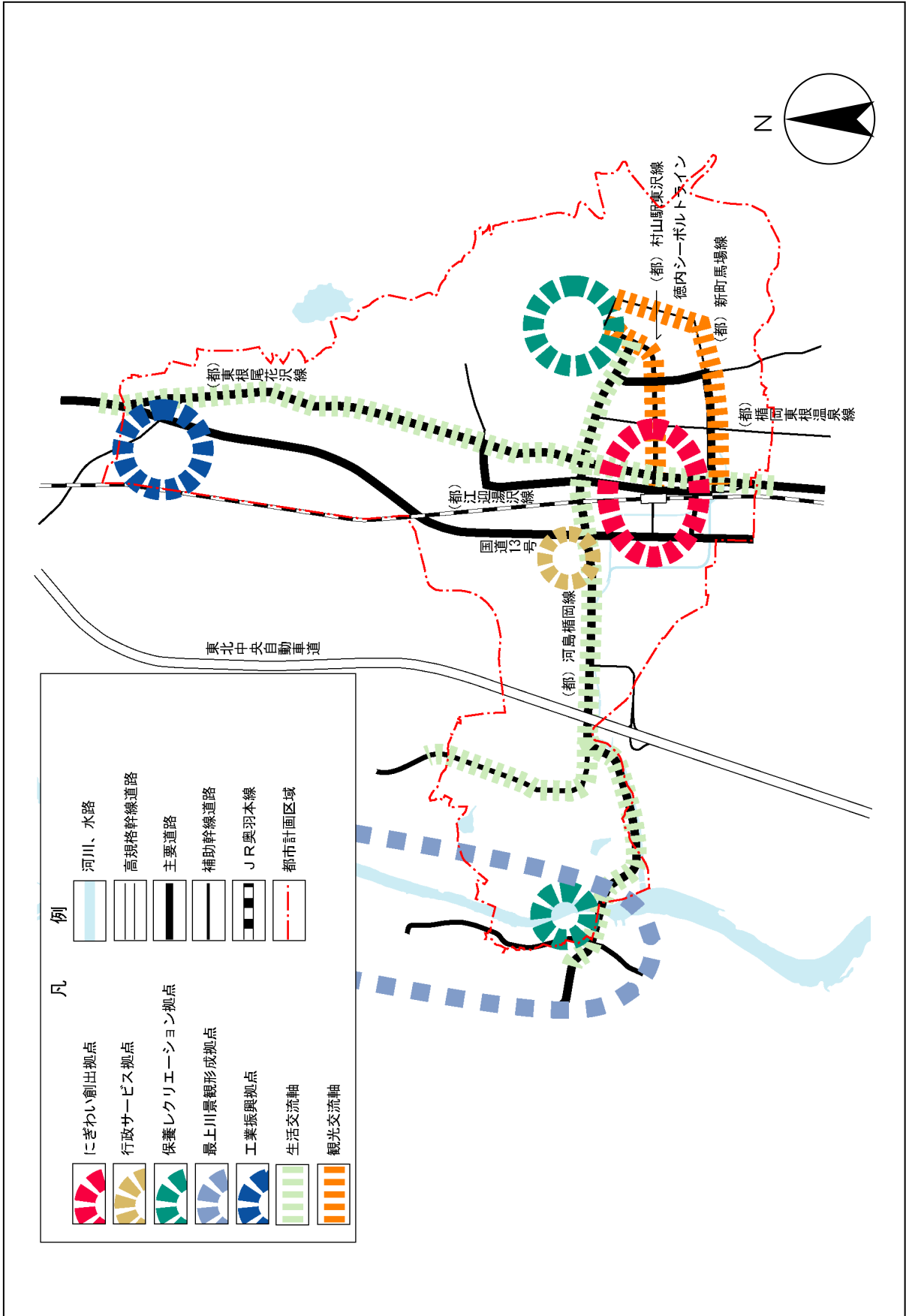
拠点	拠点の位置づけ
にぎわい創出拠点	村山駅周辺を中心とし、商業・レクリエーション・交流機能を集積するとともに、市の活力を支える良好な市街地環境の形成を図ります。
行政サービス拠点	行政サービス施設等の集積を活かして、市民の生活利便性を確保します。
保養レクリエーション拠点	東沢公園やクアハウス基点を中心とし、レクリエーション施設の連携や集積を進め、市の保養・健康づくり拠点の形成を図ります。
最上川景観形成拠点	最上川周辺の景観形成を推進するために、景観構成要素である自然緑地の保全を図るとともに、観光要素としての活用を図るため、関連施設の整備を推進します。
工業振興拠点	金谷工業団地を工業振興の拠点と位置づけ、ものづくり産業の集積を図り、若者の働く場所の創出と地域の活性化につなげます。

②軸の形成

将来像の実現を目指し、都市の中の、特定の場所などが果たすべき機能を結び、都市の骨格を形成する都市軸を、以下の通り位置づけます。

都市軸	都市軸の位置づけ
生活交流軸	楯岡市街地と大倉地域及び西郷地域を結び、市民の日常的な文化活動や経済活動等を支える生活交流軸として、旧国道13号及び(都)河島楯岡線を位置づけます。
観光交流軸	広域的な都市間交流に対応し、にぎわいの創出を支える観光交流軸として、(都)村山駅東沢線、(都)新町馬場線と徳内シーボルトラインを位置づけます。

□将来都市構造図（都市計画区域）

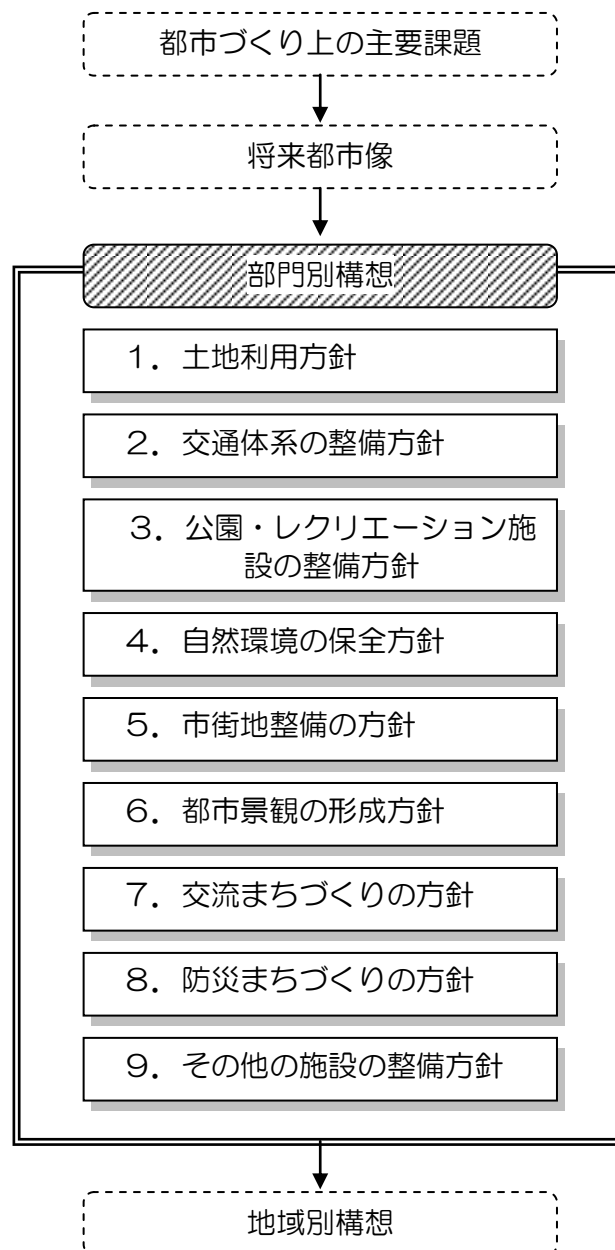


第5章 部門別構想

5-1 部門別構想について

都市の将来像を実現していくため、今後、どのようなまちづくりを行っていくのかという基本的な整備方針をまちづくりの部門別に示します。

まちづくりの各部門としては、都市の基盤となる土地利用や交通体系のほか、自然環境の保全、交流まちづくり、防災まちづくりなどがあります。



5-2 土地利用方針

(1) 土地利用の目標

本市は豊かな自然環境に囲まれた市街地を形成しており、今後もこれらの自然環境を維持・保全しながら、人口増加に向けた魅力的で安心できる居住環境の形成を目指します。

また、楯岡市街地では産業・文化の交流基盤を確保・集積することで、にぎわいのあるまちづくりを目指すと共に、集落田園風景や、本市のイメージを構成する最上川の河川景観など、自然環境の保全を図ります。

また、施策展開と連動した都市づくりを実現するに当たり、適宜、都市計画区域や用途地域の検討を図ります。

①誰もが安心して住み続けられる居住環境の形成

超高齢社会や積雪等に対応した、誰もが安心して住み続けられる、暮らしやすい居住環境を形成し、人口の増加を支える魅力的な住宅地形成を目指します。

②活力の創出を支える交流拠点の形成

楯岡地域を中心に「徳内まつり」や「バラまつり」などにおける交流を契機とした賑わいのある都市づくりを推進するため、機能的な交通体系の確立と併せて、交流拠点となる施設の連携を目指します。

③市のイメージを構成する自然景観の保全

市街地縁辺部に広がる田園や、最上川周辺の河川緑地、市街地を囲む山々などは本市の都市景観を構成する重要な自然環境です。

これらの景観は村山市の原風景でもあることから、集落田園風景や河川景観などの保全を目指します。

(2) 土地利用の方針

①住宅地

【既成市街地】

- ・市の中心部である楯岡地域については、世帯数の増加や定住意向に対応できるように、超高齢社会や積雪に対応した誰もが安全で住みよい居住環境の形成を図ります。
- ・また、建築物が密集しているため、都市防災上、建物の不燃化や耐震化を促進すると共に、狭あい道路の改善や防災機能を担う公園や広場の整備を推進し、避難路や避難地の確保を図ります。
- ・積雪時の市民生活の負荷を軽減するため、特に住宅が密集し、狭あい道路が多い楯岡など市街地では、譲りあいスポットの設置や堆雪場の確保を図り、都市基盤の整備と民間開発の誘導による市街地の改造と定住化の促進を図ります。
- ・都市計画区域内で用途地域を定めていない地域においては、地区計画制度の活用などによる計画的な土地利用の推進を検討します。
- ・楯岡洪田地区などの用途地域に隣接して民間開発が進められている地区では、周辺環境との調和に配慮しながら、適正な誘導を図ります。

【市街地周辺の集落地】

- ・周囲の農地や自然環境と調和した居住環境を維持し、市民の生活利便性の向上を図ります。
- ・市民の暮らしに潤いをもたらす豊かな自然環境の保全を図り、村山市の原風景を構成する景観要素の保全を図ります。

②商業・業務地

- ・市役所周辺に集積している行政施設等の立地性を活かして行政サービスと連携した業務地としての形成を図ります。
- ・国道13号や(都)河島楯岡線の沿道は、交通環境の改善と併せた沿道サービス型の沿道業務地としての形成を図ります。
- ・村山駅周辺の商店街は、市民生活の利便性向上や経済活動の拡大を図るために、ゆとりある歩行者空間の確保や駐車場等の整備による商業環境の再構築を図りながら商業地としての形成を図ります。

③工業地

- ・既存の工業地については、周辺環境との調和に配慮した工業地の形成を図り、機能の維持・増進に努めます。
- ・特に金谷工業団地等の集積がみられる工業地については、拠点性を高めるため、企業誘致などの施策を展開し、工業拠点としての形成を図ります。

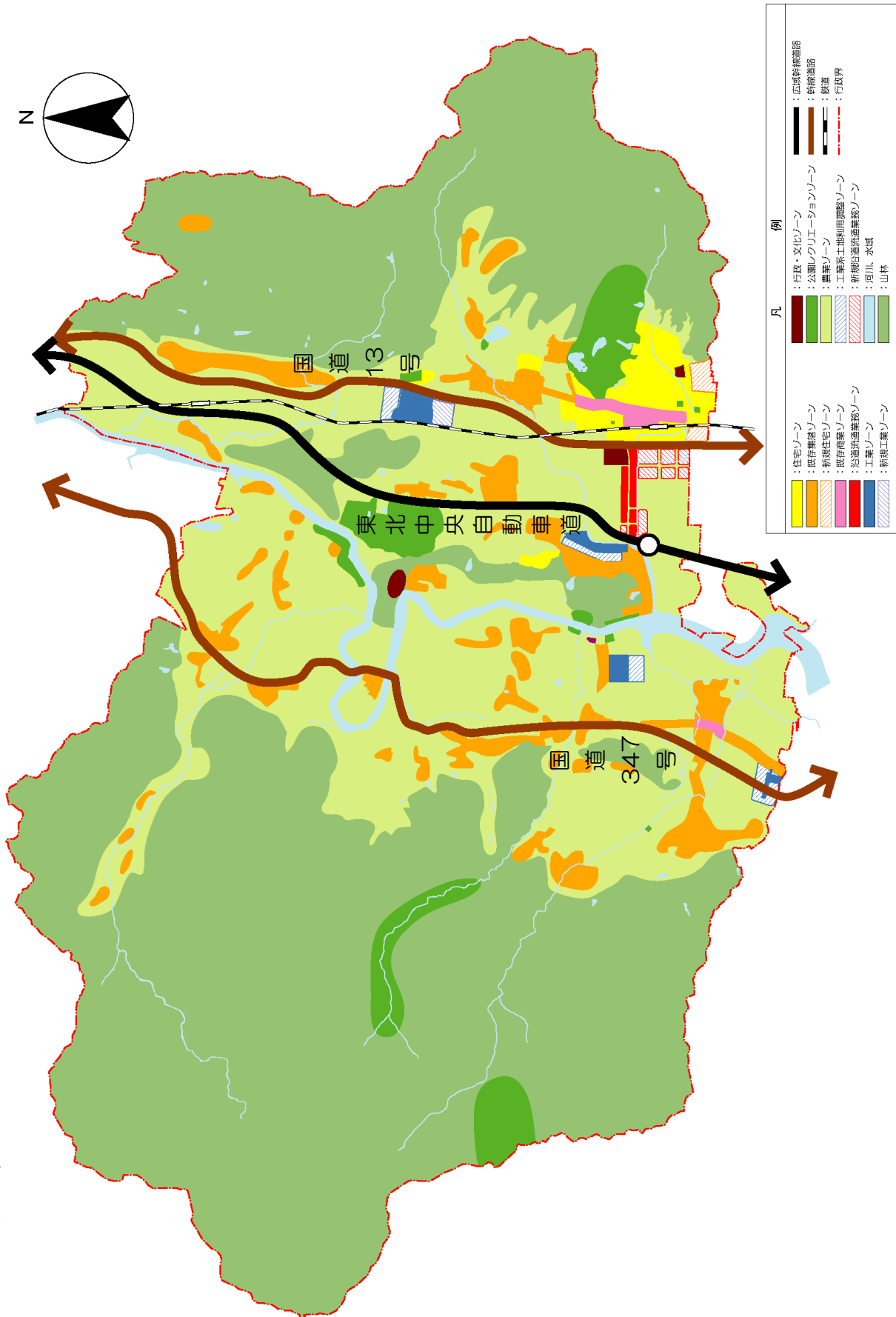
④公園・緑地

- ・公園整備水準が低い所を中心に、未利用地の活用等を図りながら、公園整備を推進します。
- ・楯岡市街地縁辺部における東沢公園等の森林などの樹林地は、豊かな生態系を支える貴重な自然環境であることから、これらの樹林地の維持・保全に努めます。なお、東沢公園縁辺部や河島山縁辺部の急傾斜地に隣接する地区では、地滑りや急傾斜地崩壊などの危険が考えられるため、これらの危険箇所の市街化抑制に努めると共に、市街地への誘導促進を図ります。
- ・最上川沿いの河川緑地は、本市固有の景観であり、この自然緑地帯の維持・保全を図ります。
- ・里山の集落田園風景や街道の街並み保全に努めます。

⑤農地

- ・用途地域周辺の農用地は、都市にゆとりと潤いをもたらす貴重な空間であり、市内に広がる田園風景は村山市の原風景でもあることから、集団的保全を図りますが、今後、適正な都市の形成を図るために、一部の地域では、都市的土地利用への転換に関する関係機関との調整を進めます。
- ・楯岡市街地の北西部に広がる農地は、西郷地域の丘陵地などと一体となった良好な景観を有しており、今後も環境の維持・保全を図ります。

□土地利用方針図



5-3 交通体系の整備方針

(1) 交通体系整備の目標設定

安全性や快適性など、生活にゆとりと安心をもたらす環境づくりを支える道路整備が必要であり、都市計画道路網整備などによる利便性の高い交通体系の確立を図ります。

また、幹線道路をはじめとした主要な道路には、積雪時の影響等を考慮しながら、災害時における避難路としての防災性向上を図ります。併せて、積雪時における市民生活の負担を軽減するために、幹線系道路には、雪捨て場や堆雪場の確保や流雪溝等の設置を検討します。

一方、市民の身近にある狭あい道路の解消に努めます。

これらの交通体系については、市民生活の利便性に配慮しながら、適宜、都市計画道路の整備もしくは見直しを検討します。

①広域的な都市間の交通ネットワークの確保

国道13号や国道347号が南北の広域的な交通体系を形成しており、今後は東北中央自動車道の整備を推進しながら、広域的な都市間の交通ネットワークの形成を図ります。

②楯岡地域を中心とした市内交通網の整備

中心部における交通網については、特に狭あい道路が多く、防災上の観点からも改善が必要とされる楯岡地域を中心に道路整備の推進を図ります。

特に、市民の日常的な交流を促進するため、ユニバーサルデザインの推進、譲りあいスポットの設置など、市民の負担軽減を支える道路整備を図ります。

③地域に合った道づくりの推進

道路整備においては、地域特性を活かしたまちづくりの観点から、都市構造や土地利用との整合、体系的機能的整備等に配慮して、歴史や文化、風土などの地域の特色を感じられる道づくりの推進を図ります。

(2) 整備方針

①広域的な都市間の交通ネットワークの確保

【高速道路の整備】

- ・東北中央自動車道の整備促進と併せて、広域的な都市間の交流促進を図ります。

【幹線道路の整備】

- ・国道13号や国道347号は、南北の都市を結ぶ道路として位置づけます。
- ・広域的な道路網や周辺市町村とを結ぶ道路として、国道13号を位置づけ、広域的な交流促進を図ります。
- ・中心部の通過交通を減らすため、都市計画道路の整備を推進し、環状道路の形成を図ります。
- ・周辺都市との連絡を担う道路として、通過交通の処理や市内幹線道路との接続を円滑にするため、交差点の改良や道路拡幅などを図ります。
- ・市内を連絡する主要な道路であり、道路からの景観は本市を印象付ける要素となるため、地域の特徴を活かした景観形成やサイン、休憩所の設置を図ります。

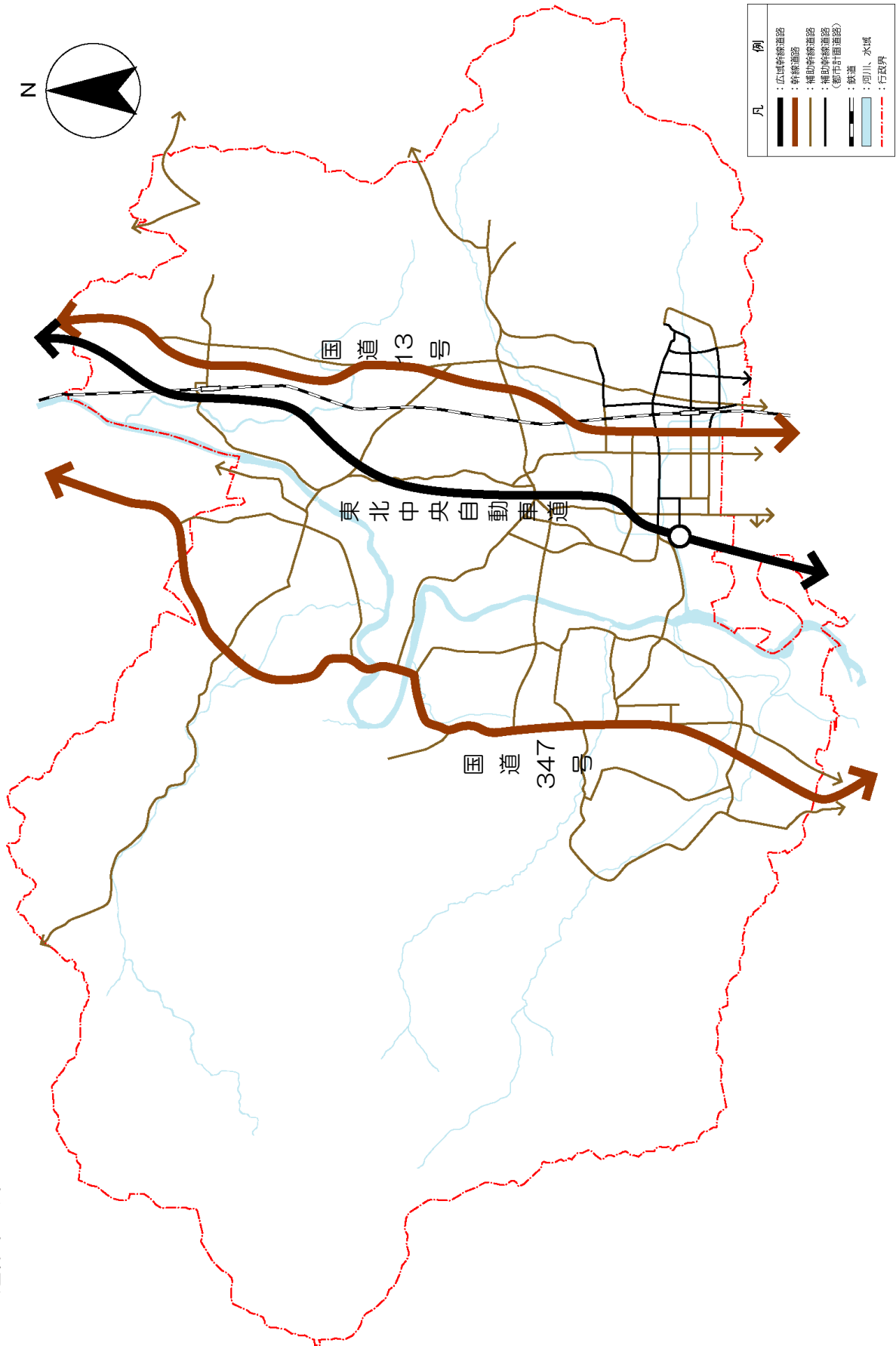
【補助幹線道路等の整備】

- ・（都）村山駅東沢線は都市の骨格を形成する道路として位置づけ、市中心部と東沢公園を結び、「バラまつり」などの観光交流の促進を支える道路整備を図ります。
- ・（都）楯岡東根温泉線は市中心部と南部を結び、都市の骨格を形成する道路として位置づけます。
- ・市内幹線道路を結び、市街地内・集落内を通る道路として、道路拡幅、危険箇所の改善により、自動車利用の利便性を高めます。なお、狭い道路では、譲りあいスポットの設置を推進します。また、歩道の設置などにより、歩行者の安全性を確保します。
- ・都市計画道路の整備により、市街地部での効率的な道路網を形成し、市街地部の快適性の向上を図ります。
- ・市街地整備予定地区では、景観に配慮した空間形成を目指すとともに、電柱の民地側への配置など快適な道路空間の確保を推進します。

【歩行者空間の整備】

- ・観光拠点や公園、レクリエーション施設周辺において、歩行者道路の整備を図り、歩いて楽しい道づくりを進めます。
- ・主要公共施設や通学路周辺では、優先的に歩道の設置や段差の解消を進めます。
- ・高齢者や観光客などの移動手段の確保を目指し、市街地中心部、村山駅、観光拠点を結ぶ公共交通ネットワークを形成します。
- ・村山駅については、主要な道路と村山駅を結ぶ道路や駅前広場、駐車場の整備により、より利用しやすい駅づくりを進めます。
- ・村山駅の観光情報基地としての活用を図ります。

□ 交通体系方針図



5-4 公園・レクリエーション施設の整備方針

(1) 公園・レクリエーション施設整備の目標設定

市内の豊かな自然を取り入れながら、市内外の人々が、憩いや自然とのふれあい、レクリエーションなど、生活の様々な場面で、有意義な時間を過ごすことができる場を適切に整備していきます。

また、災害時には身近な防災拠点として機能し、日常では子どもからお年寄りまで安全に遊べる場として、地域の特性にあった公園レクリエーション施設を整備していきます。

①良好な自然資源の保全と景観の形成

東沢公園や河島山は都市計画区域内に位置する緑豊かな自然であり、更にそれを囲む山並みや最上川、田園などの良好な自然が広がっています。これらの生態系を育む貴重な自然は、本市固有の景観を位置づける重要な構成要素でもあります。

そのため、これらに配慮した保全に努め、景観形成の推進を図ります。

②広域的なレクリエーション機能の確保

総合公園であり、観光資源でもある東沢公園は、イベント等の各種行事の充実を図り、市民や来訪者の交流空間としての整備を進めます。

また、市民の日常的なレクリエーション空間として、街区公園等の整備推進を図ります。

併せて、緑あふれるレクリエーション空間の整備を図ります。

③防災に配慮した緑地の確保

楯岡地域は人口が集中している地域ですが、身近な公園が少なく、災害時における一次避難機能を有する公園広場の整備が求められます。

また、防災性に配慮した街区公園等の都市公園の整備推進を図ります。

(2) 整備方針

【水と緑のネットワークの形成】

- ・最上川における親水性を確保すると共に、周辺の農地や河島山などの緑を結ぶ、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ・市街地を流れる大旦川流域の河川環境の整備を推進し、併せて駅西地区における大沢川の河川空間を村山市の顔となるよう整備を進めます。
- ・既存施設の機能充実を図ると共に、クアハウス基点などの施設との連携を深め、市民や来訪者の健康や交流を支えるウォーキングコースや市内観光ルート等の整備を図ります。
- ・道路については、積雪時の影響等を考慮しながら、歩行空間の創出を図ります。

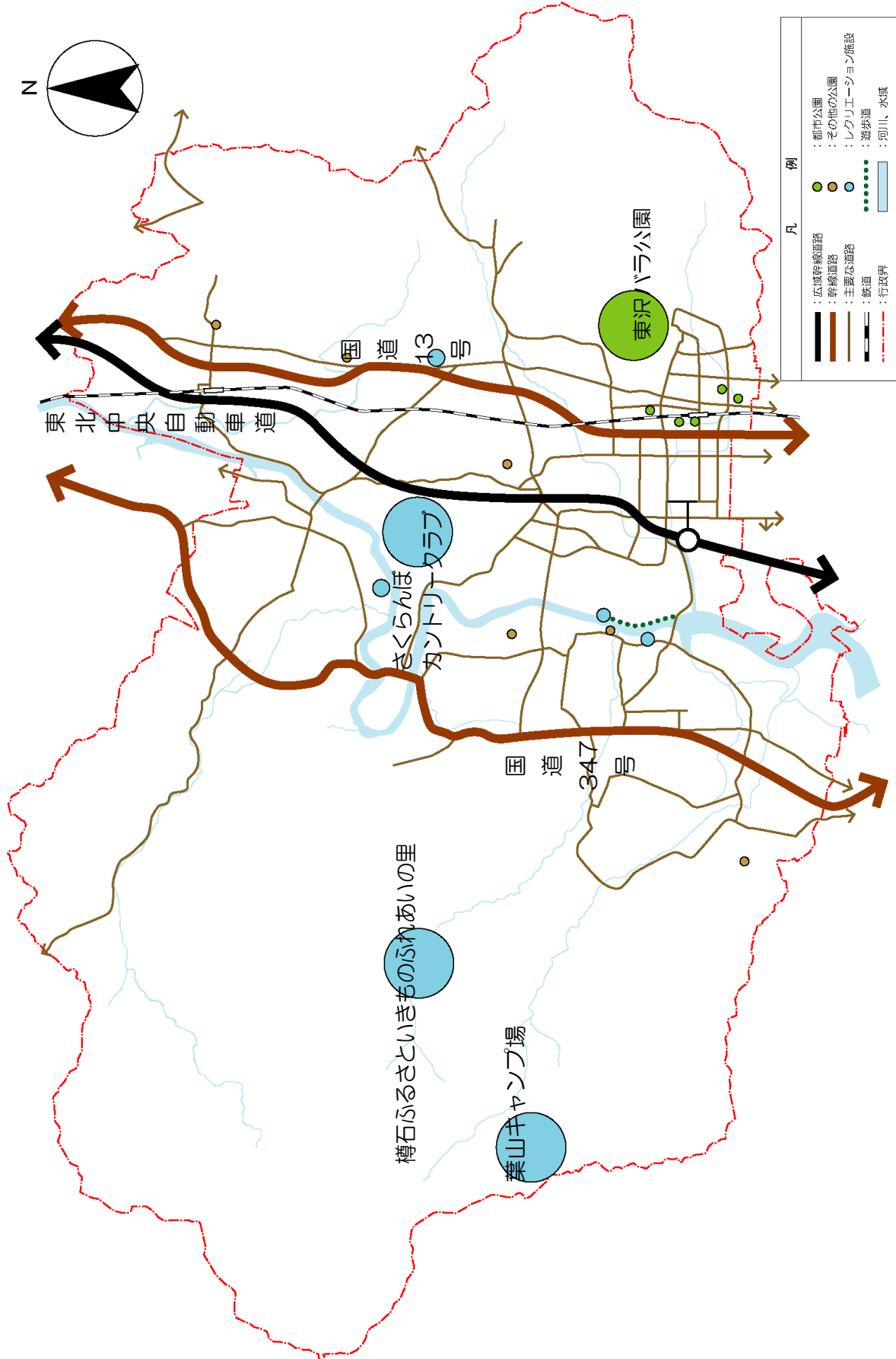
【防災に配慮した身近な公園づくり】

- ・市民1人当たりの公園等の緑地面積の確保や、公園の適正配置に努め、街区公園などの緑の整備を図ります。
- ・都市のレクリエーション活動の中心となる基幹的な都市公園などの整備を目指し、総合公園である東沢公園は、周辺の緑と連携を図るとともに、交通手段の確保や歩道を含めたアクセス道路の整備により、誰もが利用しやすい魅力的な公園づくりを図ります。
- ・楯岡地域では、公園不足を解消するため、低未利用地などを積極的に活用し、日常的に利用する憩いの場として、また災害時の避難場所として公園や広場などの整備を図ります。

表5-1 公園・緑地の人口1人当たりの目標水準

	平成17年	平成39年
都市公園等	51.9 m ² /人	52.2 m ² /人
施設緑地	0.1 m ² /人	0.1 m ² /人
計	52.0 m ² /人	52.3 m ² /人

□公園・レクリエーション方針図



5-5 自然環境の保全方針

(1) 自然環境保全の目標設定

生活に潤いを与え、都市を支える豊かな自然を守り、次代に引き継いでいくため、自然環境に与える負荷の少ないまちづくりを進めると同時に、新たな自然の創出に努めます。

また、住む人も訪れる人も本市の豊かな自然を満喫し、本市に住むこと、訪れることに魅力を感じられるような環境整備を進めます。

①豊かな自然を保全し、次代に継承する

四季の変化を映し出す市街地周辺の楯山や河島山及び周囲の山々などの樹林地や最上川などの水環境は、国土の保全、水資源のかん養と併せて、生態系を育む貴重な生息地でもあります。

そのため、緑地における開発にあたっては、自然環境へ十分配慮し、適切な保全に努めながら、新たな緑の基盤づくりを積極的に推進するとともに、良好な緑や風景を保全し、貴重な樹林地、緑地、樹木の保護育成に努め、どの世代でも豊かな自然を享受できるよう、次代への継承に努めます。

②環境負荷の軽減のため、自然を大切に作る心を育てる

大気への負荷を低減するため、樹木の保全を図るとともに、大気の浄化作用の高い樹木を選び、公園や道路への積極的な植栽を図ります。

また、市街地における公共下水道の整備を継続すると共に、集落における生活排水処理を推進し、最上川の水質保全や快適な生活環境の確保を図ります。

また、これらの自然資源は地域社会の貴重な共有財産であり、市民、事業者、行政が一体となって、新エネルギーの活用やごみの削除等に係る環境改善活動、環境学習を進め、自然環境の保全、回復、創出に努めます。

(2) 保全方針

【農地の保全】

- ・都市に潤いを与える緑の空間として、周辺の自然環境と市街地の緩衝帯となる農地の保全や活用を図り、適正な土地利用に努めます。
- ・集落の生活排水を適切に処理する合併処理浄化槽などの整備を進め、集落の生活環境を改善し、若者や都市生活者にも魅力ある農村づくりを進めます。

【緑地の保全】

- ・市街地景観の緑の背景となっている楯山、河島山などの保全を図り、動植物の生息地を保全します。
- ・市内の魅力的な自然環境を保全するため、地権者の協力を得ながら緑地保全地区や風致地区の指定を検討し、緑地の保全・活用を進めます。
- ・森林等の樹林地においては、計画的な植林や間伐などを進め森林の適正な管理に努めると共に、自然や野生動植物とふれあう体験学習の場、野外レクリエーションの場として活用するなど、快適かつ安全に自然とふれあうことのできる森林空間を形成します。
- ・最上川河川沿いなどで桜などの植栽を推進し、市民が親しめる緑の形成を図ります。

【河川の保全】

- ・都市計画における土地利用等の変更に合わせて、下水道整備を見直し、生活環境の改善や公共下水道の整備充実を目指し、最上川の水質保全を図ります。
- ・集落においては、公共下水道整備との整合を図りながら合併処理浄化槽による生活排水処理対策を進めます。
- ・洪水などからの安全確保を図るため河川改修を推進すると共に、河川のもつアメニティ機能に配慮しながら、親水性の確保に努めます。

種別	名称
河川	大旦川河川改修事業

【環境負荷の軽減】

- ・環境への負荷を軽減するため、新エネルギーの活用やごみ資源の削減方策等について検討し、行政と市民、事業者が協力して環境にやさしいまちづくりの実現に努めます。
- ・エコアクション21など身近な環境負荷軽減活動への取り組みを積極的に推進し、環境負荷の軽減に努めます。

5-6 市街地整備の方針

(1) 市街地整備の目標設定

中心市街地の機能強化と併せて、快適性と安全性を備えた居住環境の整備を目指し、道路整備と一体的な既成市街地の再編を図ります。

楯岡地域では市人口の3分の1が居住しており、今後の定住促進を図るためにも、狭あい道路の改善や暮らしやすい居住環境を確保すると共に、低未利用地などの有効活用等による市民の利便性向上に資する都市施設の整備を図り、村山市の顔となる市街地整備を進めます。

また、誰もが安心して街なかを回遊できるように、ユニバーサルデザインの推進による優しい歩道空間づくりに努め、辻広場や譲りあいスポット等の設置と併せた市民の交流促進を図ります。

① まちの顔となる市街地環境づくり

市民や来訪者が中心市街地に立ち寄りやすくするため、回遊性に配慮した道路網の構築と併せて駐車場や駐輪場等の整備を推進し、多くの人が中心市街地で過ごしやすくなる環境整備を図ります。

また、地域交流活性化センターの整備に伴い、観光情報の発信や文化交流を促進し、まちの顔となる市街地の環境整備を推進します。

② 快適性と安全性を備えた居住環境の創出

市民が暮らしやすい環境を確保するため、土地利用の誘導を図りながら、ゆとりある暮らしやすい居住空間の形成を図ります。

また、超高齢社会への対応として道路及び施設へのユニバーサルデザインの推進を図るとともに、積雪時における雪捨て場や堆雪場の確保を図り、快適な居住環境の創出に努めます。

(2) 整備方針

【都市基盤施設の整備】

- ・中心市街地は市内外から利用され、村山市の顔ともなる場であることから、一体的な市街地の再編により、公共施設や道路網を確保し、利便性と安全性が確保された市街地を整備します。整備に当たっては、周辺の自然や昔ながらの街並みの再整備、ゆとりある居住環境の創出を目指し、道路や公園などを適切に配置します。

地区名	一体的に整備される都市的施設	目的など
楯岡地区	道路（都市計画道路） 総合文化複合施設 街区公園等 辻広場 駅前広場（村山駅） 公営住宅	・密集市街地の改善 ・交流空間の形成 ・防災性の向上 ・暮らしやすい居住空間の形成

【定住化を促進する暮らしやすい居住環境の形成】

- ・村山駅西側の土地区画整理事業や中心市街地南部などの民間開発による住宅地の整備に併せて、利便性が高く、緑にあふれた、ゆとりある居住空間の形成を図ります。また、魅力的な街並み形成を図るために、地区計画や建築協定の導入等の検討を図ります。

5-7 都市景観の形成方針

(1) 景観形成の目標設定

豊かな自然環境が作り出す美しい自然景観と、人々の歴史や生活が生み出す街並みを保全・創出し、住む人が安らぎを感じ、また来訪者の心に残るような村山市らしさのある景観の維持・保全に努めます。

また、交流を支える観光資源を活かした、村山市らしい街並み形成を演出できる都市景観の形成を目指します。

①良好な自然・歴史・風土が構成する景観の維持・保全

最上川や集落周辺の田園、各地域の歴史的資源などは、本市をイメージづける重要な景観構成要素であると共に、これらの景観は村山市の原風景でもあるため、これらの景観の維持・保全に努めます。

②まちの魅力を生み出す景観づくり

市民の“まち”に対する愛着を高めると共に、本市を訪れる来訪者の心に残る、個性的で魅力的な都市景観の形成を目指します。

③市民とつくる村山市らしさ

最上川や良好な景観を有する場所などの保全を図ると共に、景観計画の策定を検討し、事業者や市民と協力したイメージづくりを推進します。

(2) 形成方針

【自然的景観の保全】

- ・葉山など市街地を囲む周囲の山並みや田園風景は、古くから市民に親しまれてきた自然的景観であり、心安らぐ市街地の背景となることから、山林や斜面樹林、農地の保全により、今後ともその保全に努めます。
- ・最上川周辺の美化活動や親水空間の整備などにより、美しい流れや周辺の緑地により構成される、潤いある河川景観を形成します。

【地域の歴史や文化を伝える景観の形成】

- ・各地の寺社仏閣や歴史的資源は、地域の風土を伝える重要な景観であるため、景観保全に努めます。
- ・街並みや建築物のデザインなどにより、それぞれの地域の歴史や文化を伝え、訪れた人の心に残る景観を形成します。

【市街地景観の形成】

- ・北町グリーンタウンや楯岡鶴ヶ町タウンなどの近年整備された住宅地では、街路や公共空間、宅地内の緑化により、緑地や河川空間など周辺の自然と調和した住宅地景観の保全を図ります。

【市民とつくる村山市らしさの形成】

- ・村山市らしい景観形成を図るために、市民や事業者と協力しながら、条例化や建築物の形態などの規制誘導手法を用いた景観計画などの検討を図り、市民との協働による積極的な村山市らしい景観づくりを推進します。

5-8 交流まちづくりの方針

(1) 交流まちづくりの目標設定

「徳内まつり」や「バラまつり」などを契機とした市全体での活性化や産業振興を図るとともに、市民・来訪者による交流の拡大により、村山市を知り、村山市を愛する人を育てていくことで、地域の活気の維持や将来の定住人口の確保を目指します。

また、交流を支える人材の育成や確保、各地域の交流資源の活用を図り、観光資源のネットワーク化や市民相互の交流促進による賑わいの創出を図ります。

併せて、様々な交流機会において利便性や安全性を確保するため、交流の舞台となる都市施設の整備を検討し、だれもが交流を楽しめるまちづくりを推進します。

①交流拠点の形成

交流を支える交流拠点として、地域文化の継承や社会福祉、観光などに資する公共施設や交通施設の充実を図り、市民相互や来訪者との更なる交流の増大を図り、市全体での賑わいの創出を図ります。

②観光資源を活用した交流ネットワークの形成

市内の至る所に点在する観光資源のネットワーク化を図り、市民だけでなく来訪者にも楽しめる、「そば街道」のような観光ルートの形成を図ります。

③市全体での交流まちづくりの推進

来訪者への「もてなし」の心を育むと共に、各拠点の整備、ネットワーク化とともに、案内板の設置や駐車場などの整備に取り組み、訪れる人が利用しやすい環境を市全体として整えます。

(2) 整備方針

【地域の歴史、文化などの特性を活用した交流拠点の整備】

- ・市内外の人々が「徳内まつり」や「バラまつり」などの様な交流を楽しむとともに、人や自然との交流を深めることのできる拠点としての機能充実を図ります。また、市内での交流活動の拠点は、利用しやすい空間づくりを図ります。
- ・様々な観光資源を活用し、交流拠点となる総合文化複合施設の整備を推進します。

【グリーンツーリズムの推進】

- ・体験を通して、農村生活や山などの恵まれた自然を訪れる人に楽しんでもらうため、拠点となる施設の整備とともに、その舞台となる自然環境の保全・創出に努めます。
- ・最上川ふるさと農園や楯岡グリーンタウンふれあい農園など活用を図り、市民農園などでの体験交流を促進します。

【観光・交流ネットワークの形成】

- ・それぞれの観光・交流拠点をレンタサイクルや周遊タクシーなどで結び、新たな人の流れをつくることにより、各拠点の利用を高めます。訪れる人により多くの村山市の魅力を知ってもらうとともに、より多くの交流を生み、活気づくりを活かしていきます。
- ・村山駅は観光の出発地点となることから、観光情報などの発信基地としても活用していきます。
- ・村山市の豊かな自然や懐かしさや安らぎを感じられる街並みを歩きながら楽しんでもらえる、歩行者用の観光ルートの設定と休憩所などの整備を進めます。

【市全体でもてなすまちづくり】

- ・本市と他都市を結ぶ主要な道路となる国道13号、国道347号では適切な案内サインや誘導サインを設置し、各拠点への円滑な誘導を図ります。サインには周囲の自然・街並みと調和する意匠や色彩を用い、個性や統一感を演出します。

5-9 防災まちづくりの方針

(1) 防災まちづくりの目標設定

本市の中心部である楯岡地域では老朽建築物等が密集しており、防災性の向上を図るため、狭あい道路の解消など住環境の改善を図ります。

①市街地の環境改善

中心市街地における都市機能の強化と定住化の促進を図りながら、道路網の整備と併せて既成市街地の再編を図り、住環境の改善を一体的に推進します。

特に楯岡地域では狭あい道路が多く、防災上危惧されているため、譲りあいスポットの設置等と併せた道路整備の推進を図ります。

また、市街地縁辺部では急傾斜地もあり、災害の未然防止を図るため、市街地への移転促進を図るなど、安全で自然と調和した急傾斜地崩壊対策を進めます。

②避難所、避難路の確保

災害時における市民の生命を守るため、身近な場所に避難地を確保するため、街区公園等の整備と一体的に防災性に配慮した整備を推進します。

また、避難路については誰もが安全に避難地へ到達できるように、歩行の安全性確保やユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

③雪に強いまちづくり

雪による社会活動への影響を軽減するため、地域住民と一体となった除排雪体制の確立を図ると共に、雪捨て場や堆雪場の確保、融・消雪設備の普及促進を図り、雪に強いまちづくりを推進します。

(2) 整備方針

【密集市街地の改善】

- ・災害に強いまちづくりを進めるため、幹線道路や主要な生活道路における歩行空間の整備を推進し、避難地までの安全性の確保に努めます。
- ・延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を図ります。
- ・建替え時における建築物の不燃化や耐震性能の向上を促進し、安全な市街地環境の確保を図ります。
- ・河川緑地や公園、公共公益施設などの都市施設では防災機能を強化し、災害時での市民の安全確保を図ります。

【急傾斜地等の対策】

- ・山地や溪流の荒廃及び山地災害を未然に防止するとともに、森林の公益的機能の保持に努めます。
- ・土砂災害の危険性が高いがけ地等では、斜面の貴重な緑に配慮しつつ、砂防事業や地すべり対策事業など、土砂災害防止施設の整備や住宅の移転促進などを図り、安全で自然と調和した急傾斜地崩壊対策事業を進めます。

【防災基盤の整備】

- ・避難路の設定、消防水利の適正な配置と定期的な点検や防災無線の整備などにより、防災基盤の充実を図ります。また、地域の防災情報網の整備を図ります。

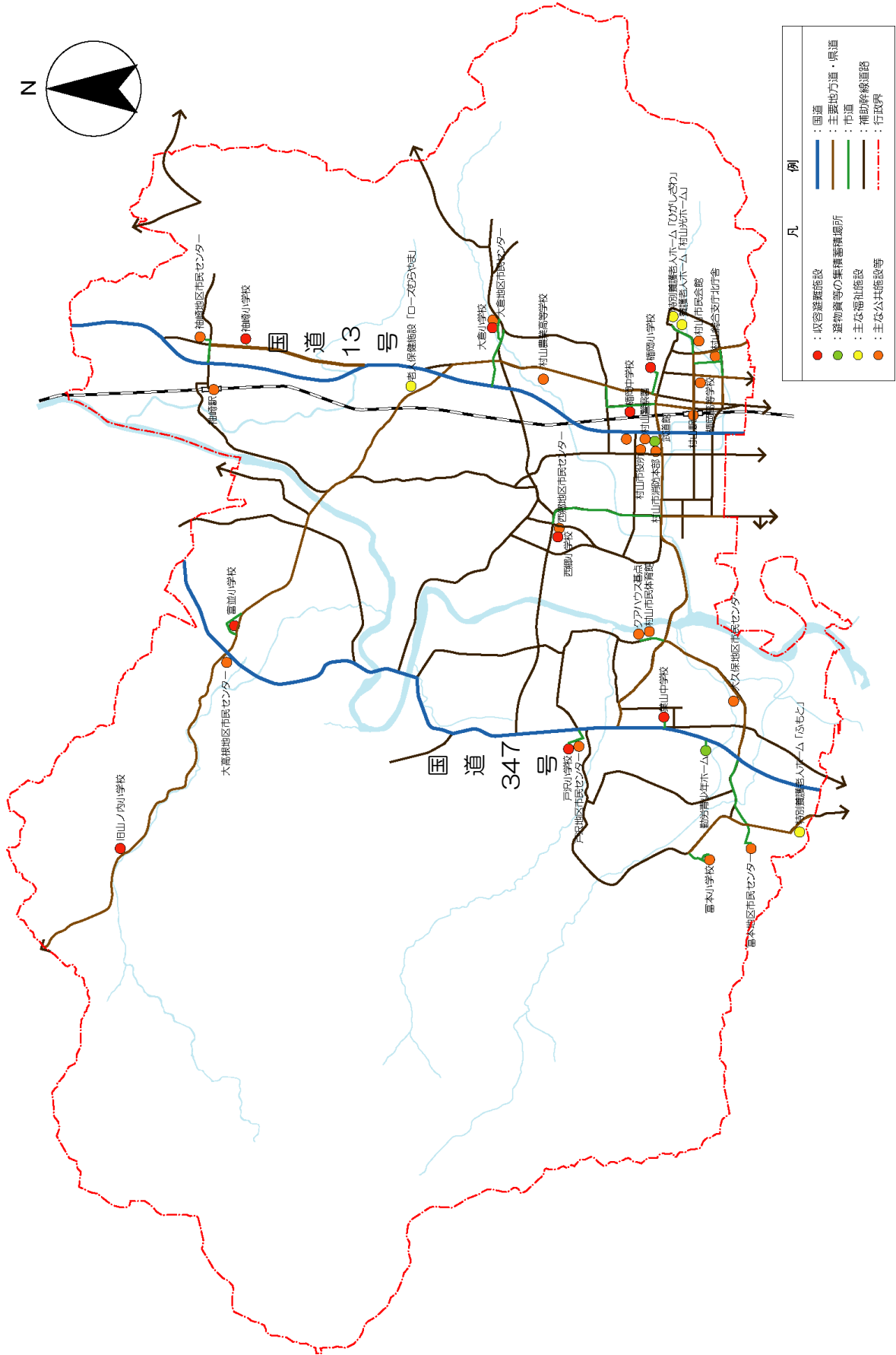
【避難路・避難地の整備とネットワーク化】

- ・災害時の避難地として、また消火・救護活動、集結の拠点として利用できるよう、公園を適切に配置するとともに、避難路として、避難地や避難場所を結ぶ動線を確保します。また、避難時の安全性を確保するため、十分な幅員を有する避難路の設定や、避難路沿いの建物の不燃化を図ります。
- ・地震や火災などの災害発生時における市民の安全を確保するため、身近な公園・広場を避難場所として活用を図ります。
- ・避難地までの安全性を確保するため、十分な幅員が確保されている道路を避難路として位置づけるとともに、ネットワーク化による避難路網の確立を図ります。

【雪対策】

- ・雪捨て場や堆雪場の確保や流雪溝の設置等と併せて、地域住民と一体となった除排雪体制の確立を推進し、雪に強いまちづくりの推進に努めます。

□防災まちづくり方針図



5-10 その他の施設の整備方針

(1) その他の施設整備の目標設定（公共下水道）

下水道は、公衆衛生の向上、河川や沼などへの流入する汚水を削減し、水質を改善する役割を担っています。

そのため、今後も市街地を中心に下水道整備を推進すると共に、既存集落における合併処理浄化槽の設置を普及するなど、地域の実情に配慮した整備を進めます。

①地域に配慮した排水処理施設の整備

市街地においては公共下水道の普及を目指し、市街地全域で下水道が利用できるよう整備推進を図ります。

また、各集落においては合併処理浄化槽の普及を推進します。

(2) 整備方針

【下水道の整備】

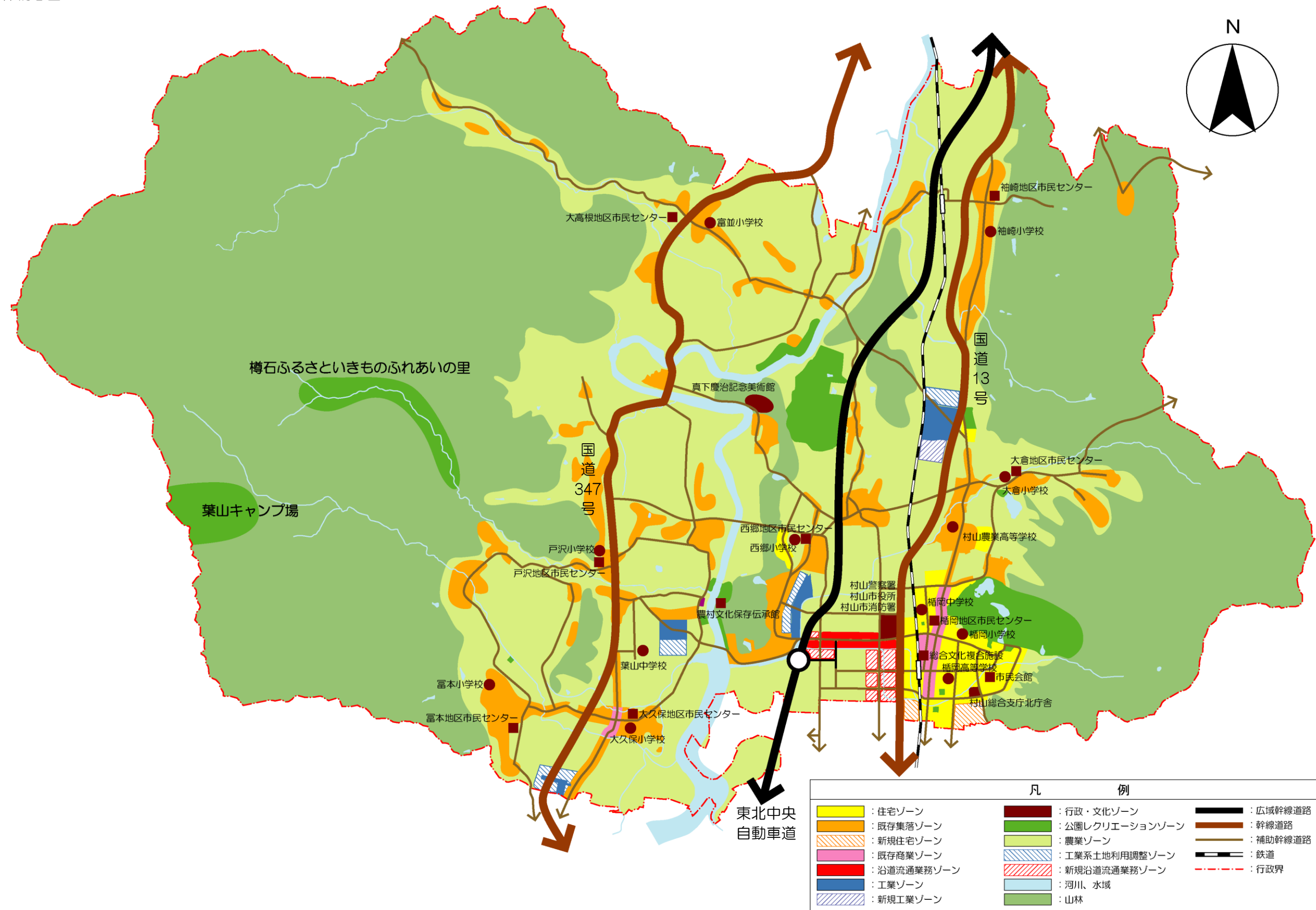
- ・市街地での公共下水道の普及を目指し、市街地全域における整備推進を目指します。

種別	名称
下水道	最上川流域下水道 流域関連公共下水道 流域関連特定環境保全公共下水道

【合併処理浄化槽の整備】

- ・集落での合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

全体構想図



第6章 地域別構想

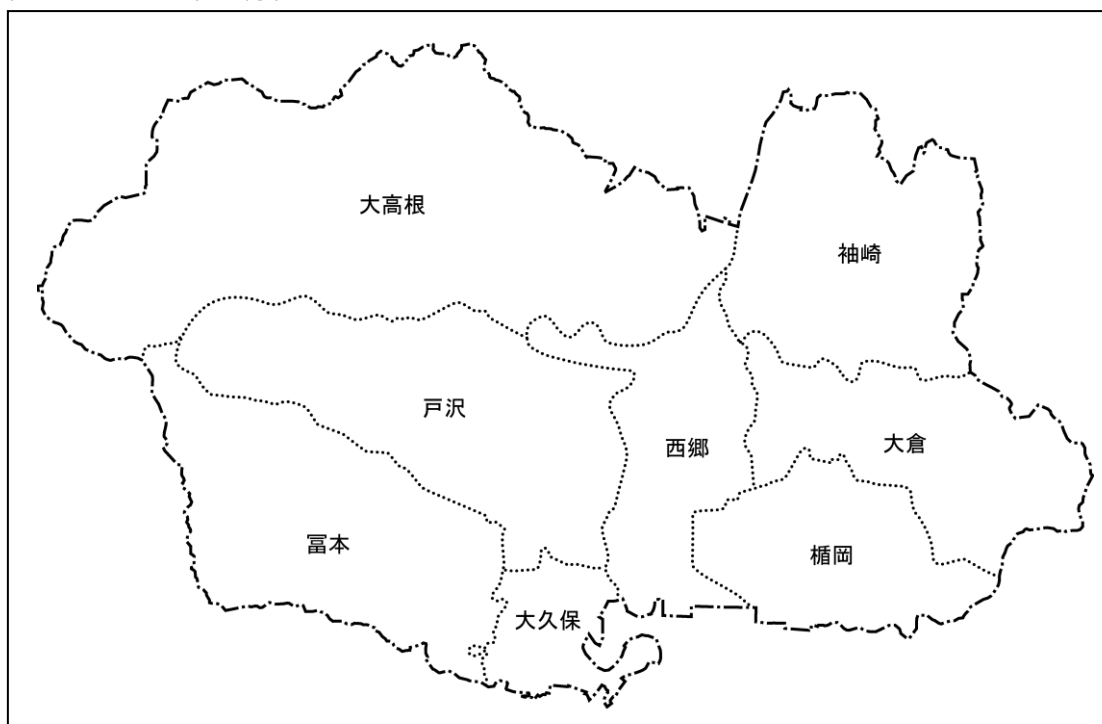
6-1 地域区分の考え方

地域別構想は、地域の現況や住民意向を踏まえながら、全体構想における整備方針を具体的かつ地域の特性に配慮されたものとするため、生活圈や市街地の状況、分断要素等を考慮し、地域としての一体性やまとまりに配慮し、住民に分かりやすい地域として設定するものとします。

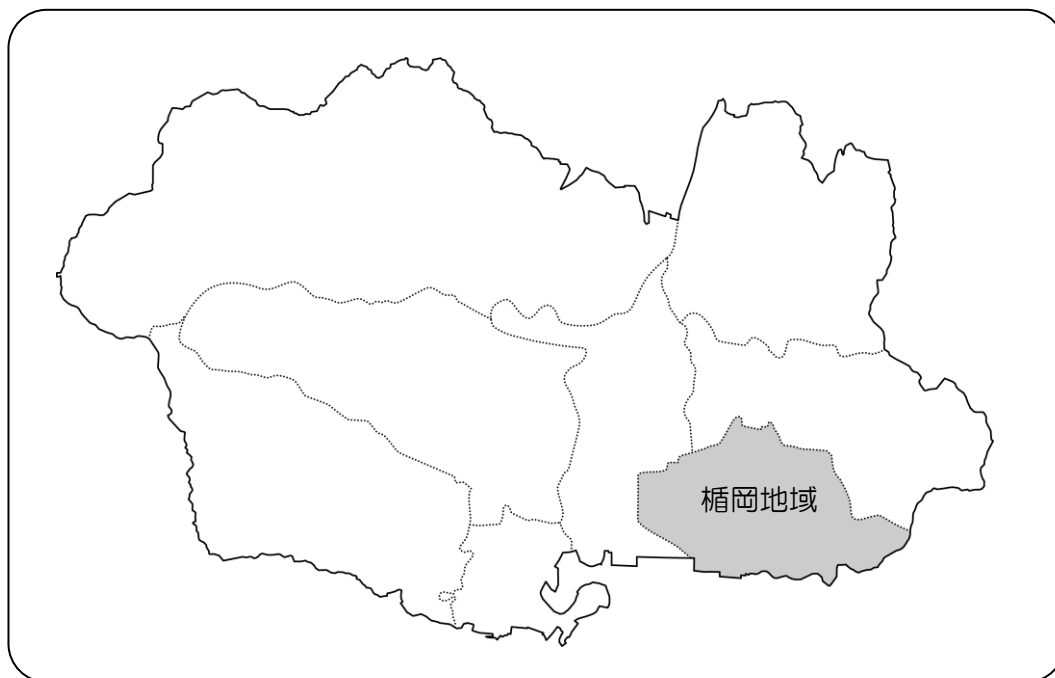
6-2 地域区分

地域区分においては、地域住民の生活を基本として考慮し、旧集落や小学校区、中学校区及び行政区に配慮して、「楯岡地域」、「西郷地域」、「大倉地域」、「大久保地域」、「富本地域」、「戸沢地域」、「袖崎地域」、「大高根地域」の8地域に区分します。

図6-1 地域区分図



6-3 楯岡地域



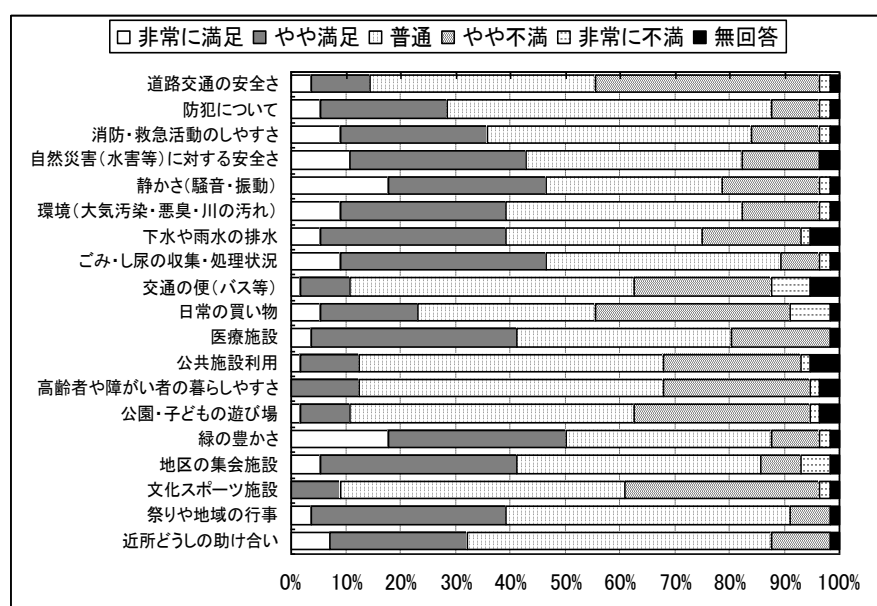
(1) 楯岡地域の現況

- ・平坦な地形が地域の約5割を占め、そのほとんどが都市計画区域内にあります。
- ・商業の活力低下が懸念されています。
- ・大沢川の整備計画による親水空間の整備が必要です。
- ・市街地内における身近な公園が不足しています。
- ・東沢公園は市民の憩いの場であり、様々な祭りの際には各地からの観光客も訪れています。
- ・東北中央自動車道の整備に伴いアクセス道路の整備が必要です。
- ・市街地の道路は狭い道路が多く、自動車のすれ違いが困難な区間があります。

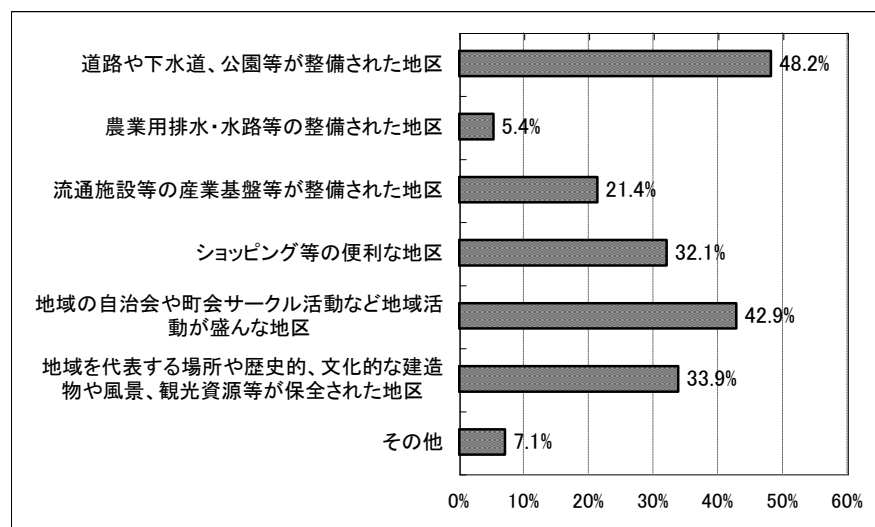
（2）地元意向

- ・生活環境で満足な点：「緑の豊かさ」「ごみ・し尿の収集・処理状況」
「静かさ（騒音・振動）」
- ・生活環境で不満な点：「道路交通の安全性」「日常の買い物」
- ・地域の将来像：「道路や下水道、公園等が整備された地区」
- ・重点的に進めていくこと：
「高齢化社会に対応した優しい安全なまちづくり」「地震などの災害に強いまちづくり」「商店街や駅前広場における景観の整備」

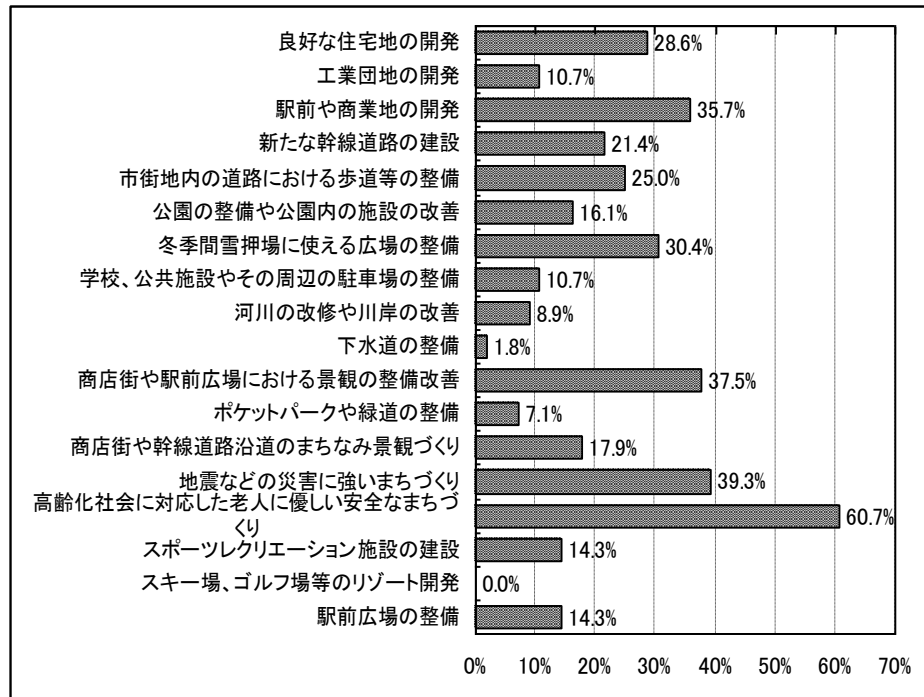
生活環境



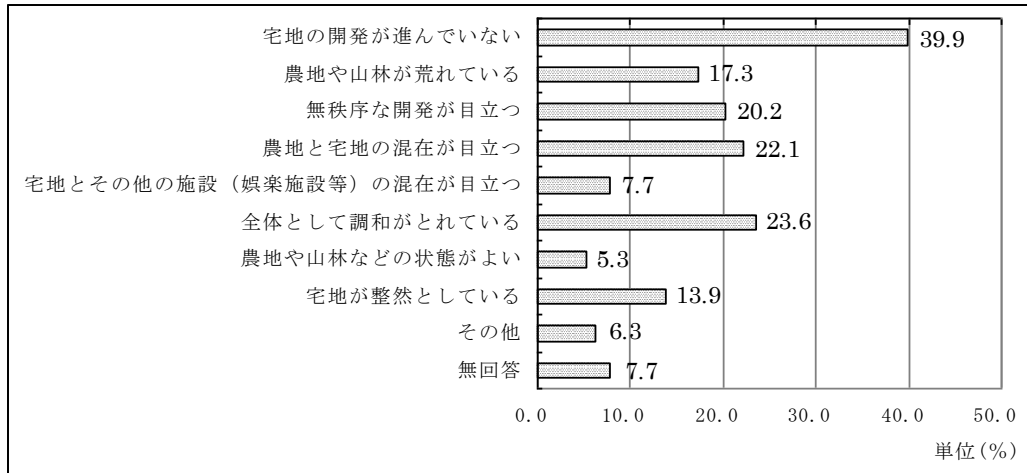
居住地域のイメージ



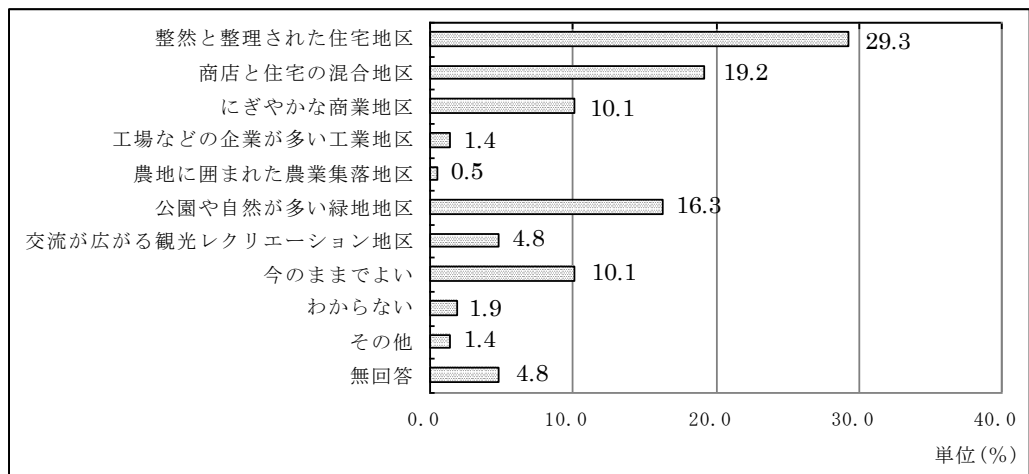
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

村山駅周辺の市街地整備と併せて、適正な土地利用の誘導を図りながら、安全で住み良い住宅地の整備が望まれます。

(3) 地域の課題

- **用途地域内における低未利用地の都市的土地利用の促進**
地域内にある低未利用地の宅地化の促進と併せて、若年層世帯の定住化が求められます。
- **商業の活性化**
村山駅周辺の商業等の活力向上が求められます。
- **地域内の観光資源の活用**
東沢公園を拠点とし、地域内に点在する歴史的資源のネットワーク化など、広域的観光ゾーンとしての整備が求められます。
- **適正な土地利用の誘導**
国道 13 号沿道における適正な土地利用の誘導や、村山駅周辺の整備に伴う開発の適正な規制・誘導が求められます。
- **歩道の整備の促進**
市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、歩道の整備促進が求められます。
- **市内幹線道路のネットワーク化**
東北中央自動車道の整備に伴い体系的な道路網の構築が求められます。

(4) まちづくりのテーマ

活力と魅力にあふれる賑わいと交流の拠点

●村山市の中心として、まつりを活かした魅力のあるまちづくり

●村山駅を拠点とし「村山市の顔」となるまちづくり

●生活・産業・文化機能の充実したまちづくり

（5）整備方針

■土地利用の方針

○住宅ゾーン

旧国道 13 号沿道については昔ながらの街道イメージに配慮すると共に、自然との共生を目指した集落とした形成を目指し、密集市街地においては都市基盤整備の推進と併せて住環境の改善を図ります。

一方、適正な土地利用を誘導することで、村山市の顔となるような市街地の形成を目指し、交流人口の増加を図ります。

○新規住宅ゾーン

楯岡地域南部の地域は、交通利便性などの立地の良さを活かして、安全で住み良い新たな住宅地としての整備を図ります。

○既存商業ゾーン

地元密着型の商業地としての再構築を図ります。

○沿道流通業務ゾーン

ロードサイド型の流通業務系施設の集積を図り、新たな商業業務地として整備します。

○行政・文化ゾーン

市役所を中心に、市内の行政サービス施設の核として機能の集積を図ります。

○公園レクリエーションゾーン

東沢公園を核として、周辺の自然資源と連携した、一体的な整備を図ります。

○農業ゾーン

市街地を取り巻く良好な農地の保全を図ります。

○新規沿道流通業務ゾーン

東北中央自動車道の整備と連携しながら、土地利用の適切な誘導を図り、新たな沿道施設集積の立地誘導を図ります。また、国道 13 号西側では村山駅周辺の立地性を活かして、住宅と商業業務施設の集積を図ります。

■交通体系の方針

○補助幹線道路

市街地内の都市計画道路を整備し、市街地東部の徳内シーボルトライン等、補助幹線道路の整備を推進します。

○生活道路

日常的に住民が利用する集落内の道路を整備すると共に、歩行者の安全性を確保するため、ユニバーサルデザインの推進等による歩道の整備を推進します。

また、離合を容易にできるように、狭あい道路における譲りあいスポットなどの整備を推進します。

■生活及び住環境に関する方針

○住宅地の基盤整備

狭幅員道路の解消により住環境の向上を図ります。

○点在する文化財や歴史的資源の保全

地域内に点在する文化財や歴史的資源を保全します。

■緑の方針

○大沢川の緑化

整備計画に伴い既存の河川と新しい河川の緑化を図り、親水性を確保した良好な河川空間の整備を図ります。

○東沢公園

緑の拠点として位置づけると共に、周辺の地域資源と連携した活用を図ります。

○緑化の推進

歩道、住宅地の生け垣や公共公益施設の緑化を推進します。

○身近な公園の整備

子どもが安心して遊べるような公園（街区公園等）を整備します。

■景観に関する方針

○玄関づくり

村山市の玄関にふさわしい村山駅周辺の景観形成を図ります。

■防災に関する方針

○辻広場の整備

安全安心な市街地環境を確保するため、積雪時における堆雪場の確保や、災害時における身近な避難場所を確保するため、辻広場の整備を推進します。

○国道 13 号沿道の景観形成

周囲の山並み景観を保全し、国道 13 号沿道の景観を向上させるため、景観を阻害する広告物等の規制・誘導を図ります。

○景観の創出

集落・田園風景と背後の山々の景観を眺められる施設・場所を創出します。

○前山群の林地景観の保全・育成

周囲への眺めに奥行き感・季節感を添える前山群の林地景観を育成します。

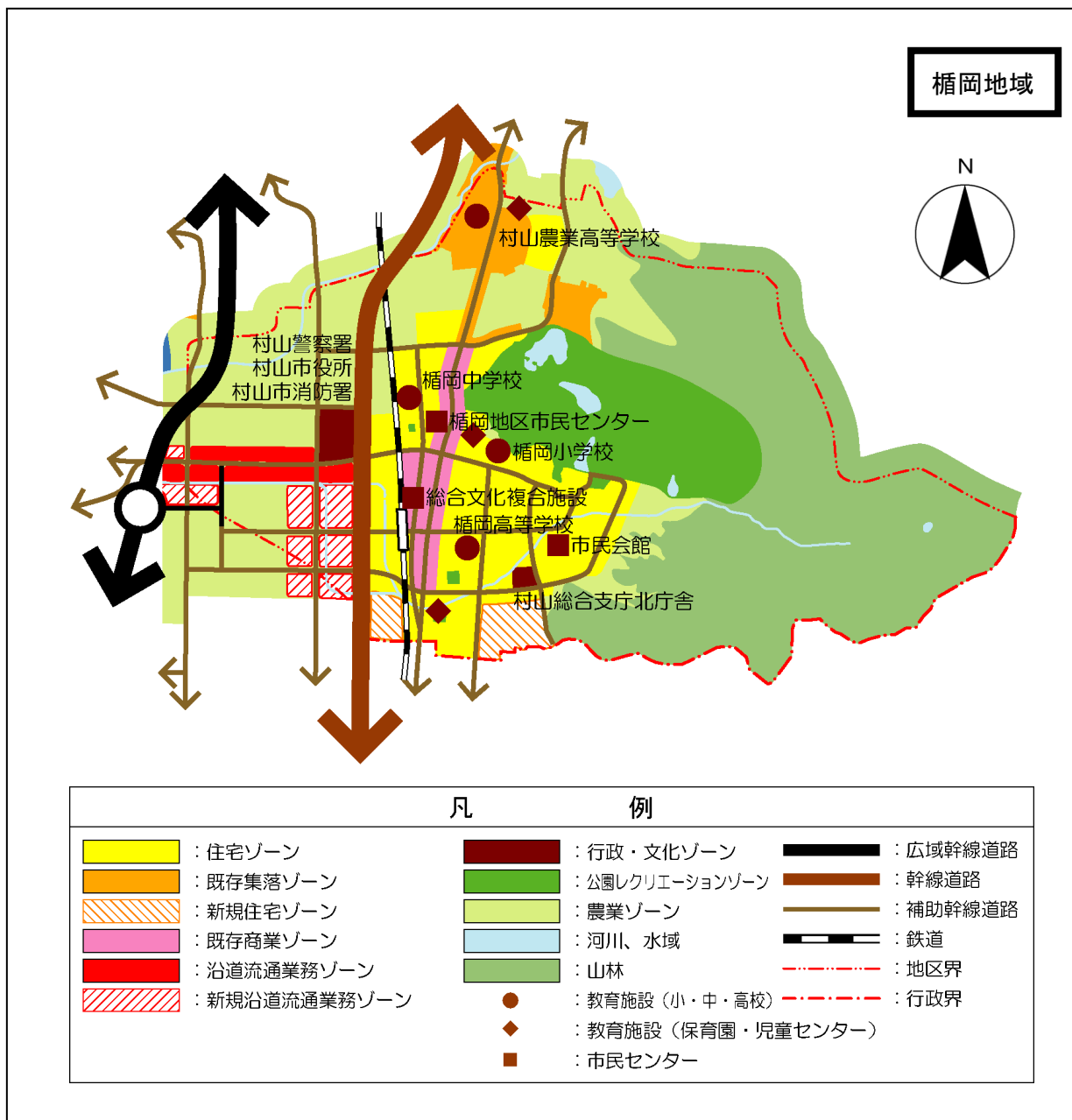
○田園風景の維持と向上

集落の景観を引き立て、山々の眺望を確保する田園風景の維持向上を図ります。

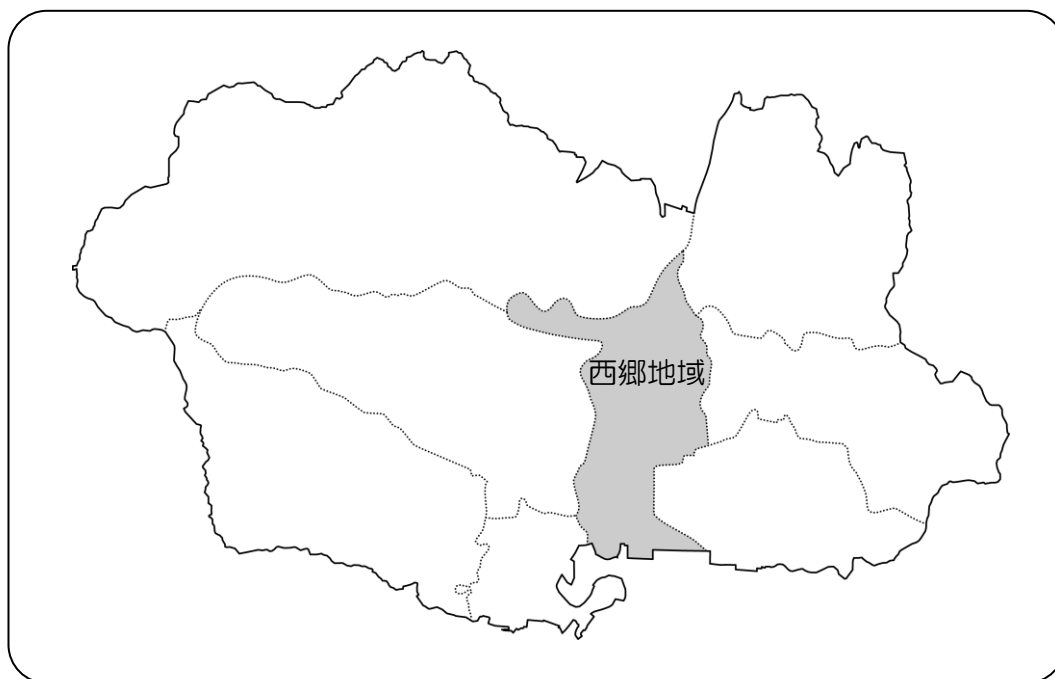
■施設整備に関する方針

○高次都市施設の整備推進

市民や来街者の交流の場となり、地域生活の拠点となる地域交流活性化センターの整備を推進し、「まつり」などの観光資源を活かした拠点づくりを推進します。



6-4 西郷地域



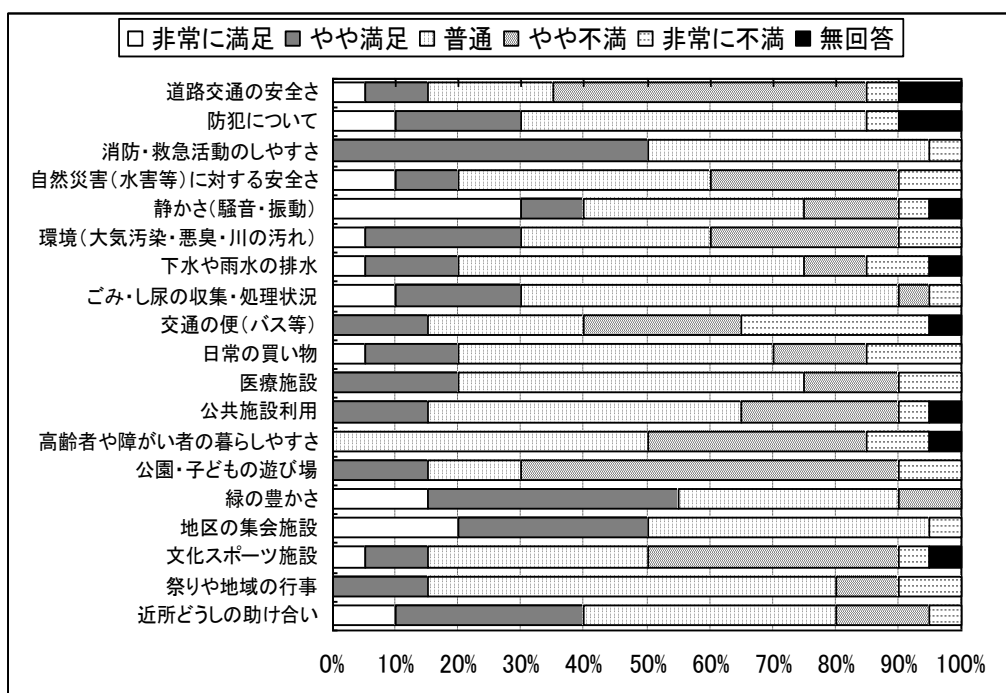
(1) 西郷地域の現況

- ・一部用途地域が指定してあるものの、地域のほとんどが農振農用地区域です。
- ・地域内には東北中央自動車道のインターチェンジが整備予定となっています。
- ・河島工業団地があり現在も北側に規模の拡大を図っています。
- ・東北中央自動車道の整備に伴いアクセス道路の整備が必要です。
- ・地域内における身近な公園が不足しています。
- ・河島山を核とした公園の整備が進んでおり、基点温泉との一体的な整備が図られています。
- ・河島山ニュータウンが整備され、ほぼ入居されています。
- ・大旦川桜づつみが完成しています。
- ・美術館が最上川の河岸に整備されています。
- ・長島周辺は最上川が大きく湾曲し、美しい河川景観を形成しています。

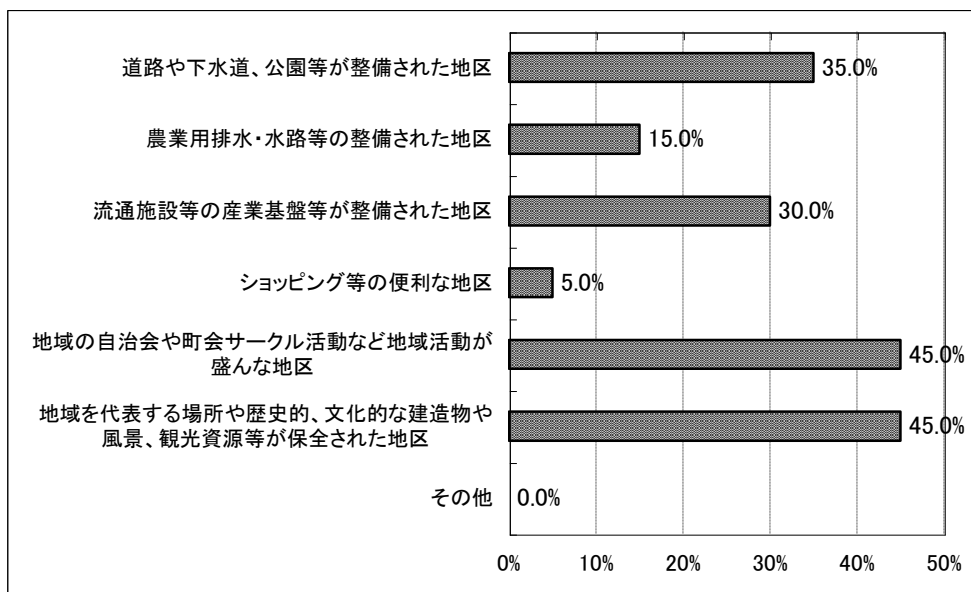
(2) 地元意向

- ・生活環境で満足な点：「消防・救急活動のしやすさ」「緑の豊かさ」「地域の集会施設」
- ・生活環境で不満な点：「道路交通の安全さ」「交通の便」「公園・子どもの遊び場」
- ・地域の将来像：「地域の代表する場所や町会サークル活動など地域活動が盛んな地区」「地域を代表する場所や歴史的、文化的な建造物や風景、観光資源等が保全された地区」
- ・重点的に進めていくこと：
 - 「高齢化社会に対応した優しい安全なまちづくり」
 - 「冬季間雪押場に使える広場の整備」「地震などの災害に強いまちづくり」

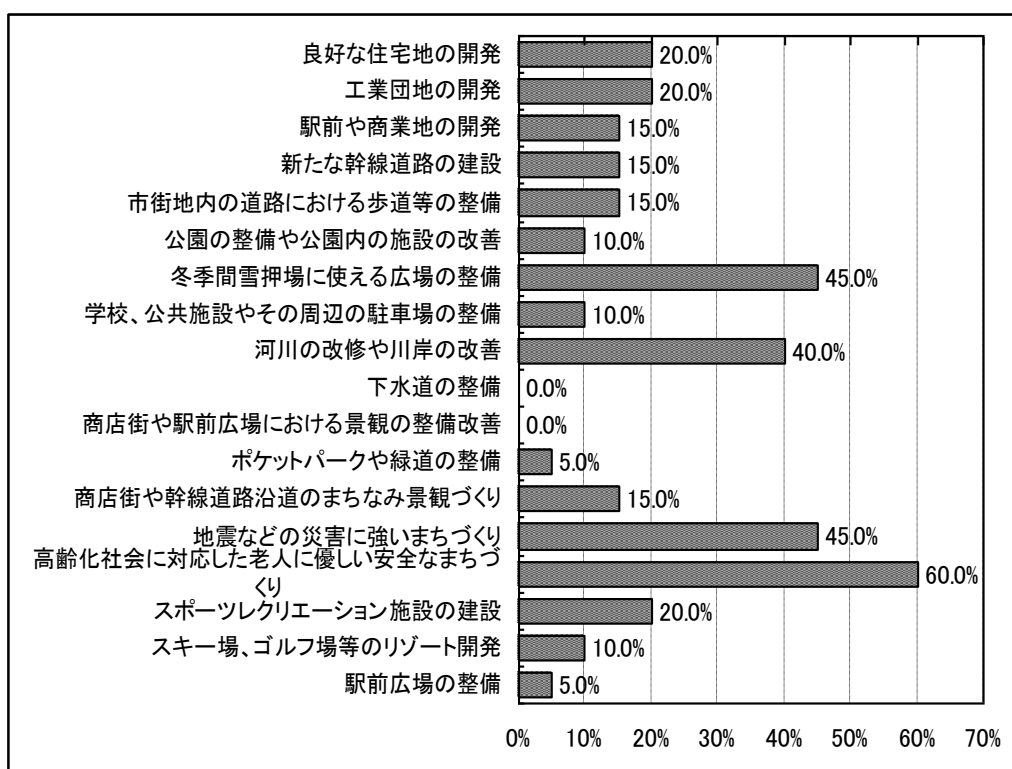
生活環境



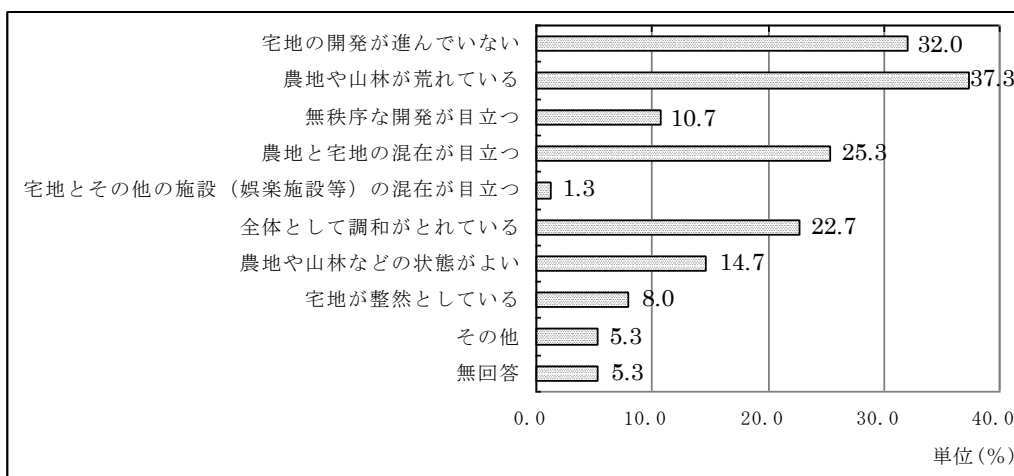
居住地域の将来イメージ



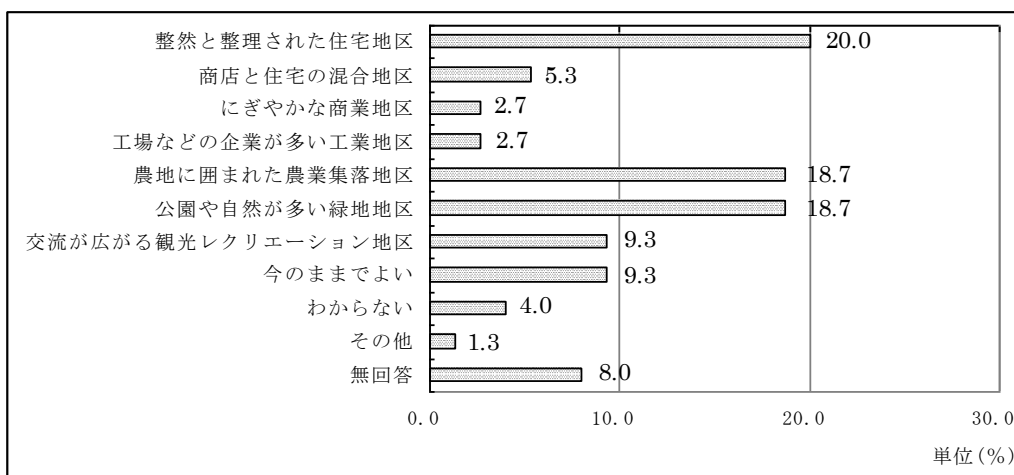
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

地域内外の豊かな自然を活かしながら、東北中央自動車道の整備と併せた市街地整備の推進が求められます。

（3）地域の課題

・地域内の観光資源の活用

地域の西側に流れる最上川と河島山の景観・資源を活かしたレクリエーション施設を整備します。

・歩道の整備の促進

市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、誰もが歩きやすい歩行環境の確保を推進します。

・市内幹線道路のネットワーク化

東北中央自動車道の整備に伴い体系的な道路網の構築を図ります。

（4）まちづくりのテーマ

新たな活力と自然とが共存するまち

● インターチェンジ整備による新たな広域交流の玄関口を創りだすまちづくり

● 河島山、最上川といった自然と緑を大切にしたまちづくり

● 利便性に富んだ活力あるまちづくり

（5）整備方針

■土地利用の方針

○景観形成拠点

最上川周辺の良い景観を形成するため、景観形成拠点としての整備を図ります。

○緑ふれあい拠点

河島山や周囲の地域資源を核として、山や樹林地等の緑とふれあえるレクリエーション拠点としての整備を図ります。

○既存集落ゾーン

河島山の裾野に広がる良好な集落景観を保全しながら、既存集落内の拡張整備を基本として無秩序な市街化を防止し、適正な規制・誘導を図ります。また、河島山ニュータウン等の住宅地においては、既存集落との共存を図りながら良好な住環境の確保を図ります。

○工業ゾーン

現在ある工業地を核とした工業施設の集積を図ります。

○工業系土地利用調整ゾーン

工業地の集積促進に伴う地域の発展を図るため、長期的な視点から都市的土地利用の転換による新たな産業立地に向けた検討を進めます。

○農業ゾーン

村山市の原風景でもある田園風景が広がる良好な農地は、優良農地として保全を図ります。

○新規沿道流通業務ゾーン

東北中央自動車道及びインターチェンジの整備と併せて、長期的な視点から土地利用の適正な誘導によるまちづくりの展開を図ります。

■交通体系の方針

○高規格幹線道路

東北中央自動車道の整備により、周辺都市とのネットワークの強化を図ります。

○補助幹線道路

インターチェンジ整備による住宅地への通過交通の混入を抑えるためのアクセス道路の整備を図ります。

○生活道路

日常的に市民が利用する集落内の道路の歩きやすさや安全確保に配慮した道路整備を推進します。

■生活及び住環境に関する方針

○高齢者に対応した交通機関の確保

地域の高齢者の交通手段を確保するため、バス等のサービスの充実を図ります。

○芸術文化拠点の整備

真下慶治記念美術館を核とした芸術文化拠点の形成を図ります。

■緑の方針

○水と緑の観光軸の整備

最上川リバーサイド整備構想の実現と併せて、周辺施設と連携した環境軸としての強化を図ります。

○緑化の推進

既存集落内の生活道路の緑化や工業・流通団地の緑化を促進します。

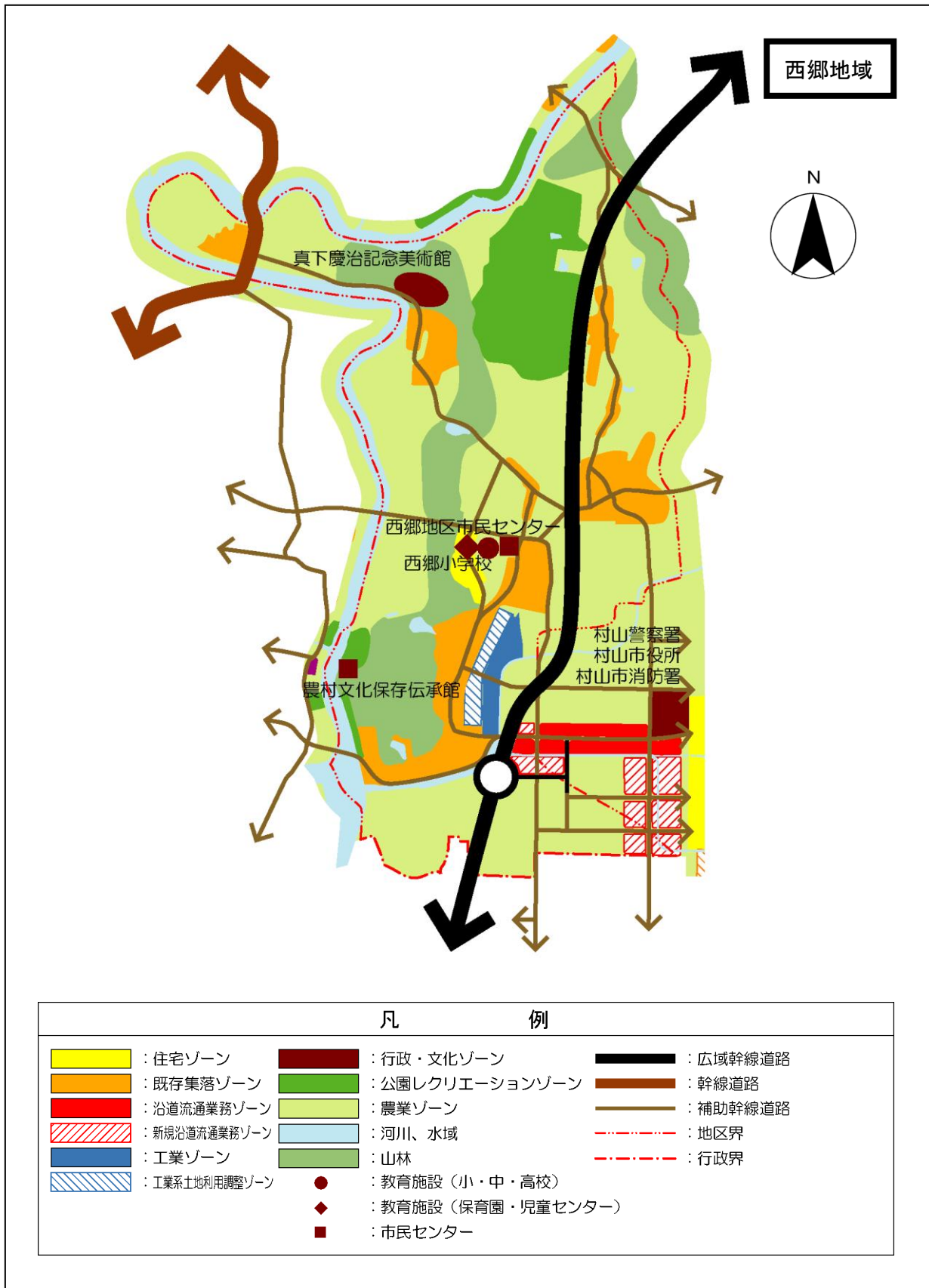
○大沢川の緑化

整備計画に伴い、河川の緑化を図り、親水性を確保した魅力的な空間作りを推進します。

■景観に関する方針

○原風景の保全

最上川の河川緑地を保全し、水面越しの眺望景観を創出します。



6-5 大倉地域



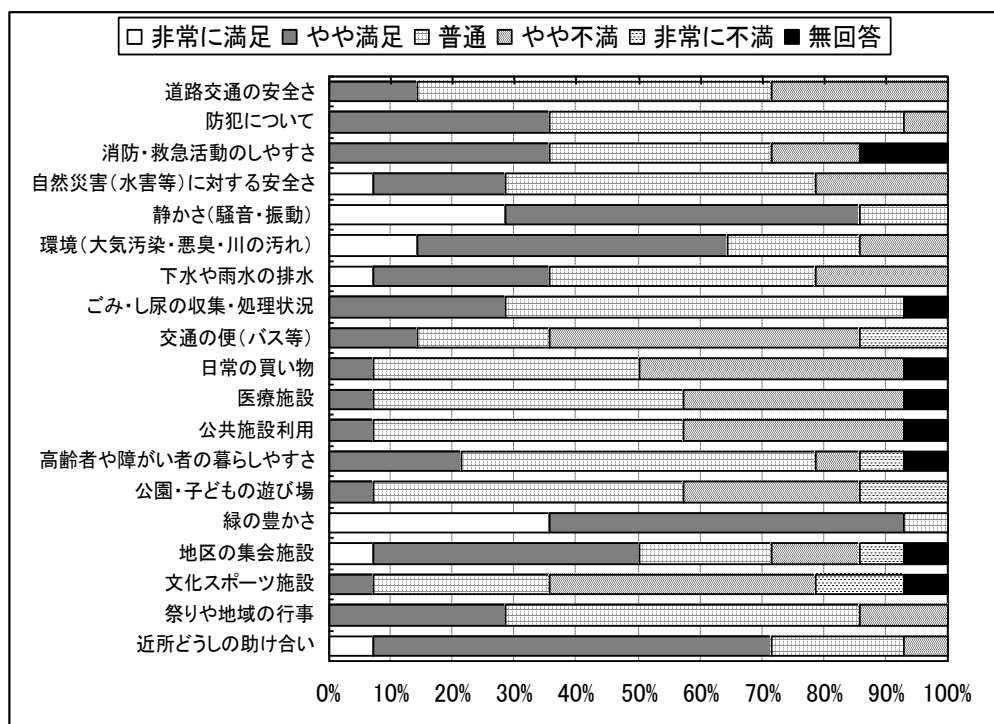
(1) 大倉地域の現況

- ・ 金谷工業団地周辺に用途地域が指定されています。
- ・ 地域内には地域住民のレクリエーション需要に対応する金谷運動広場が整備されています。
- ・ 地域内には国道 13 号が整備されており、金谷工業団地の主要なアクセス道路として機能しています。
- ・ 地域内では一部流雪溝を整備中です。

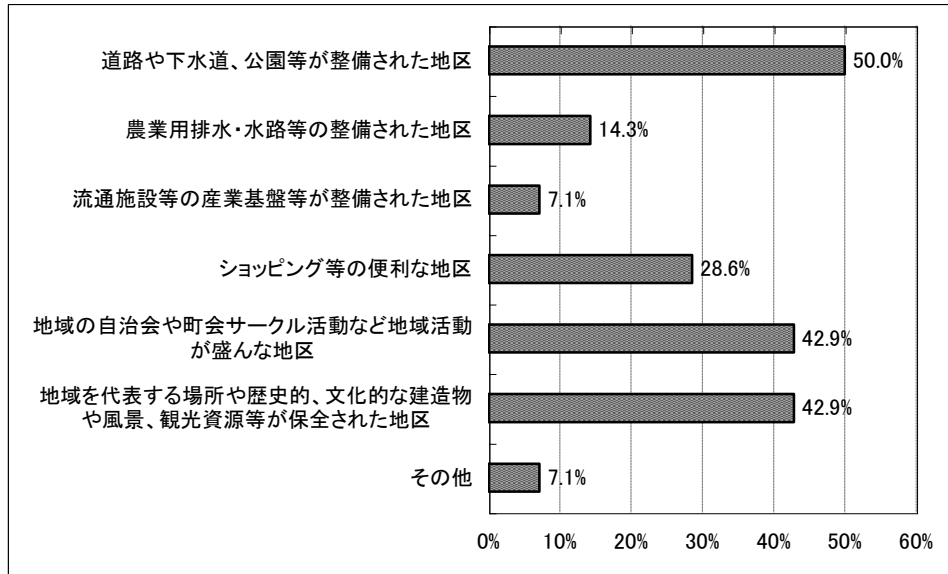
(2) 地元意向

- ・生活環境で満足な点：「静かさ」「環境」「緑の豊かさ」「近所どうしの助け合い」
- ・生活環境で不満な点：「交通の便」「文化スポーツ施設」
- ・地域の将来像：「道路や下水道、公園等が整備された地区」
- ・重点的に進めていくこと：
「高齢化社会に対応した優しい安全なまちづくり」「駅前や商業地の開発」

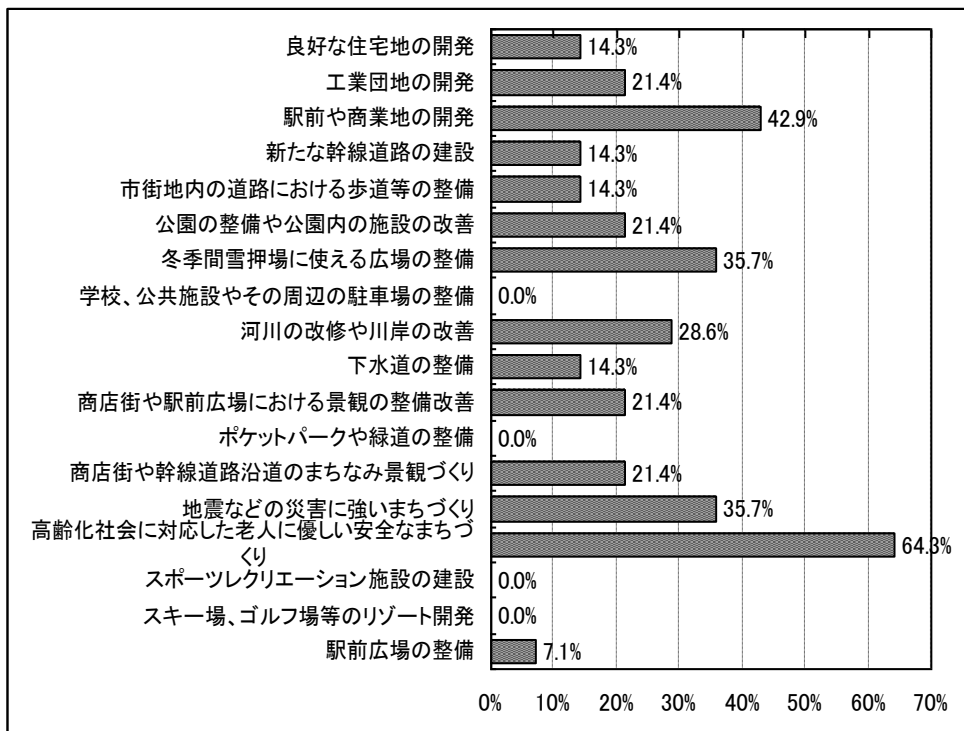
生活環境



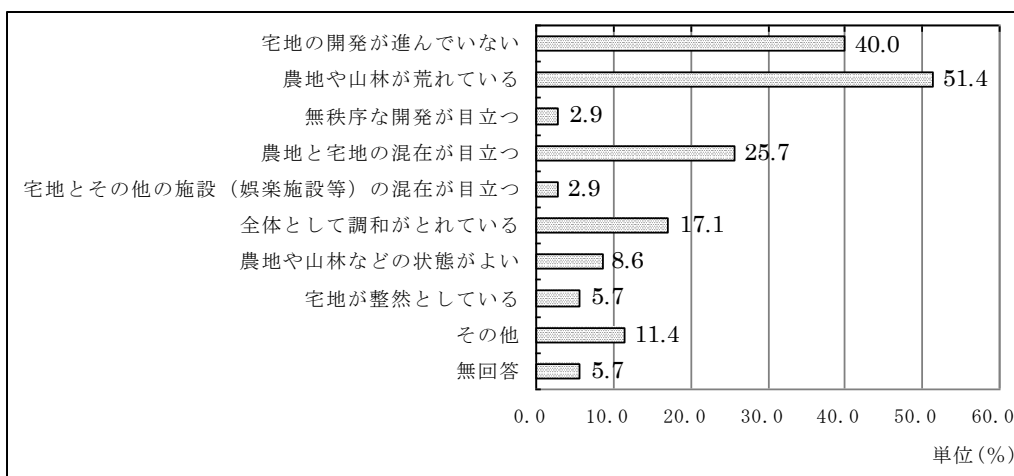
居住地域の将来イメージ



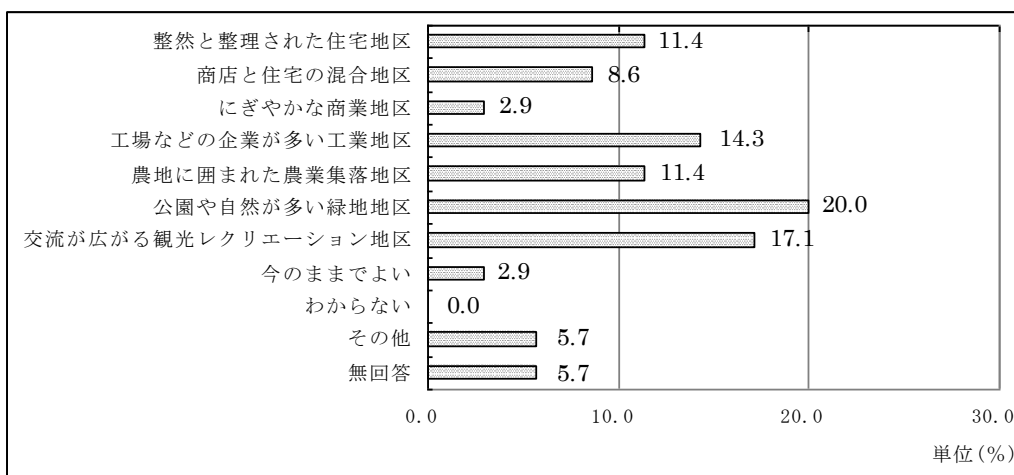
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

道路整備と併せた産業拠点としてのまちづくりや、公園や自然を活かしたまちづくりが求められます。

（3）地域の課題

・金谷工業団地の機能集約

周辺の工業系施設の集約を図り、金谷工業団地の整備を推進します。

・景観の保全

甌岳を望む景観保全を図ります。

・歩道の整備促進

市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、歩道整備を推進します。

（4）まちづくりのテーマ

豊かな自然と産業がやさしく共存するまち

●企業誘致などにより、工業を振興するまちづくり

●甌岳の豊かな自然環境を保ち、共生するまちづくり

●金谷運動広場を活かしたレクリエーション交流のあるまちづくり

（5）整備方針

■土地利用の方針

○既存集落ゾーン

甌岳の裾野に広がる本地域では、良好な集落景観を保全しながら、集落内の居住環境整備を図り、魅力的な集落づくりを推進します。

また、国道13号沿道については、無秩序な市街化を抑制し、適正な土地利用の規制・誘導に努めます。

○工業ゾーン

金谷工業団地を核として、企業誘致などの施策と連携を図りながら、工業系施設の集積を図るとともに、周辺土地利用の工業的利用を進めながら、工業振興を図る拠点整備を推進します。

○新規工業ゾーン

金谷工業団地と連携して、新たな工業集積を促進します。

○工業系土地利用調整ゾーン

金谷工業団地と連携した工業系土地利用への転換を図り、拠点形成を推進します。

○農業ゾーン

良好な景観や環境を保全するため、優良農地の保全を図ります。

■交通体系の方針

○補助幹線道路

地域住民の利便性・安全性に配慮して、県道東根尾花沢線の整備を促進します。

○生活道路

日常的に市民が利用する集落内の道路の歩きやすさや安全確保に配慮した道路整備を推進します。

■生活及び住環境に関する方針

○スポーツ・レクリエーション拠点

金谷運動広場を核とした、レクリエーション交流を促進する場として整備を図ります。

■緑の方針

○大旦川の緑化

地域内を流れる大旦川の両河岸の緑化を推進し、親水空間としての整備を促進します。

■景観に関する方針

○甌岳を望む集落景観の保全

甌岳や歴史的資源及び美しい景観をもつ既存集落を結ぶ散策路の整備を図ります。

○里山の景観保全

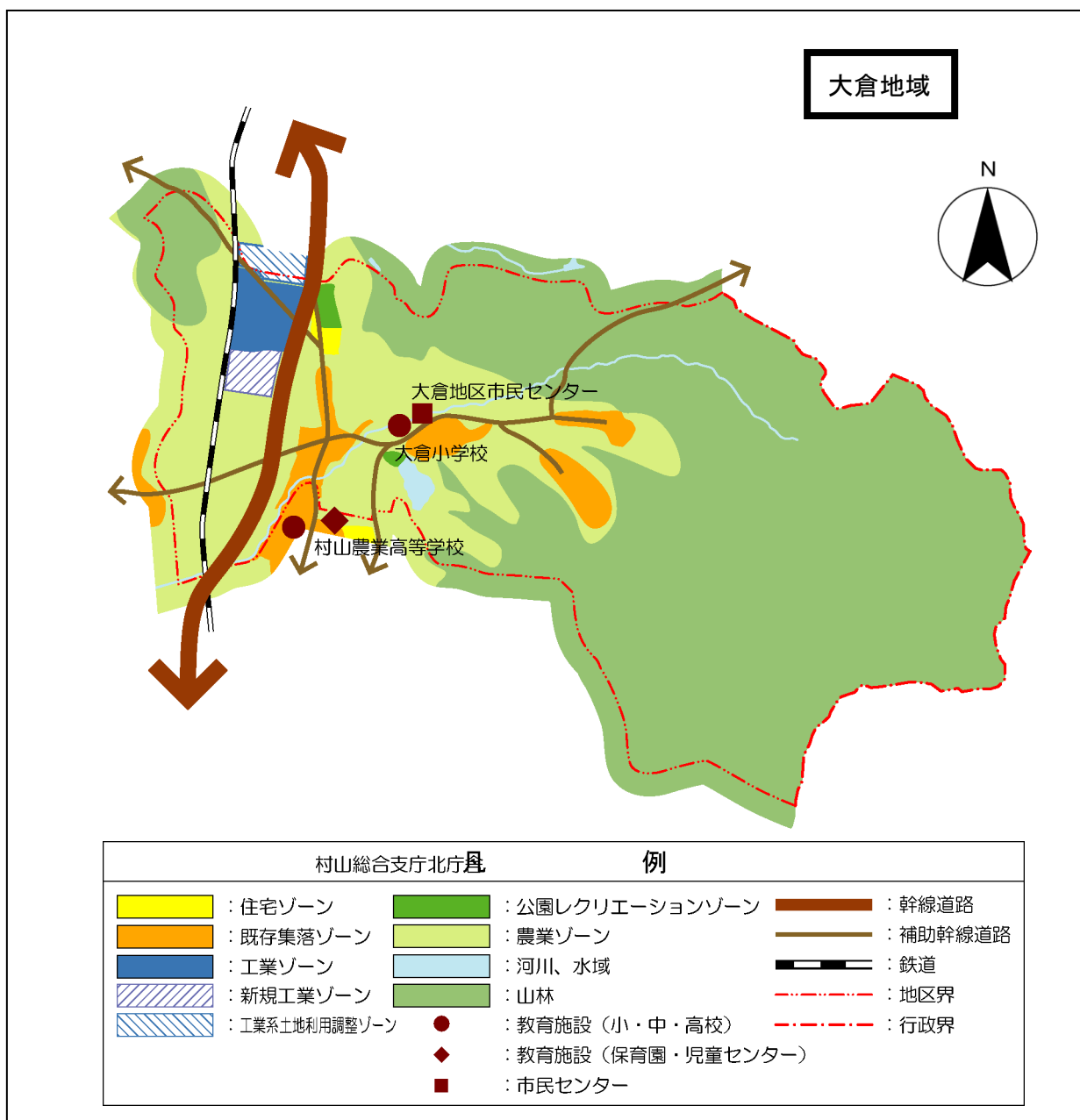
地域周辺の里山の風情を高める花木などの植栽や、建物のデザインへの規制・誘導を図ります。

○景観の創出

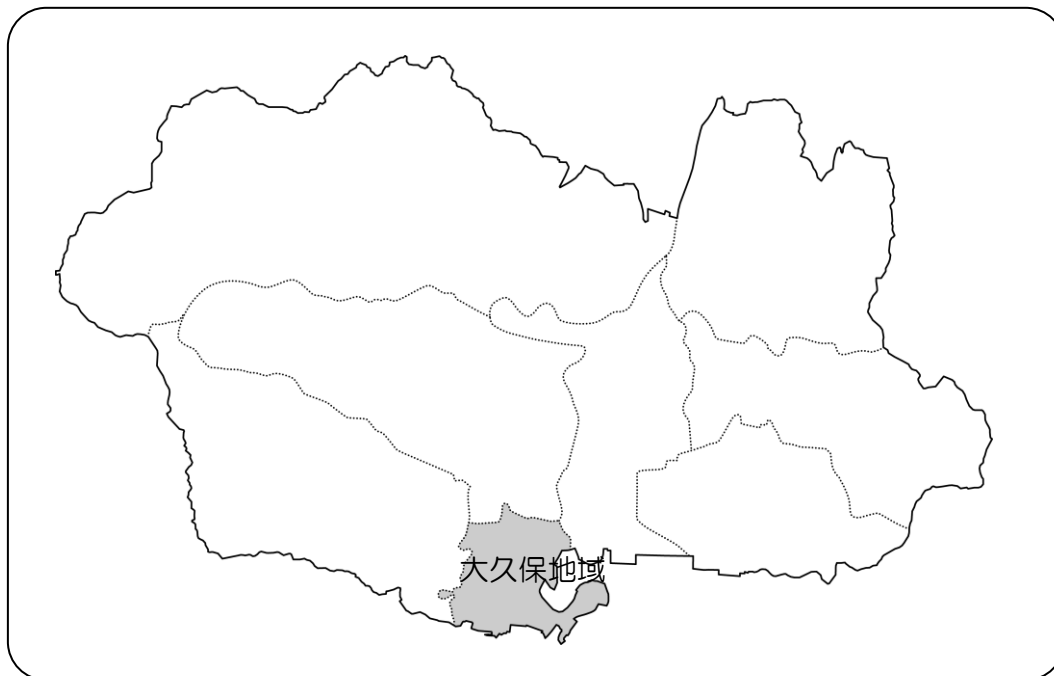
集落・田園風景と背後の山々の景観を眺められる施設・場所を創出します。また、周囲への眺めに奥行き感や季節感を添える前山群の林地景観を形成します。

○国道 13 号沿道の景観形成

来訪者に対するもてなしの場として国道 13 号沿道の景観形成を図り、山並み景観の保全や景観阻害要素の規制・誘導を図ります。



6-6 大久保地域



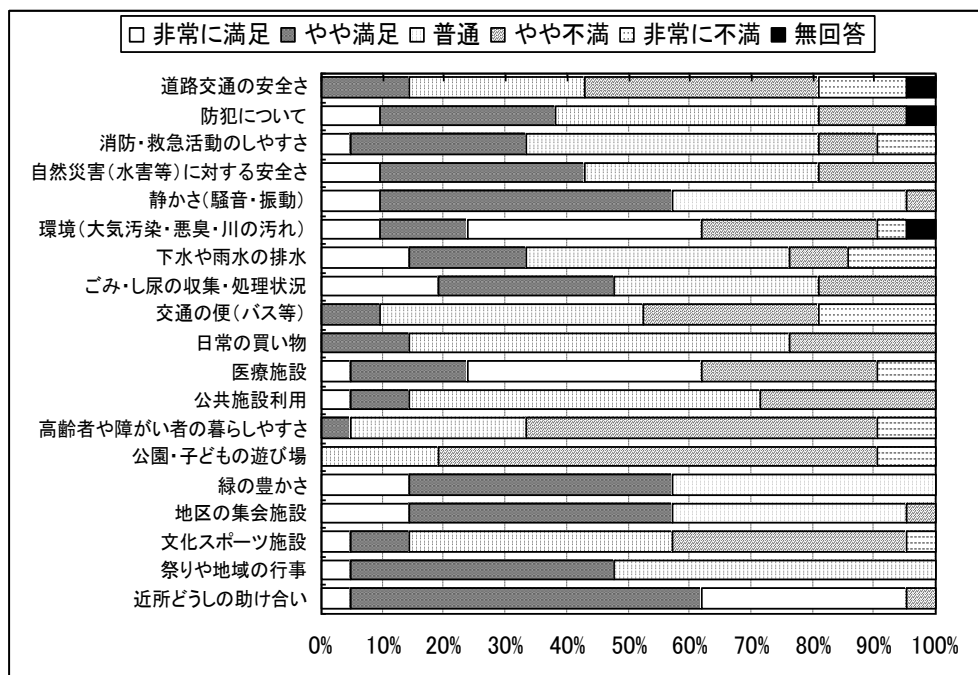
(1) 大久保地域の現況

- ・平坦な地形であり、集落以外は農振農用地区域となっています。
- ・市街地内における身近な公園が不足しています。
- ・旧国道 347 号沿いに商業店舗が点在しています。
- ・旧国道 347 号沿いは古い街道の風情が残っています。
- ・天然記念物の臥龍の松があります。

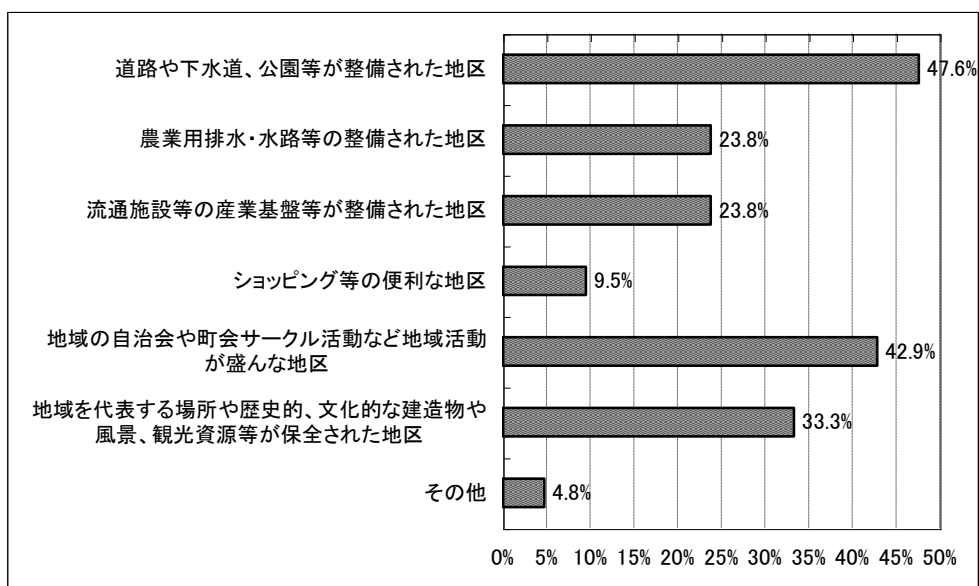
（2）地元意向

- ・生活環境で満足な点：「静かさ」「緑の豊かさ」「地区の集会施設」「近所どうしの助け合い」
- ・生活環境で不満な点：「道路交通の安全さ」「交通の便」「高齢者や障がい者の暮らしやすさ」「公園・子どもの遊び場」
- ・地区の将来像：「道路や下水道、公園等が整備された地区」
- ・重点的に進めていくこと：
 - 「高齢化社会に対応した老人に優しい安全なまちづくり」「地震などの災害に強いまちづくり」

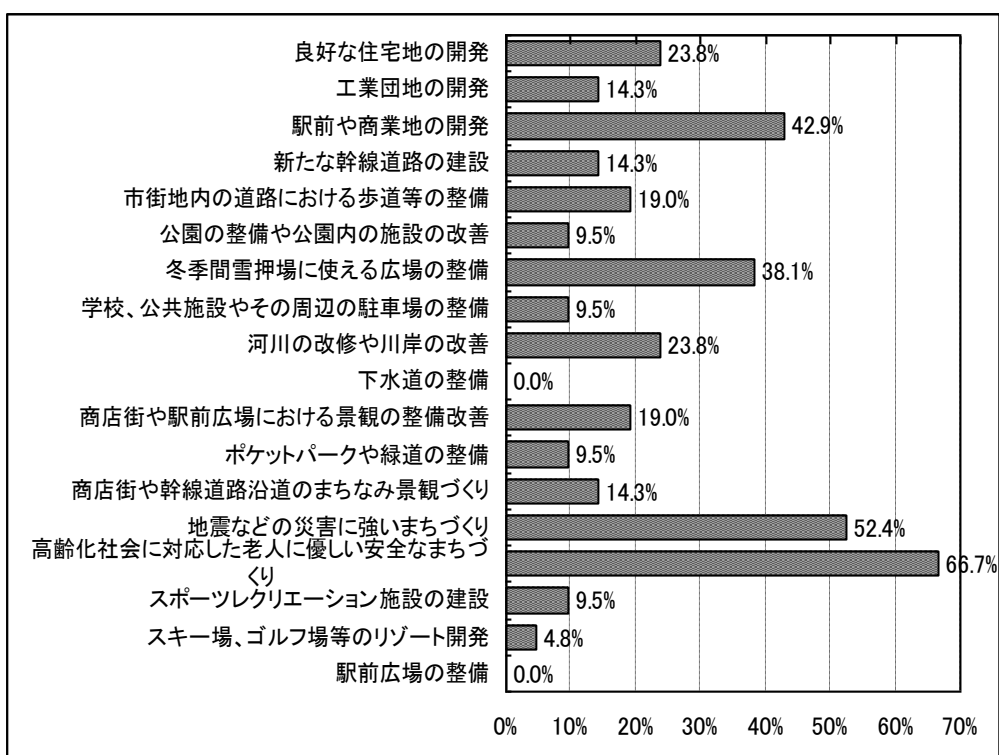
生活環境



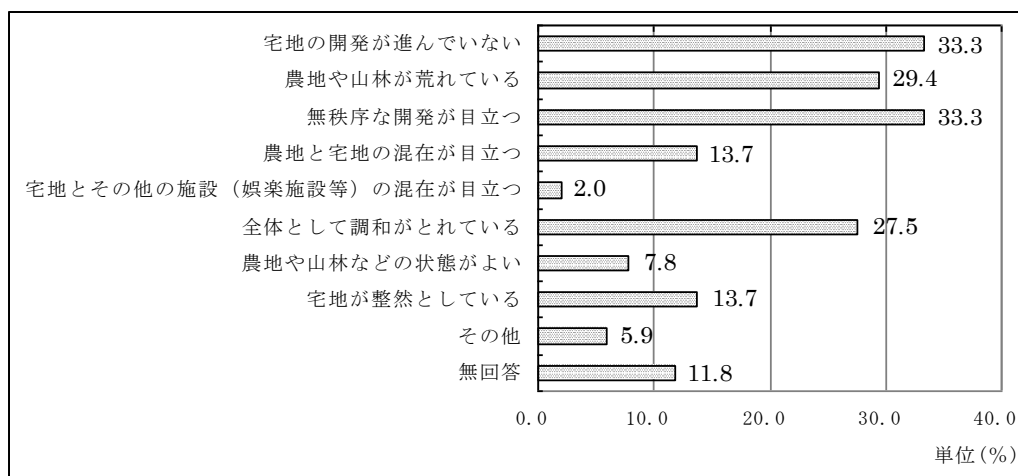
居住地域の将来イメージ



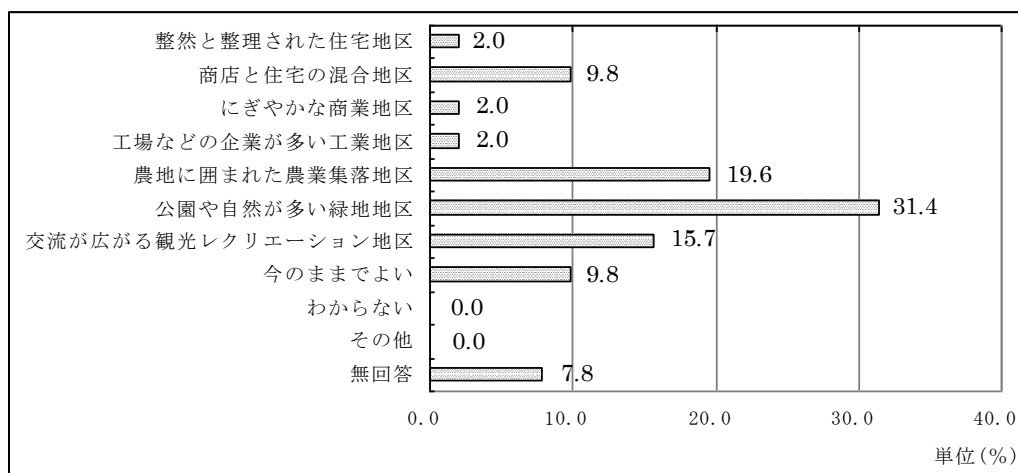
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

周囲の田園や自然を活かしながら、集落の暮らしやすさを向上するための住環境整備が求められます。

(3) 地域の課題

- ・市内幹線道路のネットワーク化
国道 347 号バイパスの整備による縦軸を強化します。
- ・歩道の整備の促進
市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、歩道の整備を促進します。
- ・自然資源の活用
「臥龍の松」及び「北山桜」を観光ポイントとして活用します。
- ・生活拠点の整備
旧国道 347 号沿線の店舗の利便性の向上を図ります。

(4) まちづくりのテーマ

「新しさ」と「古さ」が水と緑に
包まれて調和するまち

●水とみどりにふれあえる田園環境を大切にしたまちづくり

●古き街道の風景を大切にしたまちづくり

●地域の生活拠点としてのまちづくり

(5) 整備方針

■土地利用の方針

○既存集落ゾーン

良好な集落景観を保全しながら、既存集落内の拡張整備を基本として無秩序な市街化を防止し、適正な規制・誘導を図ります。

○既存商業ゾーン

旧国道 347 号沿いに集積する既存店舗には、ゆとりある歩行者空間や駐車場の整備を行い、地域の生活拠点としての魅力ある店舗の形成を図ります。

○工業ゾーン

国道 347 号沿道や既存工業施設を核とした工業集積の促進と併せて、周囲の環境と調和した工業地の形成を図ります。

○工業系土地利用調整ゾーン

国道 347 号沿道や既存工業地周辺の適正な土地利用の誘導に向けて、長期的な視点から都市的土地利用の転換による新たな産業立地に向けた検討を進めます。

○リバーサイドパークゾーン

最上川を基軸にウォーターフロント整備計画により、村山市の水と緑の観光軸としての整備を図ります。

○農業ゾーン

農地は景観や環境の維持を考え、宅地化が予想される地域では、関係機関との調整を図りながら、土地利用の転換に向けた検討を進めます。

■交通体系の方針

○生活道路

日常的に住民が利用する集落内の道路を整備します。

■緑の方針

○緑化推進

地域の軸となる旧国道 347 号及び生活道路の緑化を推進します。

○千座川、田村川の緑化

地域の中心を横断する千座川、田村川を緑化し、親水空間としての整備を図ります。

■景観に関する方針

○街道の景観保全

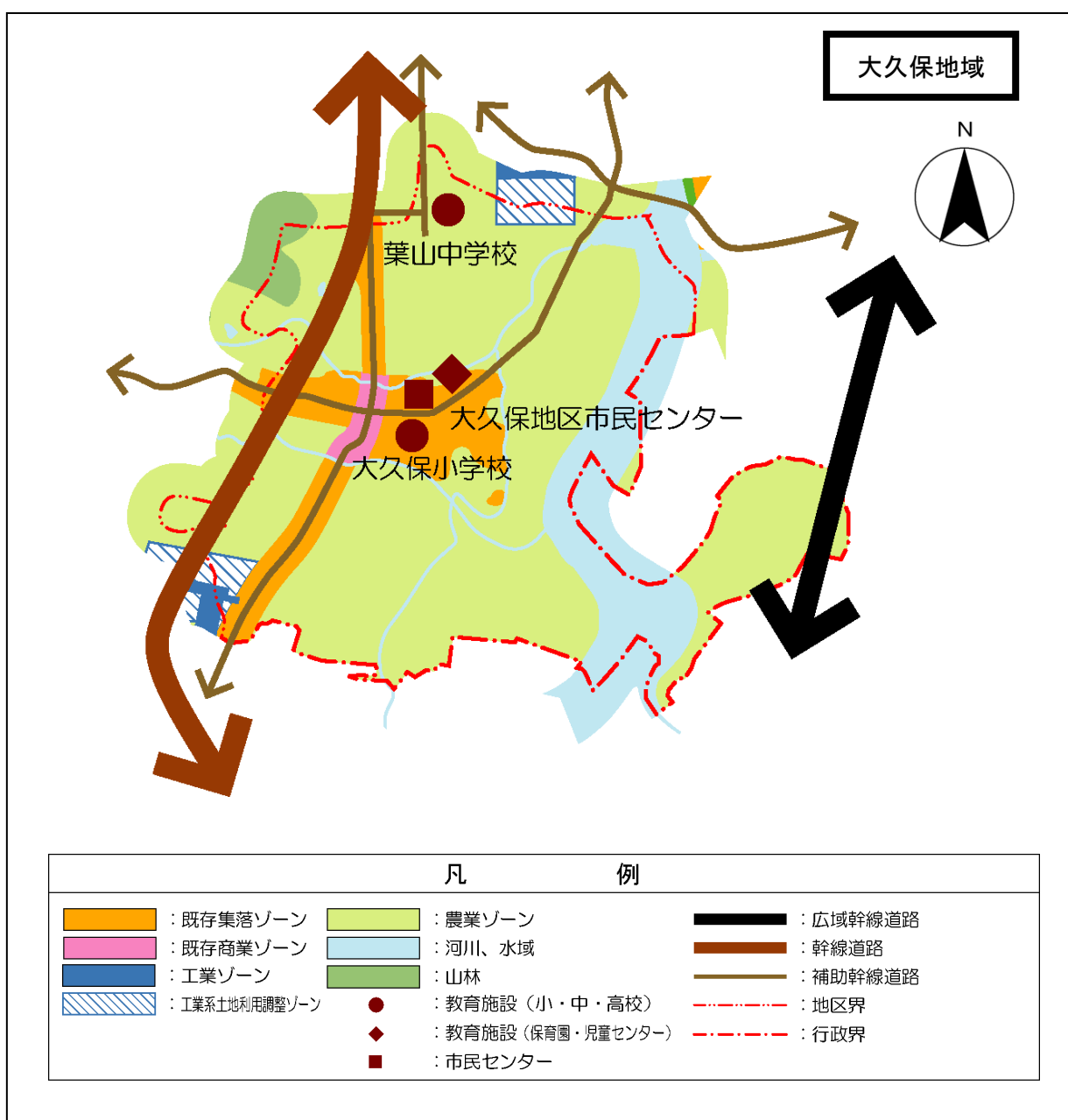
古き良き街道の風情を高める花木等の植栽や、建物のデザインへの規制・誘導を図ります。

○国道 347 号沿線の景観の維持・向上

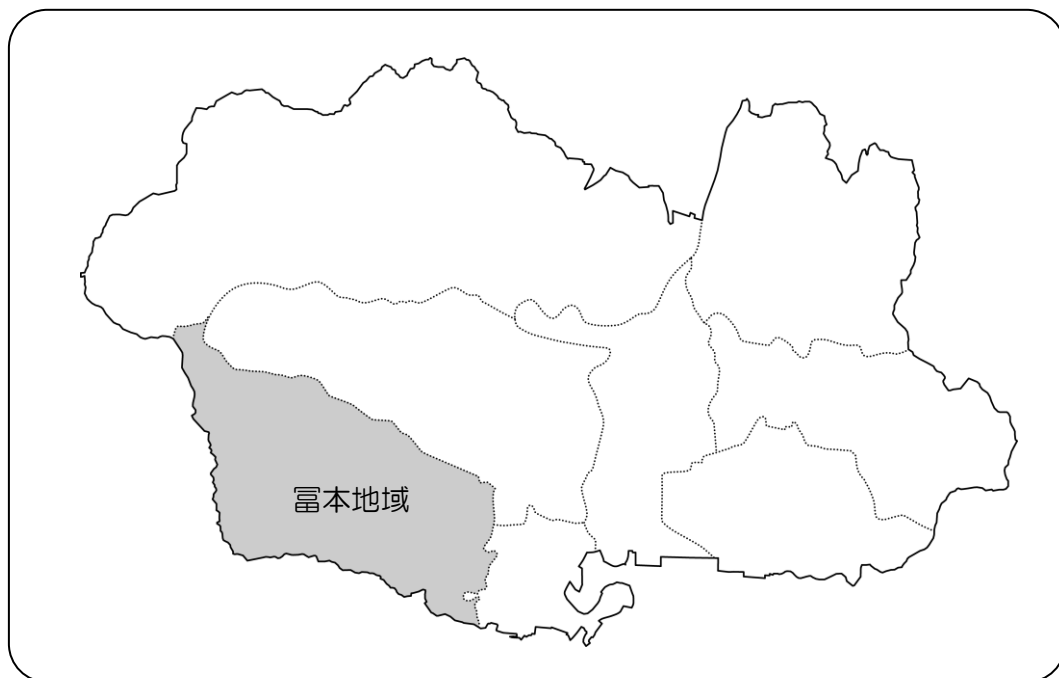
山々の景観の前景となる国道 347 号沿線の景観の維持・向上を図ります。

○最上川の河川景観の保全

最上川の河川景観の保全・育成と水面越しの眺望景観を創出します。



6-7 富本地区



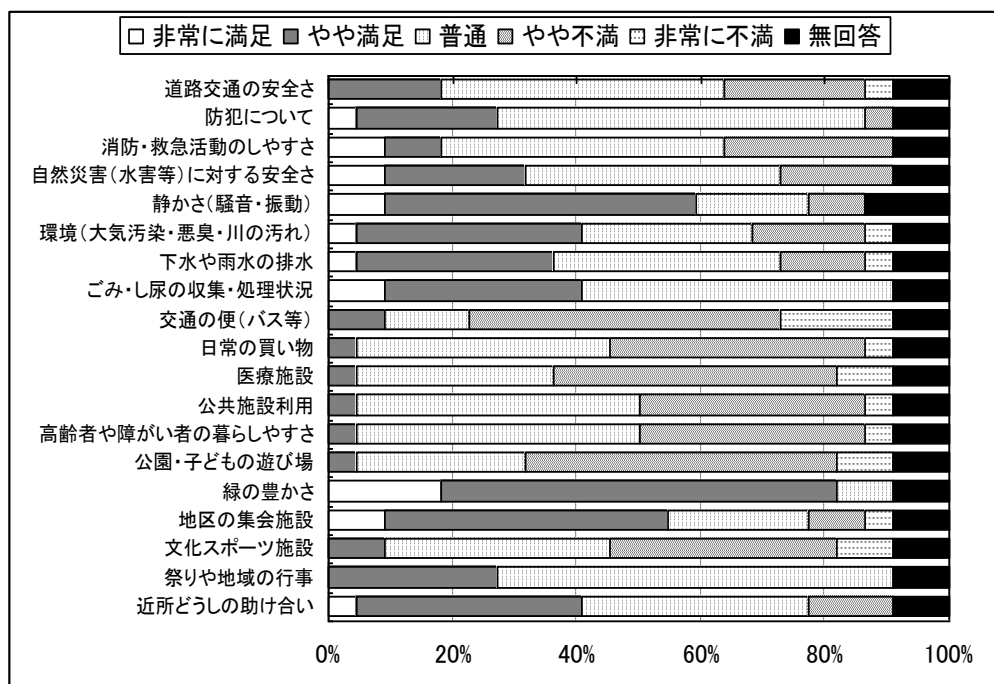
(1) 富本地区の現況

- ・山林が地域の約8割を占めています。
- ・平坦地の多くは農振農用地区域に指定されています。
- ・地域人口は、減少の傾向にあります。
- ・市の文化財である葉山大円院や中村遺跡縄文公園があります。
- ・葉山キャンプ場が千座川上流にあり、夏はキャンプ客により活用されています。また、登山ルートは、散策路として安全性の確保が求められます。

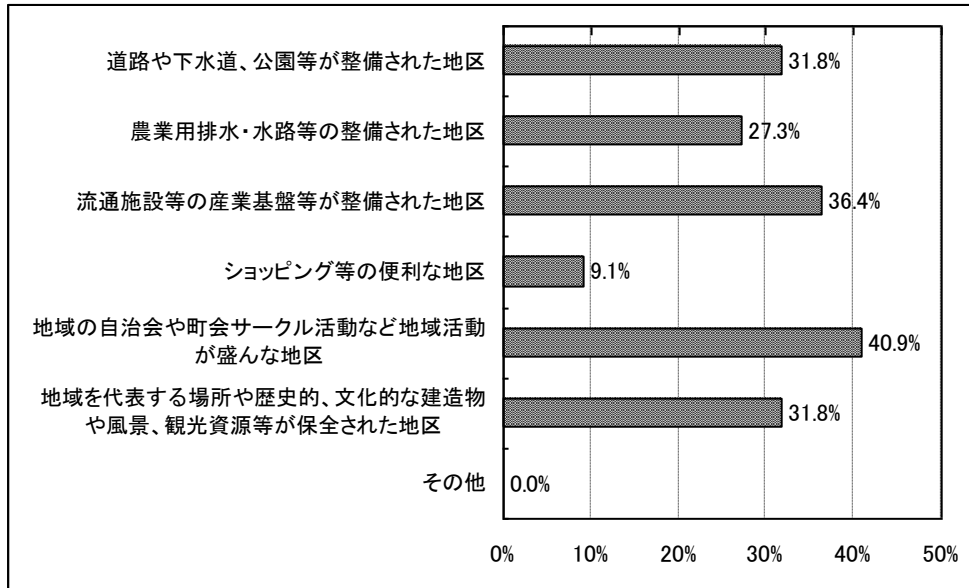
(2) 地元意向

- ・生活環境で満足な点：「静かさ」「緑の豊かさ」
- ・生活環境で不満な点：「交通の便」「医療施設」「公園・子どもの遊び場」
- ・地域の将来像：「地域の自治会や町会サークル活動など地域活動が盛んな地区」
- ・重点的に進めていくこと：
 - 「高齢化社会に対応した優しい安全なまちづくり」
 - 「工業団地の開発」
 - 「冬季間雪押場に使える広場の整備」

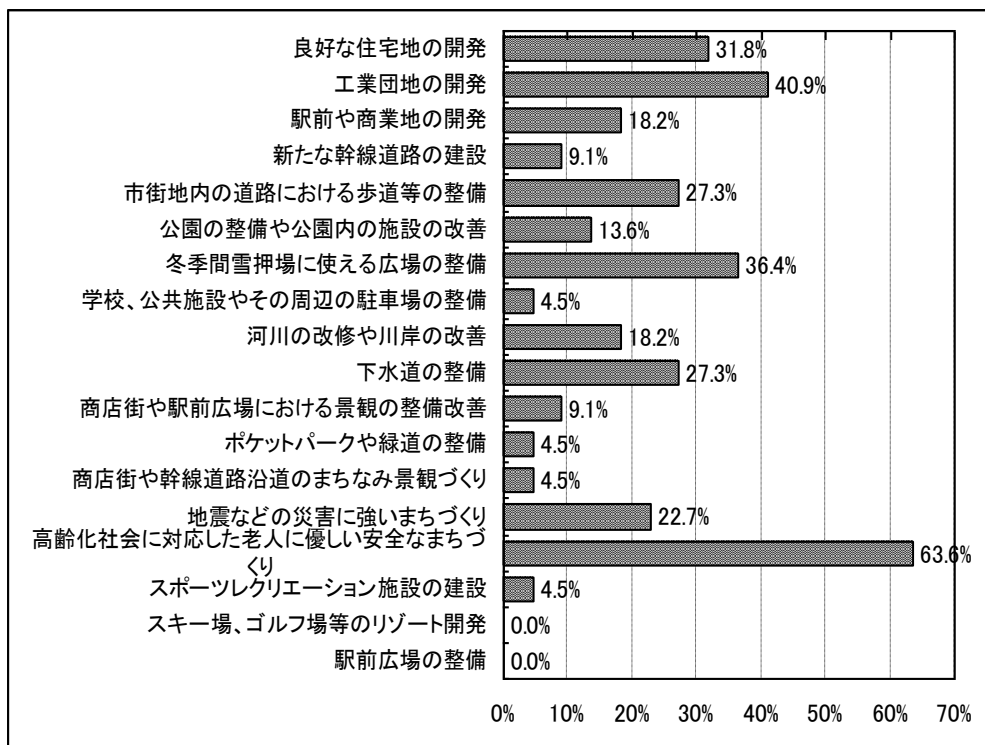
生活環境



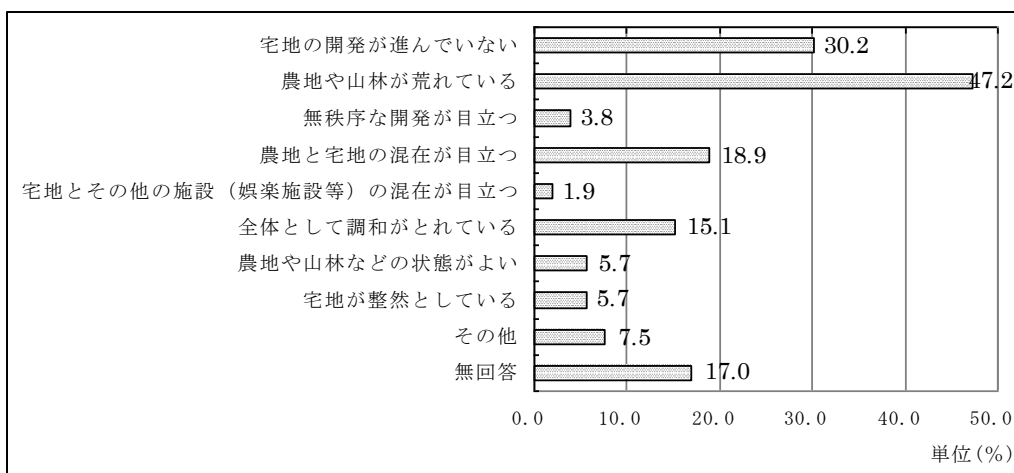
居住地域の将来イメージ



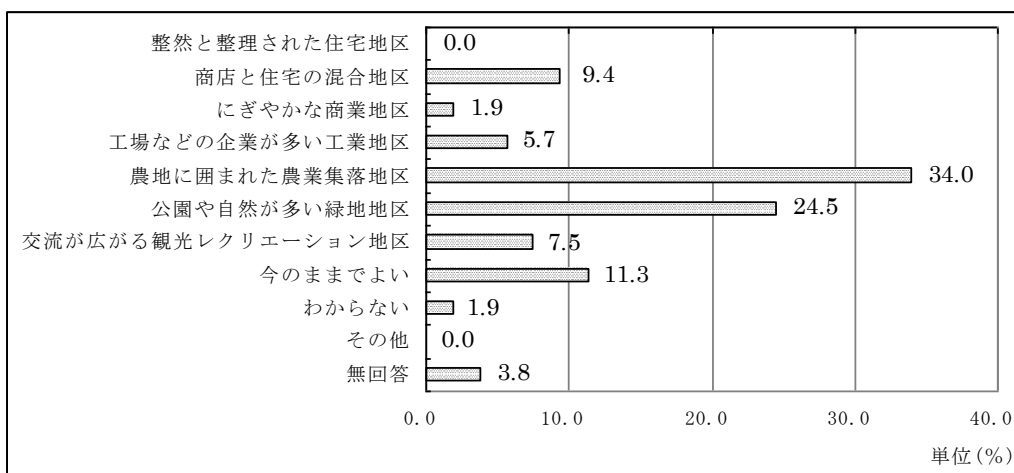
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

葉山の豊かな山林などの自然を保全しながら、集落の暮らしやすさを向上するための住環境整備が求められます。

（3）地域の課題

- ・地域内に点在する観光資源の活用

葉山の景観を活かし、地域内に点在する観光的資源のネットワーク化を図り、広域的な観光ゾーンとしての整備を図ります。

- ・歩道整備の促進

市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、歩道の整備を促進します。

- ・生活排水整備

良好な住環境形成のため、公共下水道等の整備を促進します。

（4）まちづくりのテーマ

自然とたわむれるうるおいのあるまち

●水路を含む集落のたたずまいを大切にしまちづくり

●歴史とロマンのいきづくまちづくり

●葉山と田園の景観バランスのとれたまちづくり

（5）整備方針

■土地利用の方針

○既存集落ゾーン

葉山の景観に配慮して、集落景観を保全するとともに、良好な住環境を保全するため、適正な規制・誘導を図ります。

○工業ゾーン

国道 347 号沿道の既存工業施設を核とした工業集積の促進と併せて、周囲の環境と調和した工業地の形成を図ります。

○工業系土地利用調整ゾーン

国道 347 号沿道の適正な土地利用の誘導に向けて、長期的な視点から都市的土地利用の転換による新たな産業立地に向けた検討を進めます。

○公園レクリエーションゾーン

葉山キャンプ場と葉山大円院等の文化財、湯ノ入温泉や中村縄文遺跡公園等の観光資源を結び、観光ルートとして一体的な整備を図ります。

○農業ゾーン

良好な景観や環境を保全するため、優良農地の保全を図ります。

■交通体系の方針

○補助幹線道路

国道 347 号バイパスへのアクセスの強化を図ります。

○主要区画道路

地域住民の利便性・安全性の確保のため、歩道の整備を促進します。

○生活道路

日常的に住民が利用する集落内の道路を整備します。

通学路の安全性を確保するため、歩道の整備を促進します。

■生活及び住環境に関する方針

○排水処理施設の整備

公共下水道もしくは合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

○点在する文化財や歴史的資源の保全

地域内の文化財や歴史的資源を保全します。

■緑の方針

○緑化推進

既存集落内の生活道路の緑化を推進します。

○水辺の空間整備

千座川や周辺のため池を散策路としてネットワーク化を図り、水辺の空間整備を促進します。

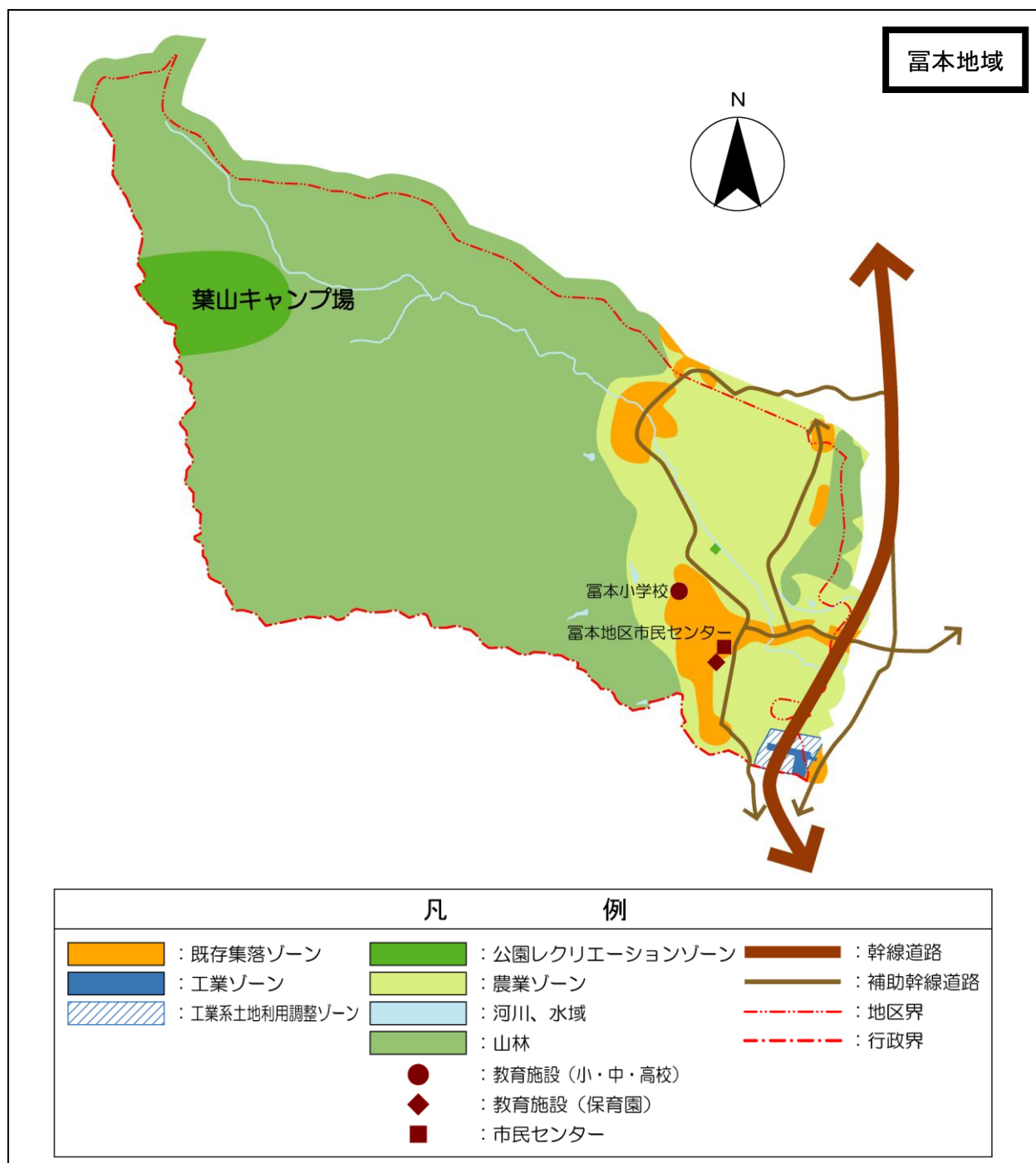
■ 景観に関する方針

○ 葉山の景観保全

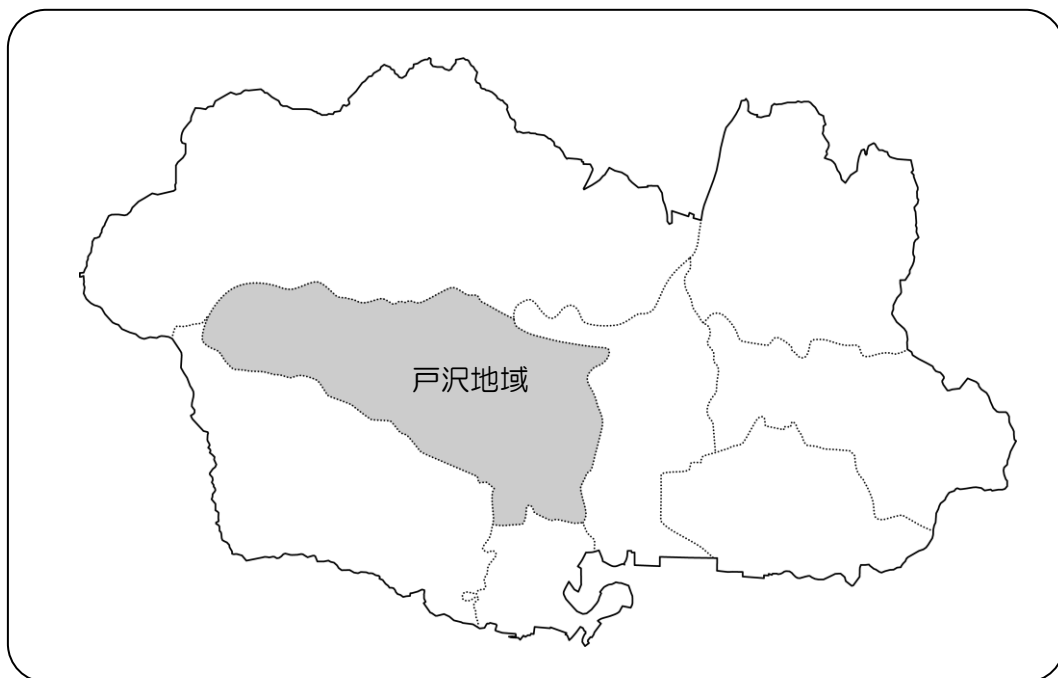
葉山の景観に奥行き感・季節感を添える樹林地の景観保全を図ります。

○ 集落景観・田園風景の景観形成

集落や田園風景と背後の山々の景観を眺められる施設・拠点を創出し、集落景観・田園風景の景観形成に努めます。



6-8 戸沢地域



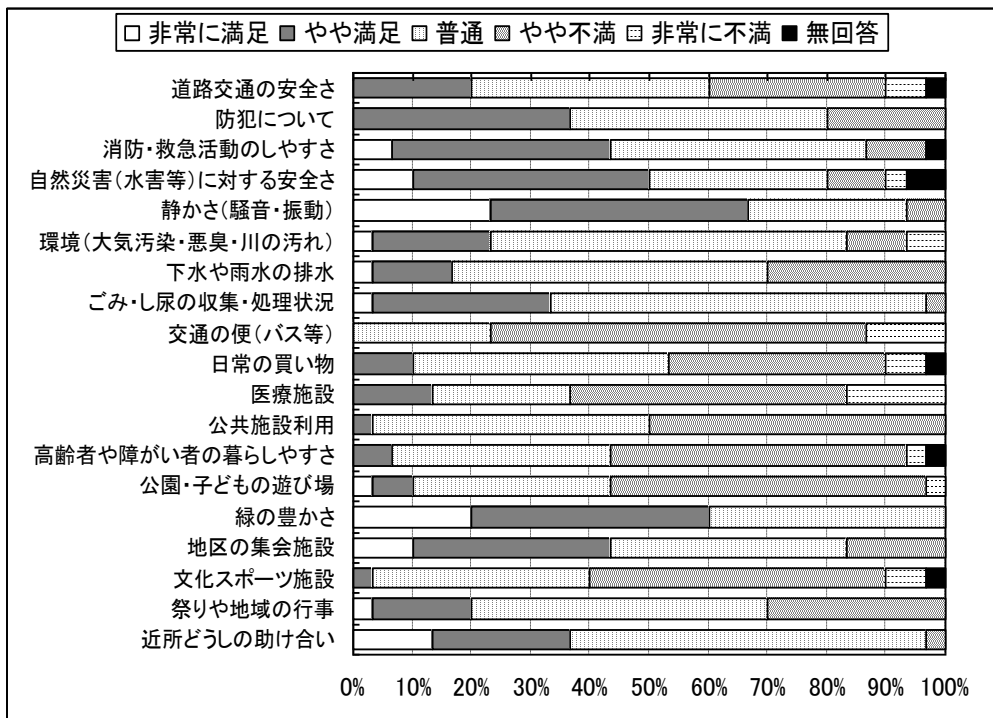
(1) 戸沢地域の現況

- ・山林が地域の約6割を占めています。
- ・東原地区沿いに工業施設の集積がみられます。
- ・東北中央自動車道の整備に伴い、アクセス道路の整備が求められます。
- ・樽石ふるさといきものふれあいの里が樽石川上流にあります。
- ・最上川沿いに基点温泉があり、市民体育館等に隣接しています。周辺には飲食店等が立地しています。
- ・集落が大きく5つに分かれ、集落毎で自治会活動が活発に行われています。
- ・白鳥十郎長久公や鹿子踊、神楽などの歴史的資源を大切にしています。

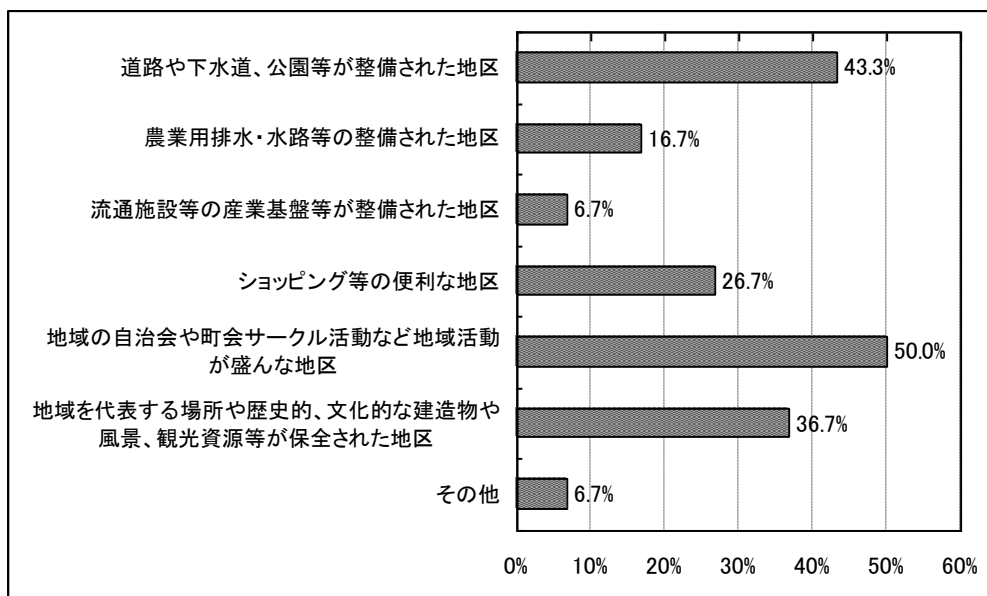
（2）地元意向

- ・生活環境で満足な点：「静かさ」「緑の豊かさ」
- ・生活環境で不満な点：「交通の便」「医療施設」「文化スポーツ施設」
- ・地域の将来像：「地域の自治会や町会サークル活動など地域活動が盛んな地区」
- ・重点的に進めていくこと：
 - 「高齢化社会に対応した優しい安全なまちづくり」
 - 「学校、公共施設やその周辺の駐車場の整備」
 - 「地震などの災害に強いまちづくり」

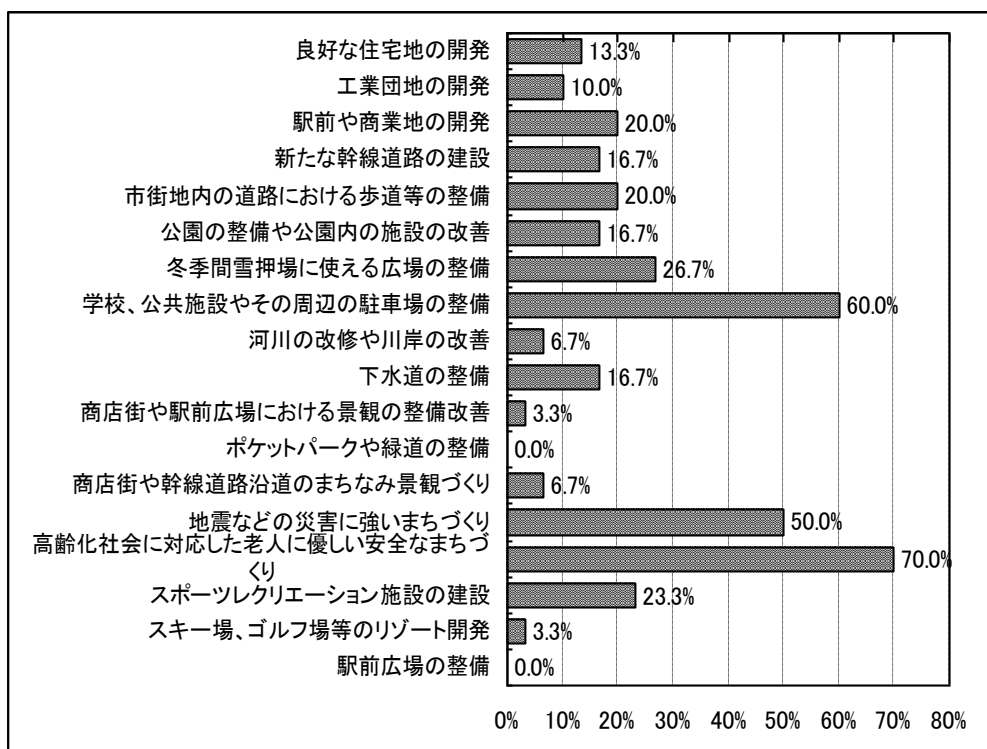
生活環境



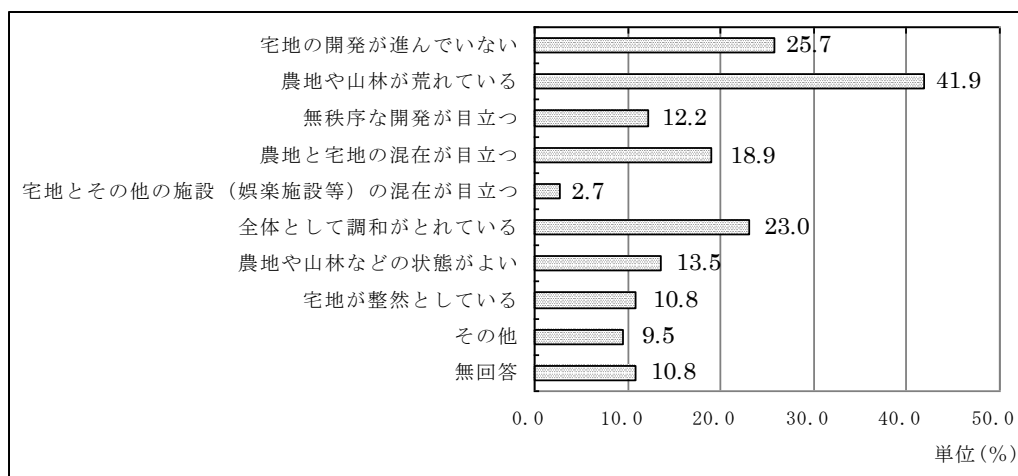
居住地域の将来イメージ



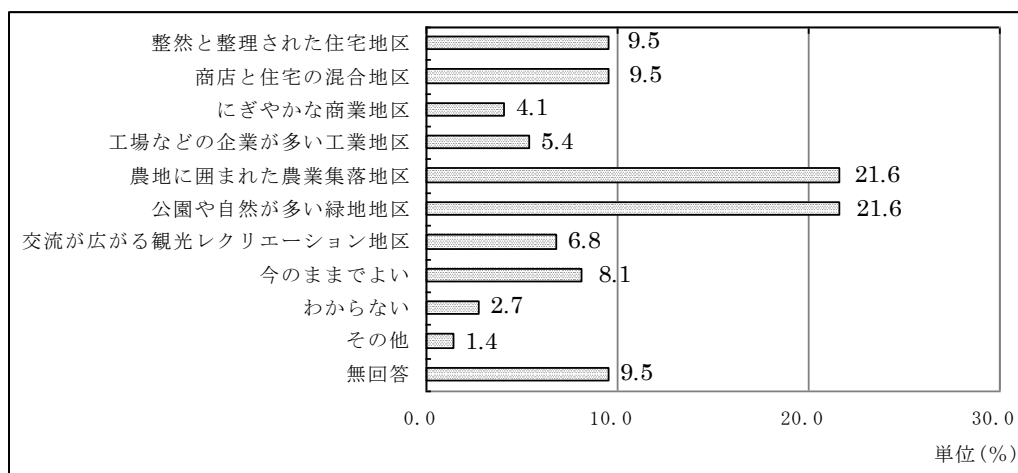
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

葉山の豊かな山林や最上川を保全しながら、集落の暮らしやすさを向上するための住環境整備が求められます。

(3) 地域の課題

・地域内の観光資源の活用

地域の東側に流れる最上川の景観や様々な観光資源と併せて、基点温泉を活かしたレクリエーション施設を整備します。

・歩道の整備促進

市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、歩道の整備を促進します。

(4) まちづくりのテーマ

人と自然（山・川・緑）がふれあえるまち

●自然とふれあいながら学習し、健康づくりのできるまちづくり

●歴史と文化を大切にすまちづくり

●葉山への優れた眺望景観を大切にすまちづくり

(5) 整備方針

■土地利用の方針

○既存集落ゾーン

良好な集落景観を保全しながら、既存集落内の拡張整備を基本として無秩序な市街化を防止し、適正な規制・誘導を図ります。

○工業ゾーン

既存工業施設を核とした工業集積の促進と併せて、周囲の環境と調和した工業地の形成を図ります。

○工業系土地利用調整ゾーン

既存工業地周辺の適正な土地利用の誘導に向けて、長期的な視点から都市的土地利用の転換による新たな産業立地に向けた検討を進めます。

○リバーサイドパークゾーン

最上川を市の水と緑の観光軸としての整備を図ります。

○公園レクリエーションゾーン

クアハウス基点を地域の核となる施設として位置づけます。また、最上川沿いに芸術・文化・歴史にふれるゾーンと温泉保養・健康づくりのゾーンを整備します。

- ・ 芸術・文化・歴史にふれるゾーンは、最上川の歴史に触れながら地域の芸術文化活動を高める機能の充実を図ります。
- ・ 温泉保養・健康づくりのゾーンは、温泉の保健保養面での活用と併せて、医療・療養面での活用を促進し、総合的な「健康づくり」機能を整備します。

また、樽石ふるさといきものふれあいの里と樽石大学を結び、一体的な整備を推進します。

○農業ゾーン

農地は景観や環境の維持を考え、市街化が予想される区域における関係機関との調整を図り、土地利用の転換に向けた検討を進めます。

■交通体系の方針

○幹線道路

県道樽石基点線の拡張整備を図ります。

○補助幹線道路

東西2号線の延伸をはじめとする、地域間のネットワーク化のための幹線道路の整備を促進します。

○生活道路

日常的に市民が利用する集落内において、歩きやすさや安全確保に配慮した道路整備を推進します。

■緑の方針

○緑化推進

地域の軸となる国道347号及び生活道路の緑化を推進します。

○樽石川の緑化

地域を流れる樽石川を緑化し、親水空間としての整備を図ります。

■景観に関する方針

○街道の景観保全

古き良き街道の風情を高める花木等の植栽や、建物のデザインへの規制・誘導を図ります。

○国道 347 号沿線の景観の維持・向上

山々の景観の前景となる国道 347 号沿線の景観の維持・向上を図ります。

○最上川の河川景観の保全

最上川の河川景観の保全・育成と水面越しの眺望景観を創出します。

○景観の創出

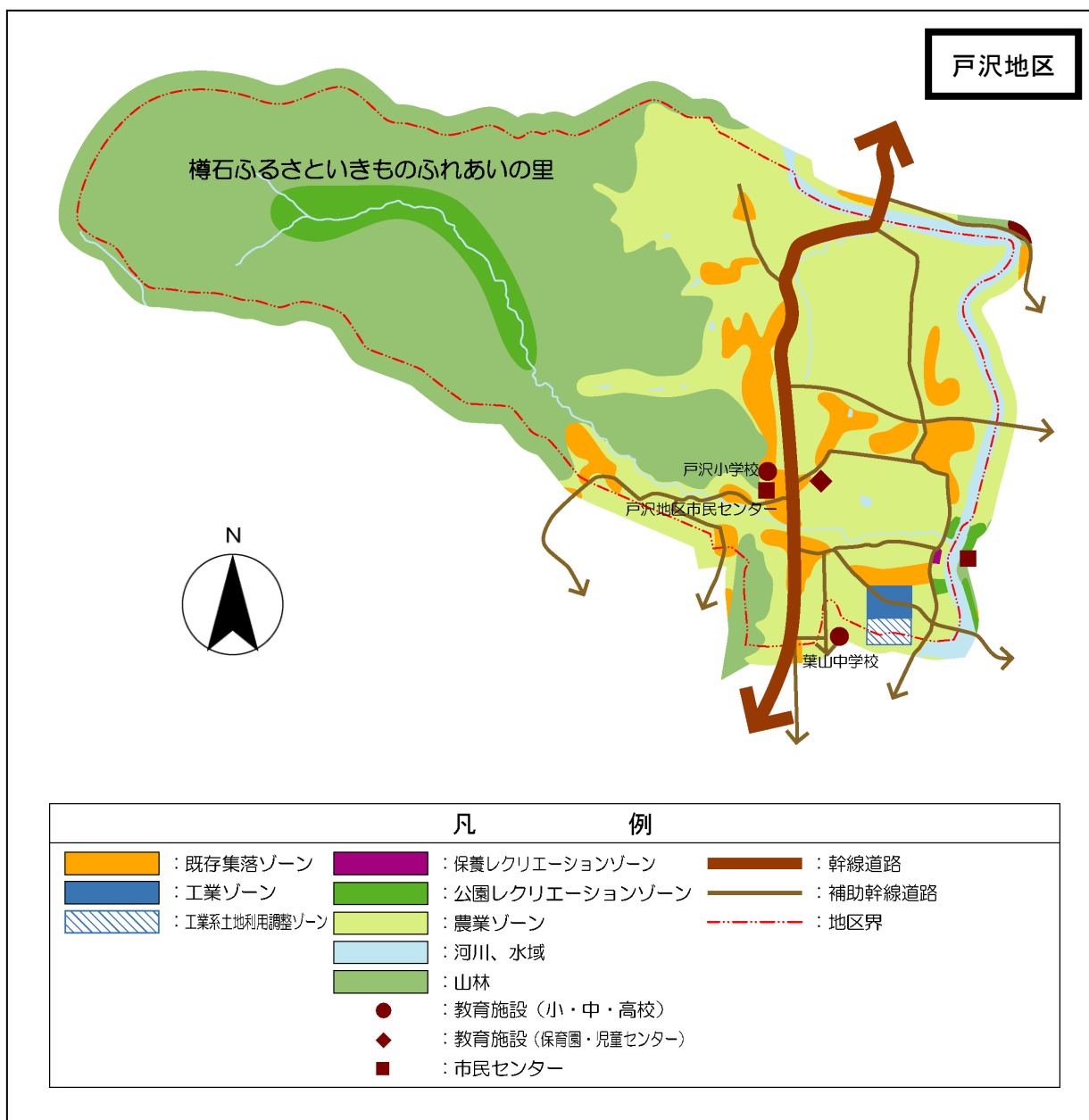
集落・田園風景と背後の山々の景観を眺められる施設・場所を創出します。

○樹林地の景観保全・育成

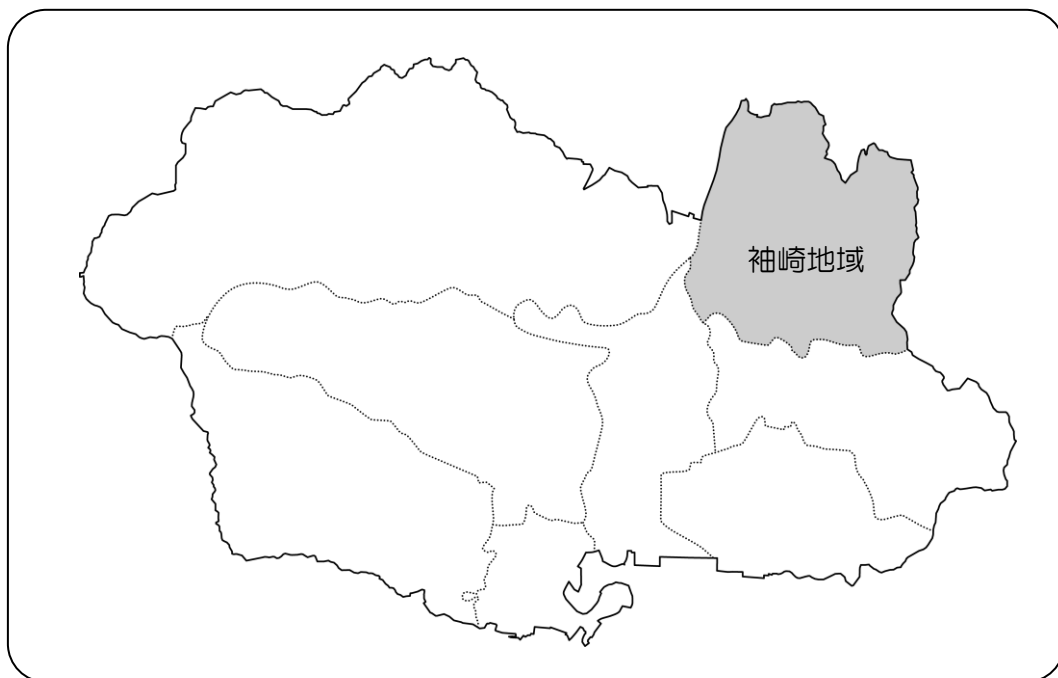
周囲の眺めに奥行き感・季節感を添える樹林地の景観を育成します。

○田園風景の維持と向上

集落の景観を引き立て、山々の眺望を確保する田園景観の維持と向上を図る。



6-9 袖崎地域



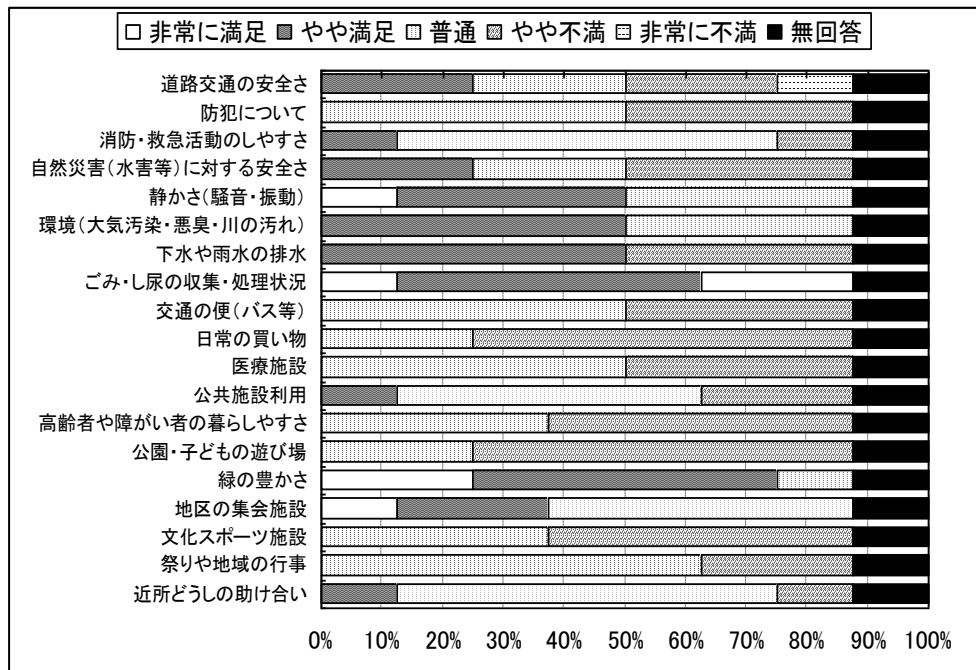
(1) 袖崎地域の現況

- ・山林が地域の約6割を占めています。
- ・平地の殆どの土地は農振農用地区域に指定されています。
- ・集落が県道東根・尾花沢線（羽州街道）沿いにあります。
- ・地域人口は、減少傾向にあります。
- ・五十沢の集落は、昔ながらの茅葺き屋根の集落景観を有しています。
- ・市民が保養に訪れる湯舟沢温泉が地域の東にあります。

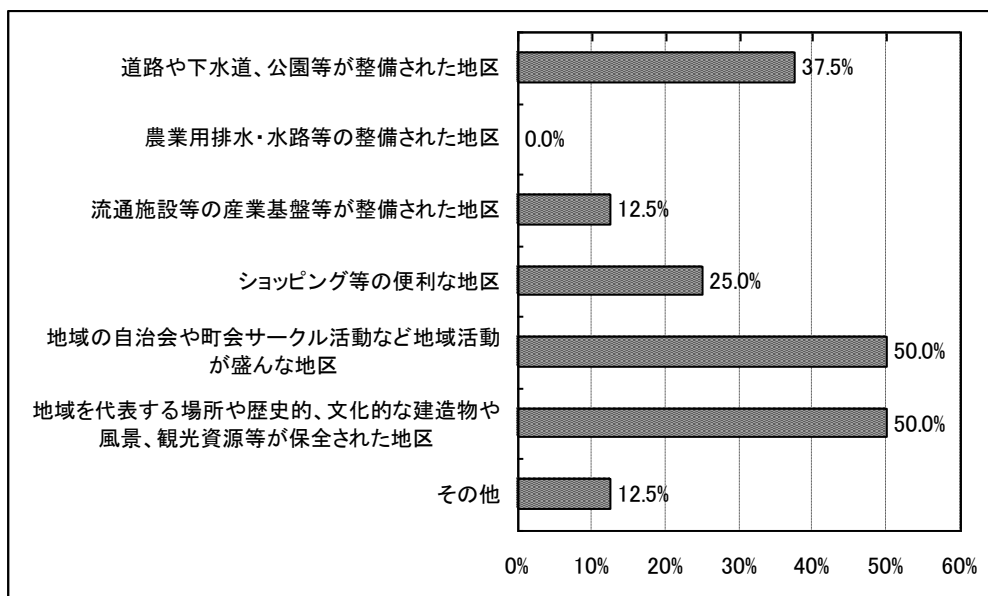
（2）地元意向

- ・生活環境で満足な点：「静かさ」「環境」「下水や雨水の排水」「ごみ・し尿の収集・処理状況」「緑の豊かさ」
- ・生活環境で不満な点：「日常の買い物」「公園・子どもの遊び場」
- ・地域の将来像：「地域の自治会や町会サークル活動など地域活動が盛んな地区」「地域を代表する場所や歴史的、文化的な建造物や風景、観光資源等が保全された地区」
- ・重点的に進めていくこと：
 - 「高齢化社会に対応した優しい安全なまちづくり」
 - 「地震などの災害に強いまちづくり」
 - 「冬季間雪押場に使える広場の整備」

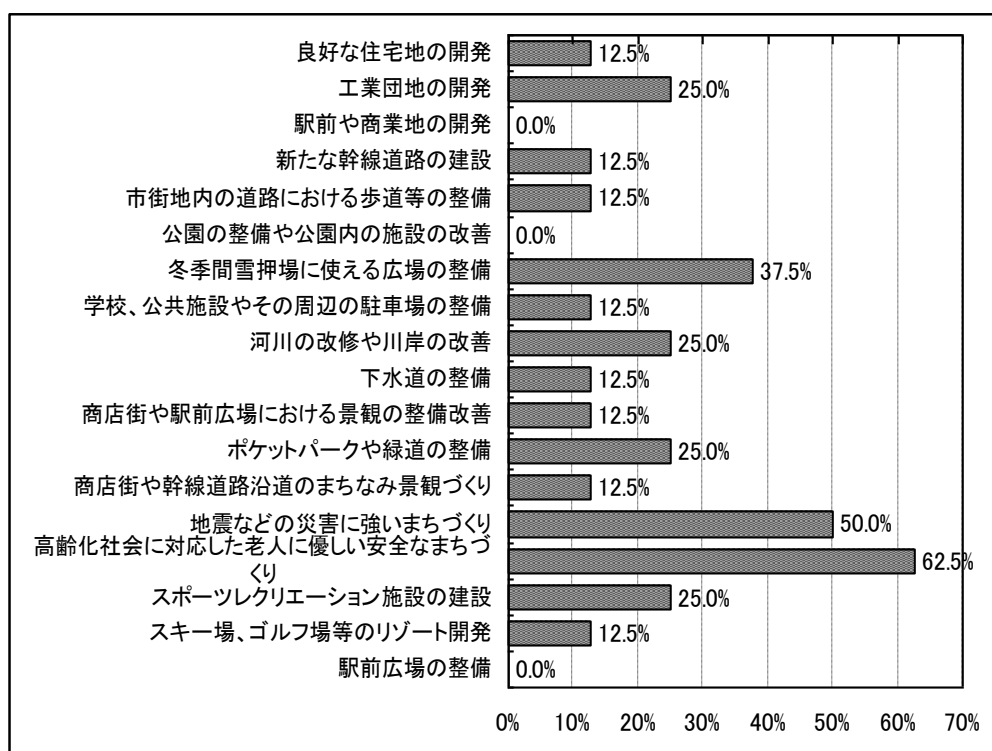
生活環境



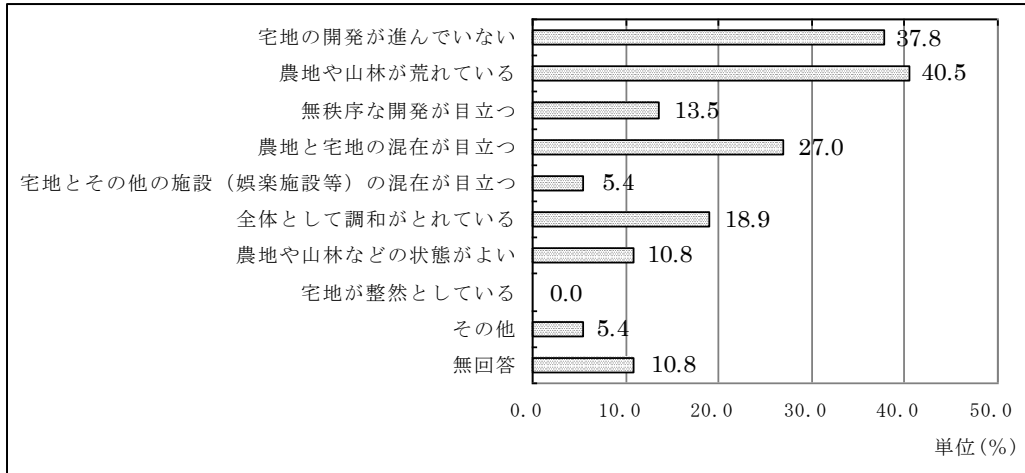
居住地域の将来イメージ



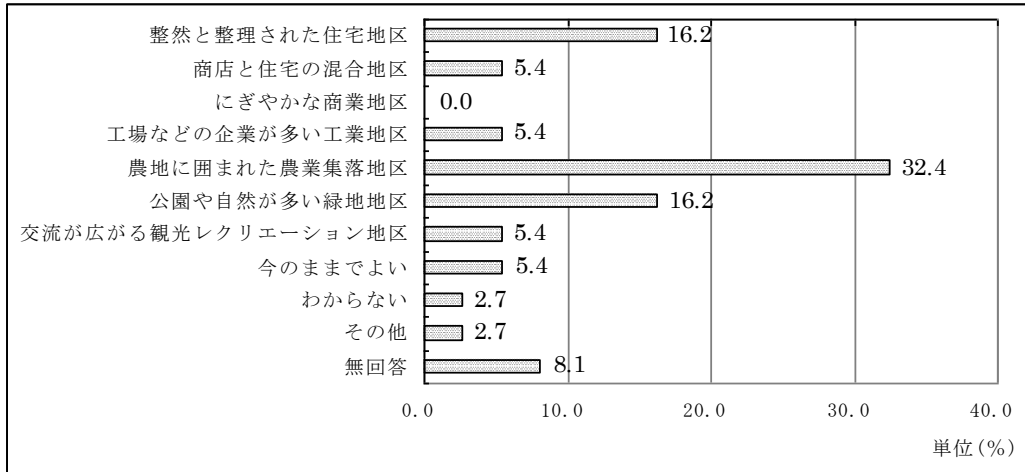
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

周囲の自然を活かしながら、駅周辺の整備と併せて、集落の暮らしやすさを向上するための住環境整備が求められます。

(3) 地域の課題

・歩道の整備の促進

市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、歩道の整備を促進します。

・東西軸の強化

地域の東西のアクセス道は、地域の南端にある東西3号線のみとなっているため、既存道路の拡幅等により東西軸の強化を検討する必要があります。

・袖崎駅の機能充実

駅利用者のため、駅周辺の環境を整備する必要があります。

(4) まちづくりのテーマ

地域に根ざした福祉とこれからの福祉が
融合するバリアフリーのまちづくり

●五十沢のふるさと景観を保全するまちづくり

●国道13号を軸としたおだやかなまちづくり

●自然につつまれたまちづくり

(5) 整備方針

■土地利用の方針

○既存集落ゾーン

周辺の景観に配慮して、集落景観を保全しながら、既存集落内の拡張整備を基本として無秩序な市街化を防止し、適正な規制・誘導を図ります。

○農業ゾーン

良好な景観や環境を保全するため、優良農地の保全を図ります。

■交通体系の方針

○補助幹線道路

赤石境ノ目線の整備をはじめとした東西方向の軸の強化を図ります。

○主要区画道路

地域住民の利便性・安全性の確保のため、歩道の整備を促進します。

○生活道路

日常的に市民が利用する集落内の道路を整備します。

通学路の安全性を確保するため、歩道の整備を推進します。

■生活及び住環境に関する方針

○点在する文化財や歴史的資源の保全

地域内の文化財や歴史的資源を保全します。

○休養拠点の形成

湯舟沢温泉を休養拠点として施設利用を図ります。

○袖崎駅の機能充実

駅利用者のために駅舎・駅前広場の整備を図ります。

■緑の方針

○緑化推進

既存集落内の生活道路の緑化を推進します。

○水辺の空間整備

最上川へ合流する沢の目川や周辺のため池を散策路としてネットワーク化を図り、一体的な整備を推進します。

■景観に関する方針

○ふるさと景観拠点の保全・育成

五十沢の集落の景観を、湯舟沢温泉と併せて里山景観拠点として、一体的な景観の保全・育成を図ります。

○国道 13 号沿線の景観の向上

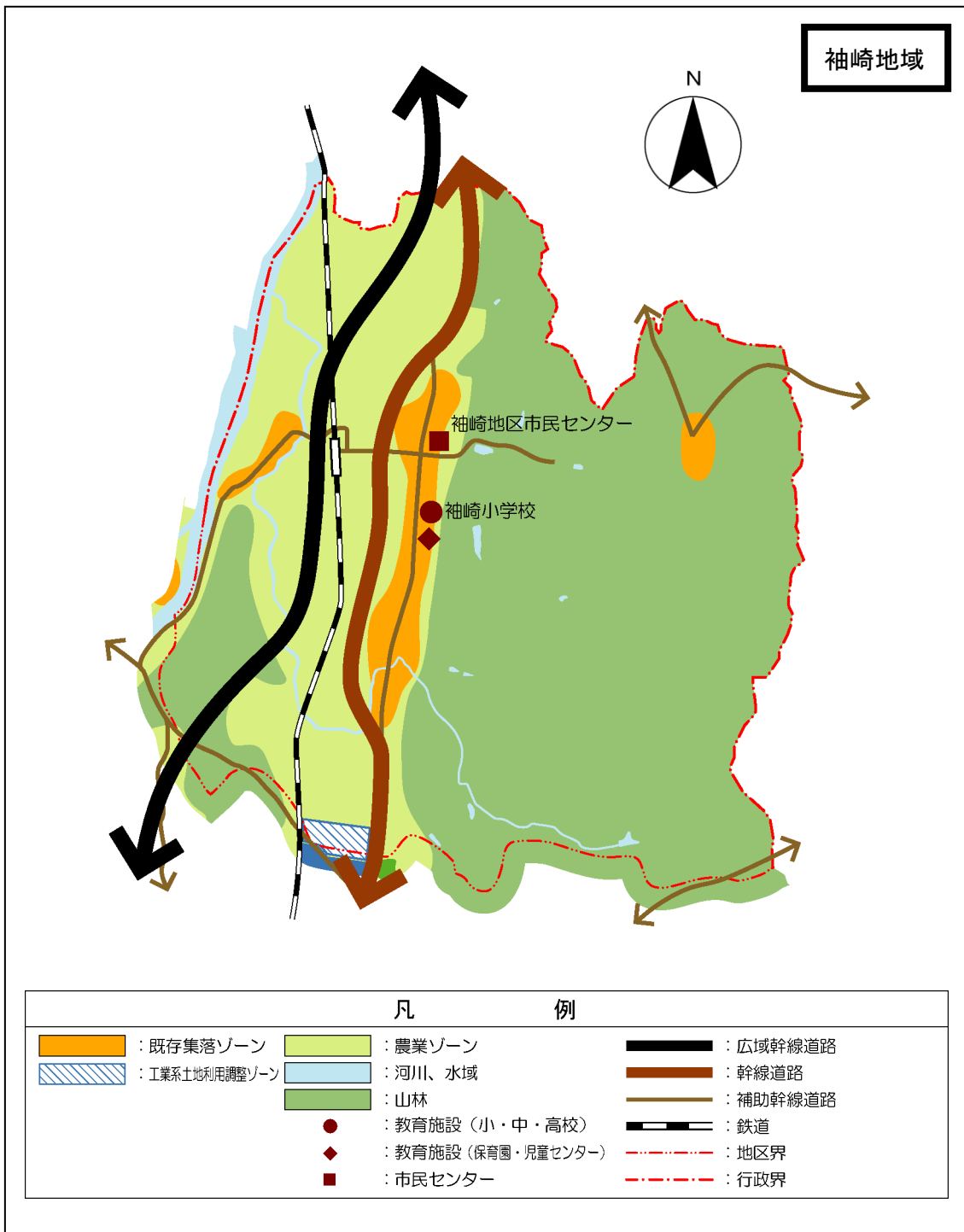
来訪者に対するもてなしの場として国道 13 号沿線の景観を向上させるため、山々への眺望景観を確保し、景観を阻害する広告物等の規制・誘導を図ります。

○前山群の樹林地景観の保全・育成

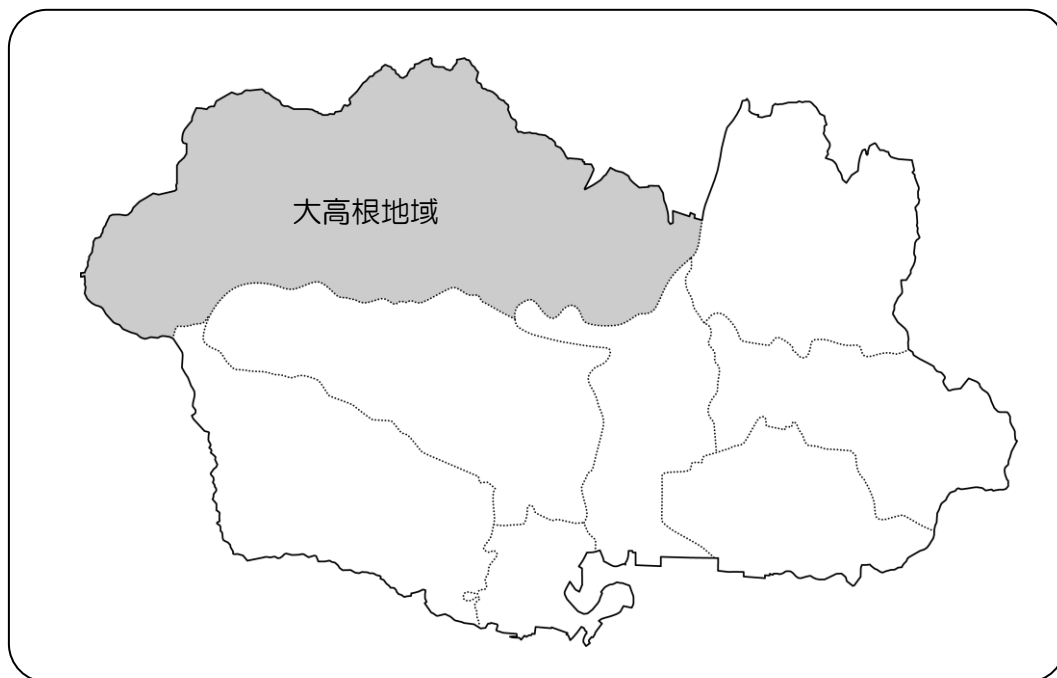
周囲への眺めに奥行き感・季節感を添える前山群の樹林地景観を育成します。

○田園風景の維持・向上

集落の景観を引き立て、山々への眺望を確保する田園風景の維持と向上を図ります。



6-10 大高根地域



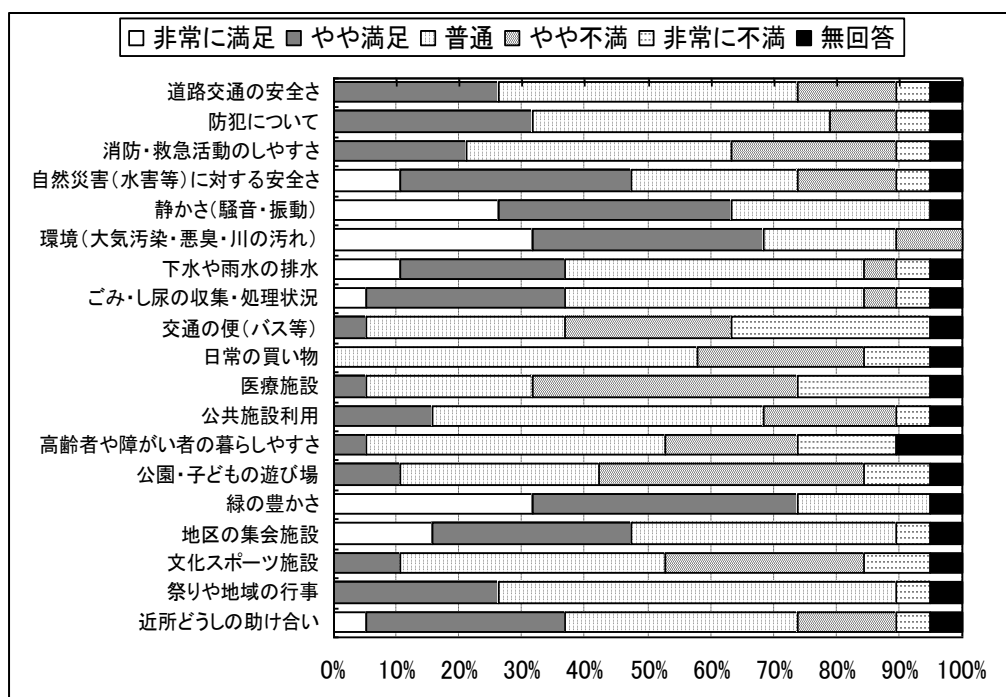
(1) 大高根地域の現況

- ・山林が地域の約8割を占めています。
- ・平地の殆どの土地は農振農用地区域に指定されています。
- ・集落は国道347号と主要地方道新庄・次年子・村山線沿いに点在しています。
- ・地域人口は、減少の傾向にあります。
- ・国道347号と主要地方道新庄・次年子・村山線の一部がそば街道を形成しています。
- ・じゅんさい沼周辺が観光・交流の拠点として整備されています。
- ・最上川の三難所のひとつである隼の瀬周辺は、景観に配慮した広場や散策路が整備されています。

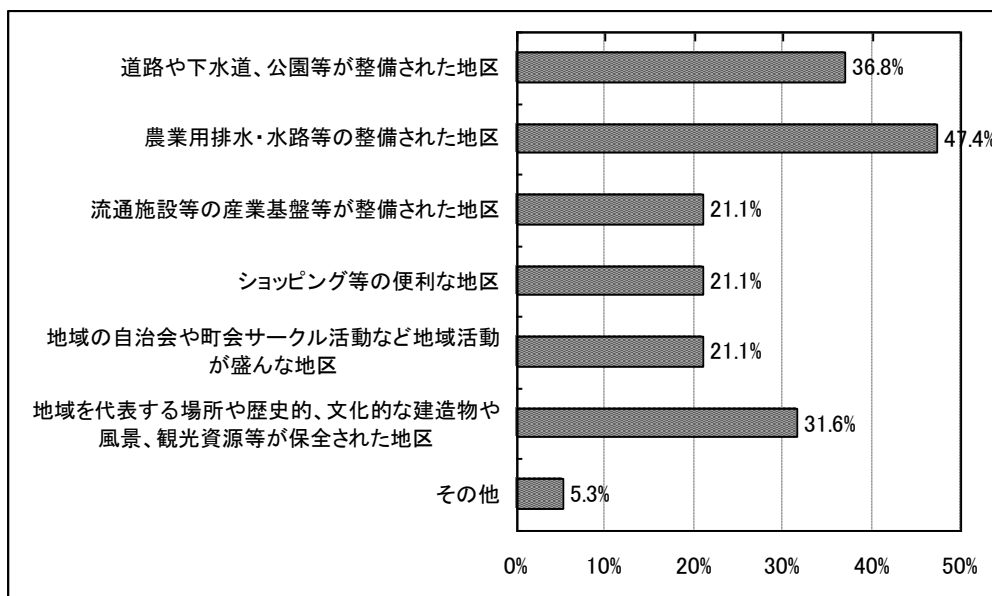
（2）地元意向

- ・生活環境で満足な点：「静かさ」「環境」「緑の豊かさ」
- ・生活環境で不満な点：「交通の便」「医療施設」
- ・地域の将来像：「農業用排水・水路等の整備された地区」
- ・重点的に進めていくこと：「地震などの災害に強いまちづくり」「高齢化社会に対応した老人に優しい安全なまちづくり」

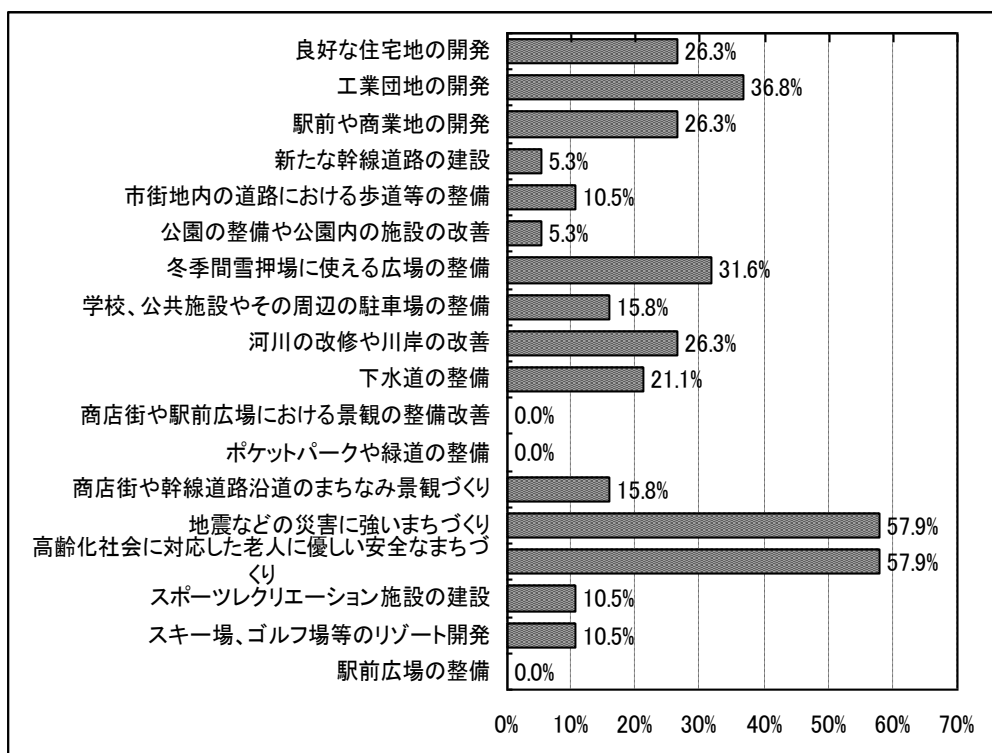
生活環境



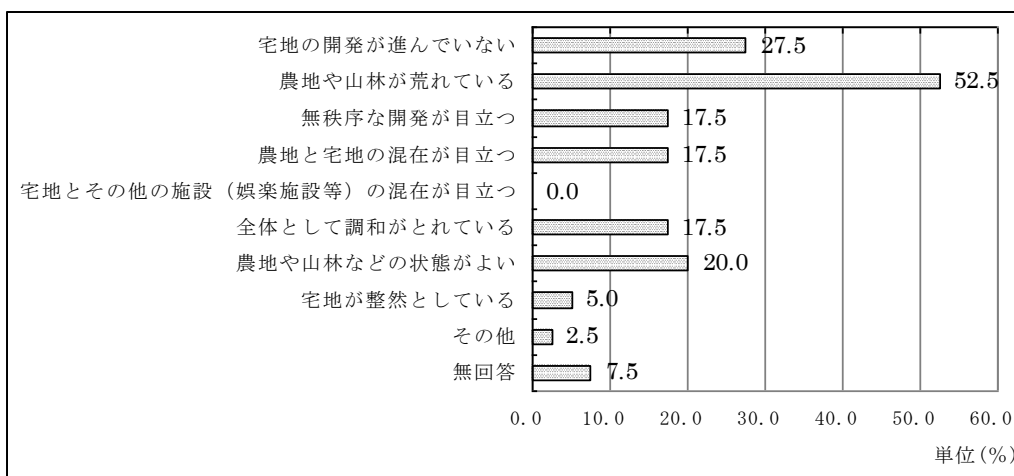
居住地域の将来イメージ



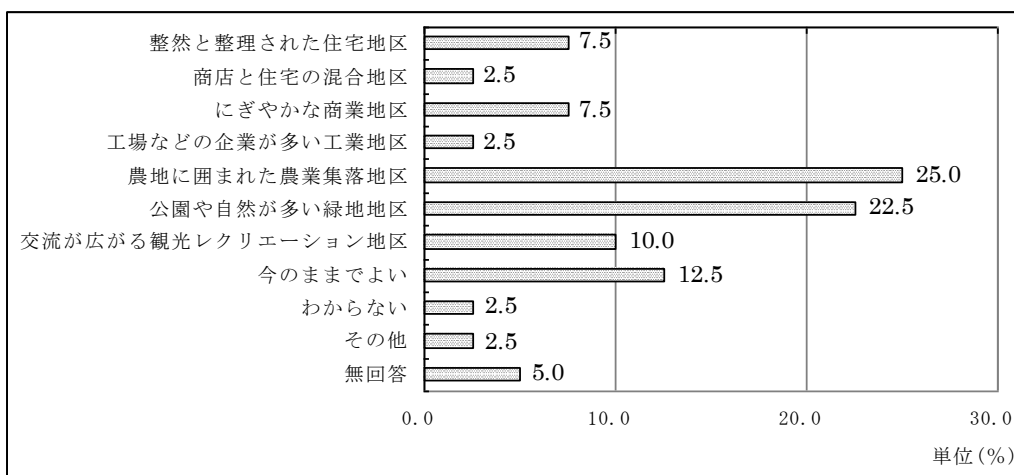
重点的に進めるべきまちづくり



○「居住している地域の土地利用の状況について」の意見



○「居住している地域の将来の土地利用」の意見



資料：村山市土地利用計画アンケート調査

【住民意向のまとめ】

最上川の河川空間を活かし、集落の暮らしやすさを向上するための住環境整備が求められます。

(3) 地域の課題

- ・保有する観光資源の有効活用

最上川の河川景観と観光資源を結び、観光ルートとして一体的に整備します。

- ・歩道の整備の促進

市民が日常的に利用する生活道路や通学路の安全確保のため、歩道の整備を促進します。

- ・生活排水処理の整備

良好な住環境形成を確保するため、合併浄化槽等の整備を促進します。

(4) まちづくりのテーマ

四季おりおりの自然があふれるまち

- 自然とふれあい、体験のできるまちづくり

- 田園景観と里山景観を大切にしたまちづくり

- 地域資源を活用したまちづくり

(5) 整備方針

■土地利用の方針

- 既存集落ゾーン

周辺の景観に配慮しながら、既存集落内の拡張整備を基本として、無秩序な市街化を防止し、適正な規制・誘導を図ります。

- 農業ゾーン

良好な景観や環境を保全するため、優良農地の保全を図ります。

- 公園レクリエーションゾーン

景観に配慮した散策路の形成を図ります。

■交通体系の方針

○主要区画道路

地域住民の利便性・安全性の確保のための歩道の整備を促進します。

○生活道路

住民が日常的に利用する集落内の道路を整備します。

通学路の安全性を確保するため、歩道の整備を促進します。

■生活及び住環境に関する方針

○排水処理施設の整備

合併処理浄化槽の整備促進を図ります。

○点在する文化財や歴史的資源の保全

地域内の文化財や歴史的資源を保全します。

■緑の方針

○緑化推進

既存集落内の生活道路の緑化を推進します。

○水辺の空間整備

じゅんさい沼や最上川と他の拠点とのネットワーク化を図り、観光ルートとして一体的な整備を推進します。

○富並川

富並川流域を親水公園としての整備を図ります。

■景観に関する方針

○国道 347 号沿線の景観の維持・向上

山々の景観の前景となる国道 347 号沿線の景観の維持・向上を図ります。

○最上川の河川景観の保全

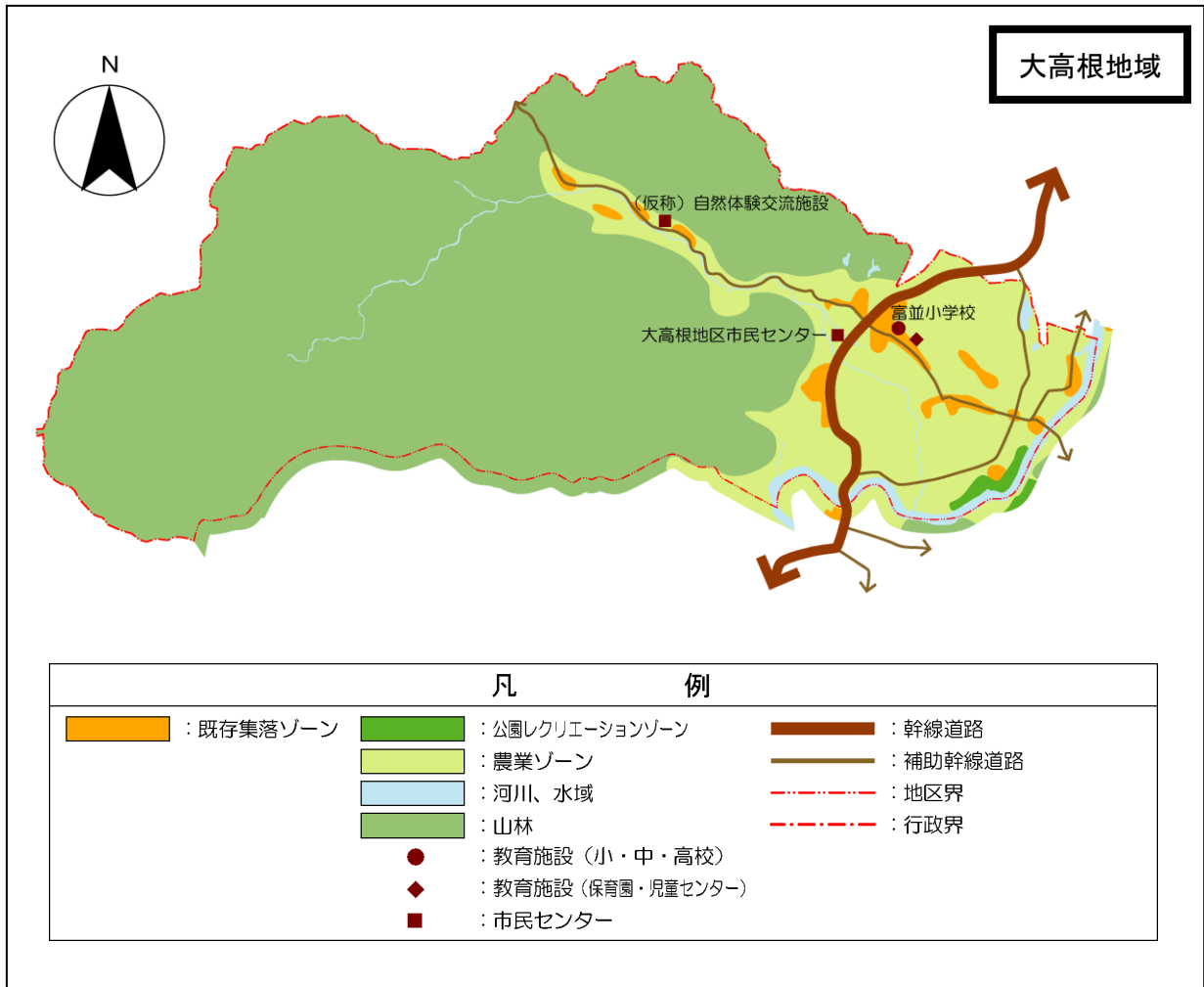
最上川の河川景観の保全・育成と水面越しの眺望景観を創出します。

○樹林地の景観保全・育成

周囲への眺めに奥行き感・季節感を添える樹林地の景観を育成します。

○産業樹林景観の育成

景観を美しく際立たせる樹園地の育成を図ります。



第7章 まちづくりの展開

7-1 実現化方策について

地域別構想において示された地域の将来像を実現するために、地域の現況・課題と採択基準を照合し、整備方針に則した事業の展開を図る必要があります。

ここでは、今までの全体構想、地域別構想を踏まえて、基本的な都市計画の施策・事業の展開を整理します。

7-2 都市計画の役割

(1) 都市計画決定

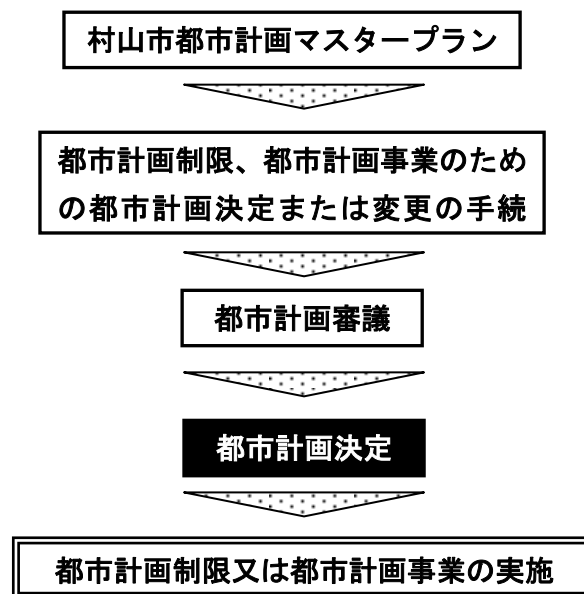
都市計画制限、都市計画事業の実施を行うためには、法的に位置付けていく必要があります、これが都市計画決定であり、下記に示すフローにより事業化への展開を図ります。今後、都市計画決定されるものについては、原則、本都市計画マスタープランに則したものとします。

(2) 都市計画制限

都市計画制限は都市計画決定を受けて、都市の将来的土地利用の実現に向けた地区計画等によって、土地利用や建物利用について規制・誘導を図ります。

(3) 都市計画事業

都市計画事業は都市計画決定を受けて、整備を必要とする道路や公園等の都市基盤施設の整備等について、事業化します。



7-3 都市計画によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランの将来像を実現するため、都市計画によるまちづくりの実現に向けた基本的な実現方策を整理します。

(1) 都市計画制限

[実現化方針]

目指すべき市街地像の実現に向け、用途地域の指定等により市街地における用途の適正な配置とその他の適切な土地利用の実現を図るため、必要な規制・誘導を行なうこととします。

以下に主な規制・誘導策を整理します。

- 市街地エリア：適切な土地利用の実現に向けた、用途地域の指定・変更
：地域の実情に応じた土地利用や景観形成の実現に向けた、地区計画や景観地区の指定等
- 検討区域等：無秩序な宅地化の抑制を図るため、特定用途制限地域の指定
：良好な環境の形成を図るため、建ぺい率、容積率制限の強化

今後は、都市計画区域の見直しを検討するとともに、用途地域の指定を見直し、適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

(2) 都市計画事業

①都市計画道路

[実現化方針]

都市計画道路については、交通機能、空間機能、市街地形成機能を十分発揮し、都市生活や都市活動が円滑に行われるよう整備を推進します。

②公園緑地

[実現化方針]

公園・緑地については、人口増加や地域のニーズ等を考慮しつつ整備を行うものとします。

③供給処理施設

[実現化方針]

上水道については、今後の人口動向や開発動向等を勘案し、水需要の増加にも対応が可能な整備を推進します。

下水道については、公共下水道計画に基づき事業区域の決定、事業化を推進します。

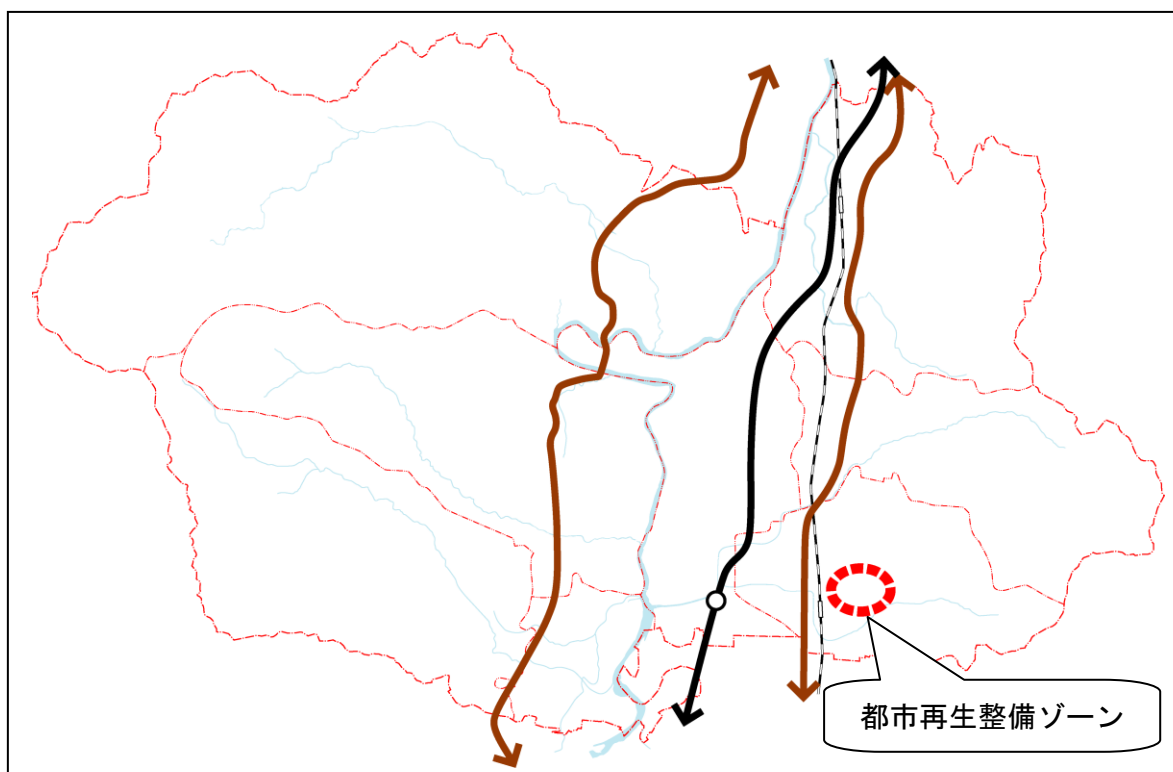
④市街地開発事業

[実現化方針]

市街地開発事業は、用途地域が定められている地域について、計画的かつ良好な市街地を総合的、一体的に整備するため、必要に応じて行うものとします。

なお、これらの都市計画事業を総合的に展開するため、以下の地域においては重点プロジェクトとして事業を位置づけ、整備推進に努めます。

地域	概要
都市再生整備ゾーン	【村山駅東側市街地】 本市の中心部である市街地環境を改善するため、道路や辻広場などの総合的な整備を推進します。



7-4 住民・行政が協働するまちづくり

(1) 協働のまちづくりの意義

将来像の形成は、公共空間の整備だけではなく、民有地についてもその果たす役割は大きいといえます。住民の理解と協力は不可欠であるのと同時に、行政の画一的な視点ではなく、住民の創意工夫によるまちづくりの視点が必要となってきました。

また、まちづくりは整備をして完了というわけではなく、その維持・継続が重要となります。まちづくりを通じて住民等がまちに愛着を持ち、様々な都市活動へと波及するきっかけとなることが望まれます。

(2) 各立場に求められる役割

○住民

より良いまちづくりを行なうことで、それを一番に享受するのは、そこで生活をする住民です。住民は行政による都市づくりをただ受け入れるだけではなく、主体的にまちづくりに参加していくことが求められます。

現在、村山市では地域住民主体による『まちづくり協議会』が設置されており、地域の花苗の植栽活動などに取り組んでいます。

今後は、これらの組織の育成や支援を推進しながら、住民が主体的に参画するまちづくりの推進を図ります。

○行政

行政は、住民が社会に貢献しやすい環境の提供や、施策を提示することで、効果的にそれぞれの社会的責務が果たせるよう支援し、まちづくりに参加しやすいシステムの構築に努めます。

また、今後のまちづくりは、ハード面での都市整備を行うだけではなく、ソフト施策が重要となってきたことから、庁内関係各課の横断的な連携が必要です。更に、適正なまちづくりを推進するためには、市のみ視点ではなく、関係機関との調整を図り、広域的かつ総合的な視野でのまちづくりが望まれます。

7-5 都市計画マスタープランの進行・管理

(1) 都市計画マスタープランの周知

都市計画マスタープラン策定後、住民の理解・協力を深めるよう、パンフレット等の配布により今後のまちづくりの方向性を広く住民に周知します。また、マスタープランは20年という長期の計画であるため、広報や回覧板等で継続的に情報提供し、まちづくりに対する意識啓発に努めます。

また、都市計画決定等に関する説明会においては、その計画が都市計画マスタープランに基づいて行なわれることを明確にします。

(2) 進捗状況の把握

都市計画マスタープランは、長期の計画となるため、都市の将来像の形成を段階的に実現していくことが望めます。各計画や事業におけるプログラムとの整合性を図りながら、短期、中期、長期といった各段階での進捗確認を行っていきます。

(3) 評価と見直し

社会・経済情勢の変化や地域の実態、関係法令及び制度の改正、まちづくりの進捗状況を踏まえ、都市計画マスタープランに示される計画や事業について、適宜評価を行い、内容の改訂が必要な場合は見直しを行います。